

平成24年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成24年6月 5日 開会

）

平成24年6月19日 閉会

吉田町議会

平成24年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	3
○議会閉会中の委員会活動報告	1 2
○議会改革特別委員会委員長報告	1 5
○議案第40号～議案第45号の一括上程、説明	1 7
○報告第1号の報告	2 4
○散会の宣告	2 5

第 2 号 (6月13日)

○開議の宣告	2 6
○一般質問	2 6
佐藤正司	2 6
平野積	3 9
藤田和寿	4 4
吉永満榮	5 4
山内均	6 5
八木栄	7 6
○散会の宣告	9 0

第 3 号 (6月19日)

○開議の宣告	9 1
○議事日程の報告	9 1
○議案第40号の質疑、討論、採決	9 1
○議案第41号の質疑、討論、採決	9 2

○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	9 3
○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	9 3
○議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	9 4
○議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議員派遣について	1 0 9
○議会閉会中の継続調査について	1 0 9
○町長あいさつ	1 0 9
○議長あいさつ	1 1 2
○閉会の宣告	1 1 2

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成24年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） さきの3月議会が終わりまして、議員の皆さんには顔を見た方もおりますし、見ない方もおりますけれども、皆様の元気な顔に接して本当にうれしく思っております。

私は、先々週の金曜日、ふとしたことで夏風邪を引きまして、10年ぶりでございますけれども、風邪を引いてかなり1週間ほどつらい日々を過ごしました。考えてみますれば、ことしもそうでございますけれども、とりわけ津波防災まちづくりの事業が加わったこともございますし、1月の仕事始めから土日なしで、本当に月月火水木金金で、よくまあ頑張っているなど、こう自分でも思っておりました。本当に津波防災まちづくりというものは、この町のあしたというものを決定する事業でございまして、そのためには本当に寸暇を惜しんで事に当たらなきゃならないと、こう常々思っております。そのためには、当然のことながら体力・気力が基本でございまして、やっぱり体力・気力というものがどこかで少しおろそかになったのかなと思直しまして、また、改めて体力・気力の充実に励んでおる毎日でございます。

議員におかれましても、もうこの町の現在の状況をよくよく考えて、事に臨んでいただくようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、私のあいさつといたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、5番、三輪正邦君、6番、枝村和秋君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月5日から6月19日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日6月5日から6月19日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

5月24日木曜日、静岡市、県市町村センターにおいて静岡県町村議会議長会総会が開催されました。議題として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についての3件について審議が行われ、協議の結果、会長に賀茂郡南伊豆町の梅本和熙議長、副会長に駿東郡長泉町の木下章夫議長、監事に榛原郡川根本町の板谷信義議長と田方郡函南町の杉村彰正議長が選任されました。そのほか、平成24年度の今後の主要行事予定について連絡があり、閉会しました。

5月29日火曜日、30日水曜日の両日、東京メルパルクホールにおいて第37回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。本研修会は、「今後の町村議会のあり方と自治制度」をテーマに開催され、正副議長が参加しました。

研修は、町村議会活性化事例として、「わが町の議会活性化への取り組み」と題した埼玉県嵐山町議会の議長、長島邦夫氏による事例発表。

シンポジウムとして、中央大学名誉教授、今村都南雄氏をコーディネーターに、明治大学政治経済学部教授、牛山久仁彦氏を初めとする4人の大学教授をパネラーに迎えて行われたパネルディスカッション。

また、「『日米文化比較論』～東日本大震災後の…頑張れニッポン～」と題した山形弁研

究家、ダニエル・カール氏による講演、「『議員の健康管理術』～免疫力を高める生活のすすめ～」と題した東京医科歯科大学名誉教授、藤田紘一郎氏による講演でした。

大変有意義な講演、シンポジウムであり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に生かしてまいりたいと思います。

6月1日金曜日、静岡市、ホテルセンチュリー静岡において静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研究会が開催されました。これは、正・副議長が出席しました。

初めに、定期総会が行われ、第1号議案 平成23年度事業実績及び歳入・歳出決算について、第2号議案 平成24年度事業計画及び歳入・歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

総会に続いて政策研究会が開催され、防災システム研究所所長、山村武彦氏による「地方議会議員としての防災対策」と題しての講演がありました。「災害から人を守る仕組み作り」について、「生き残りマニュアル」の必要性、また、「向こう三軒両隣の人と人との結びあい」の大切さを熱く語られ、議員としての防災に対する取り組みを再確認できた講演がありました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査、定期監査の監査結果報告書が提出されており、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または委嘱され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。

お聞き取りのほどよろしく願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

東日本大震災から1年以上が経過いたしました。福島第一原子力発電所の事故につきましては、いまだに全容が解明されず、地域の再生の見通しも立たない深刻な状況にあります。

こうした惨状を目の当たりにいたしますと、原発を基幹発電と位置づけて進めてきた国のエネルギー政策に疑問を呈さずにはいられなくなり、去る4月28日には、脱原発を訴える全国の首長と行動をともにし、「脱原発をめざす首長会議」に参加いたしました。

私は、従来から、原子力発電は、日本経済を支えるエネルギー需要を満たす過渡的なものであり、より安全な代替エネルギーの開発を進め、将来的には原子力発電をゼロにするようにエネルギー政策の転換を図るべきであると申し上げてまいりました。そして、特に、東海地震の震源域となる可能性の高いところに立地する浜岡原子力発電所は、町民の安全・安心を最優先に考え、町民の生命、財産を守るためには「廃炉にすべき」ということを申し上げてまいりました。

その浜岡原発では、現在、大規模な津波対策工事が実施されており、海拔18メートルの防波壁の建設が進められております。

しかし、本年3月31日に内閣府が公表いたしました東海、東南海、南海地震が連動して起こる最大級の南海トラフ巨大地震における最大津波予想高は、御前崎市の場合21メートルとなっており、現在建設中の防波壁の高さを超えるものとなっております。

住民の生命や財産、さらには経済活動の継続をも脅かすことになりかねない事象への対策というものは、小手先ではなく、高い精度で最も深刻な事態を想定し、その想定に対していかに有効な手だてを講ずるかが重要であると考えておりますので、現在、浜岡原発で進めている防災対策だけでは安心感を得ることは難しいものと感じております。

私は、今後とも引き続き東海地震の震源域となる可能性が高く、内閣府の有識者会議でも大津波の被害が想定されている場所に立地する浜岡原発については「一日も早く廃炉にすべき」こと、また、いつまでも原子力発電に頼るのではなく、より安全な代替エネルギー政策への転換を図るよう、国・県等の関係機関に対して申し上げてまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、新年度に入りまして2カ月が経過したところでございますが、本年度事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

まずは、「津波防災まちづくり事業」につきましてご報告申し上げます。

昨年11月末に作成しました吉田町津波ハザードマップの想定をもとに、本年3月末に「津波避難計画」を策定したところでございます。

この津波避難計画は、津波対策に対する基本的な考え方や町の津波対策の方向性等をまとめたもので、町民の皆様の津波避難時の指針となるものでございます。

この計画は、町民の皆様が地域における具体的な避難行動を計画する上での道標となりますことから、今後、町民の皆様と一緒に、より効果的な計画にしていこうためには、まずは浸水地域に居住される町民の皆様に町が考えている津波避難の考え方、津波対策事業等を丁寧に御説明し、御理解いただくことが重要であるとの認識のもと、浸水地域に居住している町民の皆様、町内で生産活動をされている企業の皆様に対しまして、命を守る対策として町が計画している避難施設等の施設計画案を中心に説明会を開催いたしました。

この説明会でございますが、まず4月24日に、各地区の自治会役員及び議員の皆様を対象に行い、次いで5月8日には、町内の企業の皆様を対象に実施いたしました。

そして、各町内会の皆様への説明につきましては、津波の浸水が予想される13の町内会を対象にして、5月7日から5月30日の間に12会場を回り、全体で約900人の方の御参加をいただきました。

各説明会場では、参加されました皆様からさまざまな御意見や御要望、そして御提案をいただきました。皆様からいただきました御意見、御要望等につきましては、今後精査しながらフォローアップし、実効性のある津波避難計画にしていきたいと思いますと考えております。

この説明会でも御説明いたしましたが、今年度は、住吉地内に2基、川尻地内に1基の津波避難タワーを建設する予定でございます。

この3基の津波避難タワーの設置の候補地としましては、住吉地内につきましては、都市計画道路中央幹線をまたぐように道路上に建設する計画であり、川尻地内につきましては、浜田土地区画整理事業地内の町有地に建設する計画でございます。詳細な設置場所や規模などは、今後、自治会、町内会の皆様にお示しし、地元の皆様の御理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、この津波避難タワー以外の避難路整備事業や防災公園整備事業につきましては、現在、国の採択に向けて国・県等の関係機関と最終の協議を進めているところでございます。

今後とも、早期の完成を目指し、地元の皆様の意見等を伺いながら、迅速かつ着実に事業を進めてまいります。

また、津波防災まちづくり事業に直接関係するものでございませませんが、4月8日に公益社団法人・土木学会地震工学委員会の方々が、昨年度整備しました住吉小学校屋上への避難階段におきまして、「津波災害避難誘導公開実験」を行いました。これは、夜間に災害が発生したことを想定し、暗闇の中でも避難誘導が可能な蓄光式避難誘導板の実証実験でございまして、当町が進めている「津波防災まちづくり」への取り組みが全国的に注目され、このような実験が行われたものでございます。

また、去る4月11日には、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県を管轄区域とする国土交通省中部地方整備局に、「地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会」が設立されました。この委員会は、中部圏の各市町村の地震・津波災害に強いまちづくりへの取り組みの促進を目指し、地震・津波災害に強いまちづくりのガイドラインを策定することを主とするものでございまして、委員会のメンバーには、大学教授等の研究者を初め、経済界代表、各県の部長とそれぞれの県から2人の首長が選ばれ、静岡県では沼津市長と吉田町長が選ばれました。

私が、この検討委員会の委員に選出されましたことによりまして、当町がこの検討委員会におけるモデル地区の候補地に選定されました。このため、先日、検討委員会の委員や国土交通省中部地方整備局の方々が当町の現状を把握するため、現地視察に訪れたところでございます。

津波防災まちづくりは、まだ始動したばかりでございまして。本年度を「津波防災まちづくり元年」として、町民の皆様の生命、財産を守るべく、強力にこの津波防災まちづくり事業を推進してまいります。

続きまして、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業について御報告申し上げます。

まずは、敬老事業について御報告申し上げます。

町の敬老事業につきましては、例年75歳以上の方をお招きして、88歳の米寿を迎えられる方を中心に、長寿をお祝いする式典を行ってまいりましたが、本年度からは、式典にかえて、米寿を迎えられる方の誕生月に直接御自宅へ訪問をさせていただき、お祝い品の贈呈を行うことといたしました。

これは、9月の残暑厳しい折、御出席される方々の健康面を考慮したものでございまして、式典の取りやめの決定に際しましては、高齢者に対するアンケート調査結果や老人クラブへのヒアリング調査結果を踏まえまして、変更の決定をしたものでございます。

また、例年、式典会場におきまして75歳以上の方にお渡ししておりました「敬老記念品」につきましては、本年度は「満77歳を迎えられる喜寿の方」と「80歳以上となられる方」に対しまして、9月11日に総合体育館におきましてお渡しさせていただくこととし、今後、対象となる皆様に御案内する予定でございまして。

ちなみに、本年度は、満100歳を迎えられる方がお一人、米寿を迎えられる方が121人いらっしゃいます。

町内最高齢者及び満100歳を迎えられる方へのお祝い訪問は、9月初旬に計画してござい

すが、米寿の方へのお祝い訪問は既に始まっておりまして、4月、5月生まれの方17人に対しましてお祝い訪問を実施したところでございます。御本人を初め、家族の皆様にも大変喜んでいただいておりますことから、今後も継続してまいりたいと考えております。

敬老事業の内容が一部変更いたしますが、長年にわたり吉田町の発展に御尽力くださいました高齢者の皆様の長寿をお祝いする気持ちは、いささかも変わるものではございません。今後も、町の敬老事業を初め、高齢者施策全般につきまして、より一層充実させていきたいと考えております。

次に、子育て支援事業でございます。

当町では、産みやすく、育てやすい環境を整備するため、平成14年度の「さくら保育園」を皮切りに、平成18年度に「わかば保育園」、平成20年度に「さゆり保育園」と3園の整備を順次進めてまいりました。本年度は、最終となります「すみれ保育園」の建設を2カ年をかけまして整備していく予定でございます。

この「すみれ保育園」は、保育園機能と新たに設置予定の児童発達センターの機能を有する複合施設を予定しております。これによりまして、現在、牧之原市の福祉の家に通所中の障害を持たれた児童を受け入れることが可能になり、御家族の御負担を少しでも軽減することができるとともに、身近な町内で福祉サービスを受けることが可能になりますことから、福祉の向上につながるものでございます。

また、現在のすみれ保育園は、津波ハザードマップの浸水区域に位置しております。このため、園児の安全の確保を最優先に考えるとともに、被災時には浸水地域の方々の避難所として利用できることを考慮し、津波の浸水区域外でできる限り浸水地域に隣接する用地に絞って検討した結果、中央小学校東側で都市計画道路東名川尻幹線と町道西の宮線との間に位置する土地を建設候補地として決定をいたしました。そして、地権者の皆様と協議を重ねた結果、おおむね御理解をいただきましたところでございます。

今後は、保育園の基本設計、実施設計に入りまして、平成25年度の完成を目指してまいります。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「消防・救急」関連事業であります静岡地域消防救急広域化につきまして御報告申し上げます。

災害の多様化に対応した消防体制の整備及び確立を図るため、平成22年8月に、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の3市2町で構成します静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会を設立し、広域消防運営計画の策定に向けた体制整備などの準備を進めてまいりました。

この運営協議会設立準備会では、目標としておりました広域消防運営計画の素案となる静岡地域における運営計画の骨子、重要事項である組織体制、身分の取り扱い、財産の取り扱い、経費負担等につきまして、関係市町で協議を重ねてまいりました。このほど、設立準備会から運営協議会への移行準備が整いましたことから、本年3月に開催されました準備会総会におきまして、静岡地域消防救急広域化運営協議会の設置案が承認され、さらに5月28日の第6回準備会総会におきまして、すべての構成市町の合意が得られ、本年6月1日付で運営協議会へ移行する運びとなりました。

本年度は、広域消防運営計画の策定が主となるものでございますが、この広域消防運営計画を策定していく上で、これまで以上の個別具体的な検討が必要となります。また、消防救

急無線のデジタル化及び消防総合情報システムの整備に係る協議をあわせて行っていく必要がありますことから、実務者レベルによる総務、財務、消防実務、通信の4分科会を設置し、協議を進めていく計画になっております。

また、この消防救急広域化と並行して行います消防救急無線デジタル化の整備スケジュールでございますが、昨年度において基本設計業務が完了したことに伴いまして、本年度は実施設計業務を行い、平成25年度から平成27年度までの3カ年をかけまして工事を実施し、運用試験を経て、平成28年4月からの運用開始を目指しております。

また、消防総合情報システムの整備につきましては、本年度、基本設計を行いまして、来年度に実施設計、平成26年度から2カ年をかけましてシステムの整備を行い、運用試験を経て、平成28年4月からの運用開始を目指す計画となっております。

続きまして、「心豊かな人を育てるまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」関連事業であります、ちいさな理科館事業につきまして御報告申し上げます。

ちいさな理科館は、学校から離れた場所で、自由な時間に子供たちに夢と刺激を与え、一人一人に科学への扉を開かせる活動を行うことなどを運営方針に掲げ、平成22年8月7日に開館いたしました。ちいさな理科館に通う子供たちは、館内の展示物を見たり触れたりすることで理科に対する興味を抱き、また、各種講座への参加を通じて理解を深めているところでございます。

本年度も4月より各種講座を開催しており、4月の1カ月で528人の方々が来場されました。

なお、本年度も東京大学総長、文部大臣を歴任され、ちいさな理科館の名誉館長でいらっしやいます有馬朗人先生を7月31日にお招きし、午前中に町内の教員や保護者などを対象とした講演会、午後から小学生及び小学校教員を対象とした模範実験を予定しております。

子供たちも学校での授業と異なり、日本を代表する理学博士の有馬朗人先生の模範実験を受けることで、理科に対する興味・関心が今まで以上に増すだけでなく、教員の指導力向上にもつながるものと考えております。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備」関連事業であります、みどりのアオシスマつりについて御報告申し上げます。

4月29日の「昭和の日」に、県営吉田公園におきまして「第20回吉田町みどりのアオシスマつり」を開催いたしました。

町民と町が一体となり、みどりあふれる都市づくりを実施することを目的として始まりました「吉田町みどりのアオシスマつり」もことしで20回目となり、当日は、およそ1万7,000の方が御来場くださいました。

今回は、20年という節目の年でありましたことから、2つの記念事業を実施いたしました。1つ目は、緑のカーテン普及事業として「地球温暖化防止にチャレンジ！みんなで作ろう緑のカーテン」をテーマに、ゴーヤの苗等を福引の景品に加え、進呈をいたしました。2つ目は、日ごろ「緑化思想の普及とみどり豊かな街づくり」に多大なる貢献をいただいている花いっぱい活動団体の皆様に、感謝状等を贈呈させていただきました。

特に、潤いのある良好な住環境をつくるためには、より多くの町民の皆様が参加して、緑化の普及啓発を図っていかねばなりません。今後も、より多くの方が参加する仕掛けづくりを展開していかねばなりません。現在、御活躍されております花いっぱい活動団

体の皆様が中心となって、町内の住環境に彩りを添えていただき、だれもが住んでみたくなる潤いのあるまちづくりのリーダーとして、ますますの御活躍を期待しております。

最後に、「まちづくり計画の推進」に関し、適正で効率的な行財政運営に資する事業につきまして、御報告申し上げます。

まず、個人町民税の特別徴収義務者の指定促進について申し上げます。

納税は、国民の義務であり、公平に課せられるべきものでありまして、その納税されました税金は、我が町の歳入の根幹をなすものでございます。

地方自治体にとりまして、税財源の確保は極めて重要であり、特に税源移譲によって増加した財源である個人住民税は、確実に収納していく必要があり、その対策を講じていかなければなりません。

現在、個人住民税の徴収方法といたしましては、2通りございまして、町の条例によりまして、所得税を徴収して納付する義務がある事業主を特別徴収義務者と指定して、その特別徴収義務者から課税した市町村に納入していただく制度と、個人自身の申告書等に基づく納付書により個人みずからが市町村に納付していただく制度がございます。

しかしながら、これまで特別徴収義務者となる事業主が従業員の個人住民税を納入していただく制度の徹底がなされておらず、所得税の徴収義務者であっても個人住民税の特別徴収を実施していない場合があります。

このため、静岡県と当町を含む県内市町では、この制度の徹底を図り、個人住民税の特別徴収を確認し、昨年度から所得税の源泉徴収義務のある事業主に個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めてまいりました。

当町におきましては、昨年11月に町内の特別徴収義務者の未指定であった事業所に対し、特別徴収義務者の指定予告通知を1,646通発送いたしました。

その結果、平成24年度の当初の特別徴収指定者数は、2,922事業所、1万819人となり、平成23年度と比べ781事業所、1,953人の増加となりました。

こうした取り組みをすることによりまして、納税の公平性が保たれることはもちろんのこと、現年分の徴収率の向上、ひいては収入未済額の縮減につながるものと考えております。今後とも、このような取り組みを適正かつ確実に行っていくことで、税の公平性の担保と及び財源の確保を努めてまいります。

次に、行政評価の取り組みについてでございます。

当町におきましては、平成17年3月29日に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、「吉田町行政改革大綱（第3次）」及び「吉田町集中改革プラン」の中に「行政評価システム構築」という方針を掲げてまいりました。

さらに、平成23年度から5年間の計画期間とする「吉田町行政改革大綱（第4次）」及び「吉田町行政改革プラン」におきましても、「町独自の行政評価システムの構築」を掲げております。

こうした長期間の取り組みの中で、当町になじむ独自の行政評価システムを構築しようと研究を重ねてまいりましたが、研究に着手しました当初は、予算事業を細分化した個別の事務事業を設定して、その事務事業単位で行政評価を行うことを検討し、この方法による試行を平成21年度に実施いたしました。

しかし、この方法では、評価項目の設定に恒常的な客観性を持たせることは難しいほか、

評価項目数が膨大となり、事務的な負担が大きいことなどのデメリットが明らかになり、さらに試行錯誤を重ね研究を進めることといたしました。

こうした経過をたどった末に、当町では、総合計画、予算及び行政評価を連動させた「行政評価システム」が最も効率的であるとの結論に達し、平成22年度から実施計画事業とその手段となる予算事業の関係を見直し、目的と手段の関係が一致しない内容について組みかえを行い、実施計画事業と予算編成事業の体系化を進めてまいりました。

そして同時に、基本計画に掲げている目的達成に向けて実施する実施計画事業ごとに、予算執行状況、実績、現状の把握などを行い、その成果や課題などを検証し、次年度の実施計画と予算編成につなげることができる独自の評価シートを作成いたしました。

この開発しました評価シートは、「吉田町まちづくりステップアップシート」と名づけ、作成する中で必然的にPDCAサイクルを満足するものに仕上げましたので、平成24年度から実用化することといたしました。

平成24年度には、実施計画事業を構築する平成23年度予算の決算ベースの検証に基づき、平成25年度以降の実施計画と当初予算編成に活用するシートができ上がりますが、このシートの一部は、決算の附属資料となる「主要な施策と成果に関する説明書」や実施計画の原案として活用できる多用途に対応できる資料となっております。

今後、当町の行政資料の一部は、「吉田町まちづくりステップアップシート」を基本とするものにかえてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解賜りたいと存じます。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、本年度は、まだ始まったばかりでございますので、今後、それぞれの事業が本格的に進んでいくわけでございますが、その中で、特に重要施策であります津波防災まちづくり事業は、町民の皆様の生命、財産に直接かかわるものがございます。

町民の皆様の命を守る対策は、私に課せられた大きな課題でございますので、できることから早急に対応し、皆様に「安全・安心」を実感していただけるよう、努力してまいります。

また、町内に立地している企業の皆様にも、安心して町内で生産活動が継続できるよう。今後も引き続き、国・県へ津波対策について力強く働きかけしてまいります。

先人から受け継いだ豊かで勢いのある町を今後も継続し、後人に渡していくためには、今、何が必要なのか、何をすべきなのかということを、議員各位におかれましても、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、今議会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

7番、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告いたします。

5月23日に委員会を開催し、調査案件の町と自主防災会の連携についてを協議しました。

委員から出た意見は、昨年の東日本大震災と原発事故を地域における自主防災会の果たすべき役割は重要であり、見直す必要がある。特に、津波対策と原発事故の対策では、町と自主防災会の連携を重視し、考えていかなければならない。

自主防災会は地域性があり、住吉、川尻地区の自主防災会の内容と、片岡の一部や新しく北区に防災公園整備が進められている中での対応など、町がどのように自主防災会の強化指導をしていくのか。

また、今後、川尻や住吉は津波避難タワーを建設していく中で、各自主防災会の組織の中でも違う場所に避難する人も出てくる。町はどのように指導していくのか。

浜岡原発に関して国が検討しているUPZとの関係、県の第4次被害想定が作成された後の町の自主防災会への指導計画をどのように考えていくか聞く必要があるなど、意見が出ました。

今後、委員会の調査の基本は、町が自主防災会の強化をどのように考え、進めていくかをテーマを調査していくことです。

次回の委員会は、6月6日に所管事務調査を協議し、6月8日の委員会は、担当課から町と自主防災会の連携について町の基本的な考え方を聞き、町が自主防災会の育成強化をどのように図っていくのかを主に事務調査を行うことを決め、委員会を閉会いたしました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

これで報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） それでは、産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成24年4月12日、さきに決定した委員会視察について内容確認を行いました。視察日、4月27日金曜日、日帰り、視察場所、富士宮市役所、視察の調査内容は、フードバレー構想について。

なお、視察を有意義に進めたく、質問事項等を前もって富士宮市役所をお願いすることとしました。質問事項として、1、フードバレー構想の経緯について、2、行政の支援体制について、3、まちの活性化についてとし、以上で協議を終了し、委員会を閉会しました。

平成24年4月27日、研修事項をフードバレー構想とし、富士宮市役所へ視察研修に行きま

した。

同市は豊かな自然に恵まれ、広大な朝霧高原の酪農やわき水を使ったニジマス、日本一の標高差を生かした多品種の野菜など、古くから多くの食資源に恵まれ、それを大切に育ててきた。そんな富士山の恵みと文化を誇りとする同市は、平成16年から食を生かした産業振興と市民の健康づくりを目指し、フードバレー構想を掲げ、市民と生産者、NPO、企業、大学が連携し、市を挙げて食のまちづくりに取り組んでいました。

フードバレーの名称は、アメリカのコンピューター産業の集積地シリコンバレーに由来し、シリコンバレーがコンピューターの集積地であるように、富士宮市のおいしい食べ物、特色ある食べ物、よい食べ物がたくさん集まっているところにあります。

研修事項のフードバレー構想の経緯については、食品関連企業の立地、富士宮やきそばのブレイク、中心市街地の活性化ワークショップの立ち上げ、1年間の活動を経て、その後、危機感を持った何人かがグループに残り話し合いをした。このような中、平成16年、市長の発案で提唱された。

フードバレー構想の基本コンセプトは食の循環で、食、農業、環境、健康、食という食をキーワードにしたものでした。産業については、一次産業、二次産業、三次産業を組み合わせた新しい食品産業、六次産業の振興を目指す。ブランドの確立については、知的財産支援事業、弁理士による無料相談、市職員による知的財産相談、先行技術等調査、知的財産権取得事業補助金、新技術・新製品出展事業費補助金、小・中学校・高校における知的財産授業の実施、フードバレーの商標登録、ネットワーク経済の活性化については、食のネットワーク化で十勝市、小浜市、松阪市、富士宮市がホームページにより連携し、情報の共有化や都市交流を図り、また愛してね！っとのホームページでも各地の食文化や食に関する情報の共有化をしていました。

また、東京農業大学、日本大学国際関係学部、短期大学部などの大学との連携協力協定を締結していました。

安心・安全な食生活については、田んぼの学校、市民参加による化学肥料や農薬を使用しない米づくりが行われています。

地食健診、食育による健康づくりでは、毎月第3日曜に食卓の日を制定、おむすび給食の実施や食育フェア、子どもと楽しむ食育まつりを開催しているとのことでした。

フードバレー構想の推進体制については、民間の団体としてフードバレー推進協議会を設置、行政の体制においては、食をキーワードにした第4次富士宮市総合計画の策定、富士宮市食育推進計画策定に向け、食育推進検討委員会の発足、食のまち・フードバレー推進室へ職員3名の配置、行政内部に各課の連携によるフードバレー推進チームを編成し、情報発信部会、食育部会、健康づくり部会、産業振興部会など4つの部会を設け、事業展開をしている。フードバレー推進協議会へ380万円の補助金のみで、フードバレー構想での予算というものは特についていないとのことでした。

経済効果とその波及効果については、年間約60万人の観光客があり、平成13年から21年の9年間で439億円の経済効果がありました。また、富士宮やきそばの商標使用料による市のふるさと寄附金も行われているとのことでした。富士宮やきそば学会を初め、にじます学会、みるく学会などの市民の自主的な応援団が結成されていました。

意見交換終了後に、市の観光名所であります浅間大社前のお宮横丁を視察し、委員会視察

を終えました。なお、同横丁は、民間事業所が整備したものでした。

平成24年5月21日、富士宮市の視察報告についてまとめの協議をしました。また、同市の取り組みと当町の比較などを産業振興につながる要素を提言するため、開会中に当局へ質疑することを決定し、委員会を閉会しました。

以上で、当委員会の議会閉会中の調査活動を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） それでは、議会改革特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

3月22日、役場4階第2会議室において、午前10時から12時まで、委員13名で第18回委員会を行いました。

協議内容は、議会の課題、今後の課題・問題と今後の改革について、条例への落とし込みを再確認いたしました。資料といたしまして、西日本新聞報道センター記者と東京財団研究員の論説を使い、参考といたしました。

そして、情報提供について、町民、議会、行政の関係について、議員と議会についてを協議を行いました。

条例との整合性について、協議内容を踏まえ、正副委員長で案をつくり、次回委員会で協議することを決定し、閉会いたしました。

4月5日、役場4階第2会議室にて、午前9時から正午まで、出席委員数13名で第19回委員会を行いました。

内容は、基本条例案の逐条ごとに、これまでの課題、今後の姿について、正副案をもとに確認を行いました。

今後は、これをもとにわかりやすい資料にまとめ、議会として説明することといたしました。

4月18日、役場4階第2会議室にて、午前9時から午前11時8分まで、委員13名で第20回委員会を行いました。

内容は、再度、正副で作成した議会の課題と条例の必要性について、特に議会と町民との関係について、議会と行政との関係について、議会と議員との関係について協議を行いました。

た。

指摘事項や意見をもとに再度調整することとなり、一目でわかりやすい図と説明文にまとめ、次回以降に、再度、委員会で協議することといたしました。

5月14日、役場4階第2会議室にて、午前9時から11時半まで、委員13名で第21回委員会を行いました。

内容は、町民、議会、行政の相互関係を示した図表についてと、現状の課題、町民への約束、目指す姿の説明書について行いました。

5月22日、役場4階第2会議室にて、午前9時から11時23分まで、委員13名で第22回委員会を行いました。

前委員会の協議内容をまとめた資料について協議を行いました。語句や言い回しを確認し、資料作成をいたしました。

5月24日、役場4階第2会議室におきまして、全員協議会終了後から午前11時49分まで、委員13名で第23回委員会を行いました。

議会基本条例について、課題整理と当局に提出する資料説明について最終確認を行いました。図表は、議会と町民との関係図と議会と行政との関係について確認し、説明資料としては、町民と議会と行政の3つのテーマに分け、現状の課題として、1、議会と町民との関係では、町民参加のシステムが確立していなかったこと、2、議会と議員との関係では、議会と議員の機能と役割について認識が不足していたこと、3、議会と行政との関係では、掘り下げた議論が足りなかったこと、したがって、具体的事例で補足することといたしました。

そして、現状に満足することなく、今後も議会改革を推進し、これらの課題を是正するために議会基本条例を制定し、町民へ約束する。その内容として、1、議会と町民との関係では、議会と町民の相互理解を深め、町民参加を図ること、2、議会と議員との関係では、議会と議員の機能と役割を認識して活動を推進すること、3、議会と行政との関係では、議案ごとに是々非々の議論を深めることといたしました。その約束を実行し、我々の目指す姿、開かれた議会の実現を図ることといたしました。

以上、内容の図表と資料についてお諮りしたところ、全委員異議がなく決定いたしました。また、当局に提出する議長名の文書内容についてもお諮りし、全委員異議なく決定いたしました。決定した資料を議長名提出後、当局との懇談会を要請することとして、委員会を終了いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第40号～議案第45号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により日程第6、第40号議案から日程第11、第45号議案までの6議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について2件、条例の一部改正について2件、条例制定について1件、人事案件について1件の合計6件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第40号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）が平成24年3月31日に公布されましたことを受けまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置を講じること等の所要の改正をするものでございます。

第41号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第40号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る都市計画税の負担調整措置を講じること等の所要の改正をするものでございます。

第42号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）等が平成24年3月31日に公布されたことに伴いまして、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、被災者等の国民健康保険税に係る税負担の軽減を図るための特別措置を講ずる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、吉田町印鑑条例及び吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成21年7月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77

号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)が公布され、本年7月9日から施行されることに伴いまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となること及び新たな在留管理制度が導入され、従来の外国人登録法が廃止されますことから、条例中に引用している条項及び文言の整理を行う条例改正をお認めいただくというものでございます。

第44号議案は、吉田町暴力団排除条例の制定についてでございます。

本議案は、暴力団が組織の実態を隠して市民生活や事業活動に介入し、覚せい剤の取引を初め、多種多様な手段を講じて資金を獲得する犯罪が後を絶たず、これらが市民生活の身近な場所で発生している現状を踏まえ、本年3月に静岡県が安全で平穏な市民生活の実現に向けて、静岡県暴力団排除条例を制定したことを受けまして、今後、地域社会で暴力団の排除を進めていくためには、静岡県だけではなく、県内すべての市町が暴力団排除の取り組み姿勢を明確にするとともに、静岡県、静岡県警察本部等と連携を図り、安全・安心な地域社会の実現を目指していく必要がありますことから、今回、静岡県暴力団排除条例と連携した町の暴力団排除条例を制定しようとするものでございます。

なお、今回の条例制定につきましては、同じ牧之原警察署管内であります牧之原市とともに歩調を合わせ、同じ時期に条例制定を行い、平成24年8月1日から施行しようとするものでございます。

第45号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町川尻の村松晴雄氏が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町川尻の村松晴雄氏を吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、御同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします6議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長(八木 栄君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、田村政博君。

[総務課長 田村政博君登壇]

○総務課長(田村政博君) 総務課でございます。

第44号議案及び第45号議案の計2議案について御説明申し上げます。

初めに、第44号議案 吉田町暴力団排除条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の18ページから21ページ及び参考資料ナンバー5をごらんください。

本議案は、暴力団が組織の実態を隠して市民生活や事業活動に介入し、覚せい剤の取引を初め多種多様な手段を講じて資金を獲得する犯罪が後を絶たず、これらが町民生活の身近な場所で発生している現状を踏まえ、昨年3月に静岡県が安全で平穏な市民生活の実現に向けて、静岡県暴力団排除条例を制定したことを受けまして、今後、地域社会で暴力団の排除を

進めていくためには、静岡県だけではなく、県内のすべての市町が暴力団排除の取り組み姿勢を明確にするとともに、静岡県、静岡県警察本部等と連携を図り、安全・安心な地域社会の実現を目指していく必要があることから、今回、静岡県暴力団排除条例と連携した町の暴力団排除条例を制定しようとするものでございます。

なお、今回の条例制定につきましては、同じ牧之原警察署管内であります牧之原市と歩調を合わせ、同じ時期に条例制定を行い、平成24年8月1日から施行しようとするものでございます。

それでは、吉田町暴力団排除条例の詳細につきまして御説明申し上げます。

第1条は、目的でございます。この条例は、暴力団が町民生活や町内の事業活動に不当な影響を与えている現状を踏まえ、吉田町からの暴力団の排除に関する基本理念を定め、町、町民、事業者の役割を明らかにしまして、暴力団の排除を推進し、町民の皆様の安全で平穏な生活の確保と本町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、この条例を制定しようとするものでございます。

第2条は、定義でございます。この条例における用語の定義を規定したものでございます。

第3条は、基本理念でございます。本町からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものでございます。暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、暴力団と交際しないことの4つを基本としております。

第4条は、町の役割でございます。第3条の基本理念に基づき、町の役割として町民等、県、他の市町及び関係団体と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること並びに暴力団排除に資する情報を県に対して提供することを規定したものでございます。

第5条は、町民等の役割でございます。暴力団の排除に関する町民等の役割の重要性を考慮し、第1項において、町民の役割、第2項において、事業所の役割、第3項において、暴力団排除に資すると認められる情報の提供に関する町民等の役割について規定したものでございます。

第6条は、町の事務及び事業における措置でございます。町が実施する事務及び事業が暴力団を利用することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するため、第1項において、暴力団の排除のための必要な措置、第2項において、暴力団排除措置を含んだ契約及び報告通報制度を定める措置、第3項において、入札に参加させない措置について規定したものでございます。

第7条は、町民等に対する支援でございます。第1項は、町が町民等に対して暴力団の排除のための活動に自主的にかつ相互の連携及び協力を図って取り組めるよう、必要な支援を行うことを規定したものでございます。第2項は、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深め、暴力団の排除のための活動に自主的にかつ相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、広報活動や啓発活動を行うことを規定したものでございます。

また、町民等が安心して暴力団の不当介入を排除し、また、その被害を警察に届け出るためには、これを支援する行政の役割が重要になることから、第3項において、暴力団排除活動を行う町民等の安全が確保されるよう、町が警察と連携し、町民等の安全に配慮する旨を規定したものでございます。

第8条は、青少年に対する教育等のための措置でございます。青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、第1項において、町が設置する小・中学校におい

て、必要に応じてこれらの目的を達成するための児童・生徒に対する教育が行われるよう適切な措置を講ずることを規定し、第2項において、青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることを規定し、第3項において、町内にある高等学校や青少年の育成に携わる者に対し情報の提供、その他の必要な支援を行うことを規定したものでございます。

第9条は、利益供与の禁止でございます。町民等による暴力団員等に対する金品、その他の財産上の利益の供与の禁止を規定したものでございます。

第10条は、暴力団の威力を利用することの禁止でございます。町民等が暴力団の威力を利用すること並びに暴力団と関係があることを認識させ、相手方を威圧することを禁止する規定でございます。

この条例の施行日でございますが、附則におきまして、この条例の施行日は、平成24年8月1日と規定しております。これは、牧之原警察署管内で同一歩調をとりますことから、牧之原市も同様の施行期日としているものでございます。

以上が第44号議案 吉田町暴力団排除条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第45号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の22ページをごらんください。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町川尻の村松晴雄氏が本年6月30日をもって任期満了になりますことから、村松氏の再任につきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

村松氏は、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちで、また、地域住民からの信望も非常に厚く、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選任者の住所につきましては吉田町川尻1546番地、氏名は村松晴雄、生年月日は昭和17年1月25日、現在70歳でございます。

なお、村松氏は、現在、固定資産評価審査委員会委員として平成12年7月1日から4期在職していただいております。ほかにかえがたい御経験と知識を有している方でございます。

以上が第45号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての内容でございます。

以上が総務課からの2議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第40号議案、第41号議案について御説明いたします。

本議案は、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される、特に喫緊の課題に対応するため地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正内容は、固定資産税及び都市計画税について、平成24年度評価替えに当たり、原則として従来の土地にかかわる負担調整措置を継続することとし、住宅用地にかかわる据え置き措置について廃止することとしております。

初めに、40号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明いたします。

提出議案の2ページから7ページまでと参考資料ナンバー1をあわせてごらんください。

参考資料の1ページをごらんください。

36条の2の改正は、公的年金等にかかわる所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正でございます。

2ページから3ページをごらんください。

第54条及び附則の10条の3の改正は、地方税法等の改正に伴う条項番号を整理するものでございます。

次に、4ページをごらんください。

第11条の改正は、固定資産税の土地について、負担調整措置を原則として現行の仕組みを3年延長することに伴う改正及び関連法律の改正に伴う条項番号を整理するものでございます。

5ページから6ページをごらんください。

第12条の改正は、宅地にかかわる負担調整措置の仕組みを延長することに伴う改正でございます。

ただし、12条の2項の課税標準の据え置きについて、商業地等については現行の据え置き措置を延長するものの、住宅用地にかかわる据え置き特例について、不公平是正の観点から廃止することに伴う改正でございます。

7ページから8ページをごらんください。

第13条の改正は、農地にかかわる負担調整の仕組みを延長することに伴う改正でございます。

第15条の改正は、特別土地保有税にかかわる課税の特例を延長することに伴う改正でございます。

21条の2の改正は、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団、財団法人にかかわる固定資産税等の非課税措置を追加したことによる改正でございます。

次に、9ページから10ページをごらんください。

第22条の2の改正は、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の特例について追加するものでございます。

11ページをごらんください。

第23条の改正は、地方税法等の改正に伴う条項番号を整理するものでございます。

12ページから14ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では町民税の経過措置を、第3条では固定資産税の経過措置を定めております。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

次に、第41号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）の概要でございますが、提出議案の8ページから12ページまでと参考

資料の2の新旧対照表とあわせてごらんください。

参考資料の1ページから2ページをごらんください。

附則第2項から第4項までの改正は、固定資産税と同様に負担調整措置の仕組みを3年間延長するものでございます。

附則第5項は、住宅用地にかかわる特例措置が据え置き特例が廃止されたことに伴う削除でございます。

2ページから3ページをごらんください。

改正後附則第5項から第7項までの改正は、固定資産税と同様、引き続き現行の制度を維持していく改正でございます。

4ページをごらんください。

改正後附則第9項から第11項の改正は、地方税法等の改正に伴う条項番号の整理を行うものでございます。

5ページをごらんください。

附則の第1項で施行期日を平成24年4月1日として、2項から経過措置を定めております。

以上が吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続いて、町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第42号議案と第43号議案につきましてお認めをいたさうとするものでございます。

それでは、第42号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案書の13ページ、14ページと参考資料ナンバー3の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を適用するため制定するものでございます。

改正内容は、国民健康保険税条例の附則第15項の次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、第16項を加える改正で、施行日を公布の日からとする改正でございます。

次に、吉田町印鑑条例及び吉田町手数料条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案書の15ページから17ページ、参考資料ナンバー4の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）が平成24年7月9日から施行され、同時に外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止となることに伴い、吉田町印鑑条例及び

吉田町手数料条例の一部を改正するとともに、この改正にあわせて文言等の整理を行うもの
でございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明させていただきます。

第1条は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

1ページをごらんください。

第2条第1項中「第81号」の次に「。以下『法』という。」を加え、「又は外国人登録法
(昭和27年法律第125号)」を削り、「記録又は登録を受けている者」を「住民基本台帳に
記録されている者」に改め、第4条第3項第1号中「町長の定めた者又は外国人登録証明書
の提示があったとき」を「本人の写真を貼付したものを提示すること」に改め、同項2号中
「書面で保証したとき」を「保証する書面を提出すること」に改めるものでございます。

2ページをごらんください。

第6条第1号中「又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は
氏及び名の各」を「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令
(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名
若しくは通称の」に改め、同条第2号中「等他」を「、その他氏名又は通称以外」に改め、
「合わせて」を削るもので、この改正により、外国人住民の通称を用いた印鑑の登録を可能
としております。

また、同条に1項を加え、この項により非漢字圏の外国人住民について、住民票の備考欄
に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の
登録を可能としております。

第7条第1項第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されてい
る場合にあっては、氏名及び通称)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に1
号を加えることにより、外国人住民の通称及び新設する第6条第2項において登録を認めた
非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を印鑑登録原票に登録することとなります。

3ページから4ページをごらんください。

第13条では、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加え、第5号の改正及び第6号の
新設により、外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記の変更並びに
外国人住民でなくなったことを町長が知った場合には、職権により印鑑登録を抹消すること
ができることとしており、第2項の新設により、印鑑登録の廃止等の理由による抹消につい
て通知の規定を定めております。

9ページをごらんください。

附則では、施行期日及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき吉田町の外国人
登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取り扱いについて定めております。

このほか、あわせて文言等の整理をするものでございます。

次に、第2条吉田町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表の6ページをごらんください。

別表中、現行の手数料を徴収する事項欄中、外国人登録に関する証明及び手数料の金額欄
中、1通につき300円を削除するものでございます。

吉田町印鑑条例及び吉田町手数料条例の一部を改正する条例の施行日は、平成24年7月9
日でございます。

以上が町民課から提出いたしました2件の議案の概要説明でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で、上程説明が終わりました。

ただいま説明がありました第40号議案から第45号議案までの6議案につきましては、議会最終日に審議予定でありますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第1号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第12、第1号報告 平成23年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を行います。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） それでは、ただいまより第1号報告 平成23年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について内容を説明させていただきます。

議案書の23ページと24ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、3月議会定例会の平成23年度吉田町一般会計補正予算（第4号）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により平成24年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告するものでございます。

計算書の内容でございますが、24ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただきました事業は、計算書に掲げました6事業でございます。

まず、2款1項のコミュニティ施設整備事業費でございますが、事業費8,439万3,000円のうち4,405万5,000円を平成24年度に繰り越して執行するもので、その財源でございますが、未収入の県支出金の空港隣接地域振興事業費補助金2,888万5,000円と一般財源1,517万円でございます。

次に、6款3項の水産基盤整備事業費でございますが、事業費5,200万円のうち2,841万6,000円を平成24年度に繰り越して執行するもので、その財源につきましては、未収入の県支出金の漁業基盤整備事業費補助金の2,023万4,000円、吉田町漁業協同組合からの分担金157万円と町債590万円、そして一般財源71万2,000円でございます。

次に、8款2項の西の坪大浜5号線道路改良事業費でございますが、事業費の1,460万円全額を平成24年度に繰り越して執行するもので、その財源は、未収入の県支出金の都市計画合街路事業費補助金360万円と一般財源1,100万円でございます。

次に、8款3項の大窪川改修事業費でございますが、事業費の3,000万円のうち2,008万9,000円を平成24年度に繰り越して執行するもので、その財源につきましては、未収入の町債1,760万円と一般財源248万9,000円でございます。

次に、8款4項の土地区画整理事業費でございますが、事業費の8,601万円のうち615万1,000円を平成24年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、すべて一般財源でございます。

次に、8款4項の公共榛南幹線整備事業費でございますが、事業費の1億113万2,000円のうち1,070万円を平成24年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金の社会資本整備総合交付金583万円、町債420万円、そして一般財源67万円でございます。

以上が第1号報告の内容でございます。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時29分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第9日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 佐藤正司君

- 議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。
〔7番 佐藤正司君登壇〕
- 7番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤です。
私は、さきに通告してある、75歳以上の人にも人間ドック検診の助成はできないかを質問いたします。
74歳までの国保加入者には、人間ドックを受けた場合、国保から保健事業の一環として助成があります。例えば榛原総合病院で受診した場合は、費用3万9,600円のうち2万円が、脳ドックでは3万8,850円のうち2万円の助成制度があり、自己負担は半分で済みます。それが、75歳以上になると後期高齢者医療制度に移行し、この助成を受けられなくなります。5月に開催した議会報告会のときに町民の方から、なぜ75歳になると助成がなくなるのかと疑問が出されました。高齢者が健康で長生きするには、早期に発見することで、御本人はもちろん、医療費も安く済みます。ぜひ町独自で助成すべきだと考えます。以下、質問します。
- 1、75歳以上の人に、人間ドック検診に助成をしない理由は何か。
 - 2、近隣の市町の状況はどうか。
 - 3、町として人間ドック検診に助成はできないか。
- 以上です。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 75歳以上の人にも人間ドック検診の助成はできないかの御質問についてお答えします。

初めに、1点目の75歳以上の人に人間ドック検診の助成をしない理由は何かについてお答えをいたします。

後期高齢者医療被保険者の人間ドックの助成につきましては、老人保健医療制度のころから、75歳以上の方は既に何らかの疾病にかかり、医療機関を受診している割合が高いことなどにより、人間ドックの助成を行ってはおりませんでした。

次に、2点目の近隣の市町の状況についてはどうかについてお答えします。

後期高齢者の人間ドックの助成は、平成23年度において県内35市町のうち、人間ドックのみを助成している市町が5団体、脳ドックのみを助成している市町が1団体、人間ドック、脳ドックの両方を助成している市町が7団体でございます。

近隣の市町の状況を申し上げますと、島田市は人間ドックのみの助成、牧之原市、焼津市、藤枝市、川根本町は、人間ドック、脳ドックの両方を助成しており、平成23年度の各市町の人間ドックの助成件数は、牧之原市115件、島田市140件、焼津市187件、藤枝市160件、川根本町47件でございます。

平成24年度の助成額は、牧之原市は一律2万円、島田市は、島田市民病院の日帰り人間ドックのみ助成対象となり、費用額の7割分、焼津市は税抜き価格の7割分、藤枝市はコースごと限度額の範囲で費用額の7割以内、川根本町は費用額の7割分を助成しております。

次に、3点目の町として人間ドック検診に助成はできないかについてお答えします。

後期高齢者の人間ドックの助成に関する当町の様子を申し上げますと、これまでも後期高齢者となられた方から、国民健康保険の被保険者である74歳までは助成を受けることができたが、後期高齢者医療の被保険者となった75歳からは助成が受けられないのはなぜかという趣旨のお問い合わせが数件ございました。

こうした経過がありましたことから、県内自治体の状況を把握するなどの調査に入っていたところではございましたので、調査の結果を考察しながら前向きに検討したいと考えていたところではございますが、ただ、平成24年吉田町議会第1回定例会及び平成24年吉田町議会第1回臨時会に上程いたしました吉田町教育委員会委員に係る人事案件の審議の中で、具体的に75歳という年齢を引き合いに出されて不同意にされた議決結果を当局は重く受けとめざるを得ないと思っておりますので、75歳を超える年齢にある方を対象とする施策が吉田町議会の意向に沿うものであるかどうか、疑心暗鬼に陥っているところでございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） では、再質問いたします。

今、近隣の状況は説明がありました。この辺でいくと、吉田町だけが助成をしていないということだと思います。それで、前向きに検討していたがという、「が」がついたものですから、私もちょっと困っているんですけども、これはぜひ前向きに検討していただきたい

と思います。

その前にちょっと幾つか質問させていただきます。

いわゆる国保の加入者で人間ドックを、23年度でよろしいので、人口が小さいわけですから、ほかの市とは全然違うと思うんですけども、どのくらいの実績が過去あったのかということを確認したいと思います。国保でやられていた方。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 平成23年度の国保の人間ドック受診者は、248名でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 金額にすると、どのくらいの金額になりますかね、総額で。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 535万9,000円でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先ほど他市町の状況が件数で報告をされました。これは75歳以上ということだと思うんですけども、このくらいの比率でいくと吉田町では、もしその75歳以上の方を助成するとしたら、どのくらいを見込めるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 近隣市町の状況を見ますと、1%から2%の被保険者に対する受診率がございますので、吉田町は約3,000名になりますので、それから考えますと、一番多くて60名程度ではないかと考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 川根本町で47件くらいということですので、それより人口も多いわけですから、ちょっと多いことになると思います。

この人間ドックについては、やはりそれなりの、確かに高齢者はいろいろ医療機関に通っていらっしゃると思います。でも、健康な人もいるわけで、60件くらいが見込まれるということだと思うので、ぜひ、私は、これは町独自で助成すべきだと思います。ぜひそうしていただきたいと思うんですけども、ちょっと先ほど町長が言われた、「が」という後のところが、私、ちょっとよくわからないんですけども、そこは、議会が教育長の議案についてそういう結論を出したから、何か検討しているというふうに解釈すればいいんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にお答えする前に、まず1点、修正をしていただきたいと思います。吉田町だけが75歳以上の人間ドックの助成をしていないのではありませんので、県内35市町の中で、まあ非常に少ないですね、多くて7団体ですか。ただ近隣市町の中で、焼津、藤枝、島田、牧之原の中で、吉田町だけがぽつんとしていないということでございますので、その辺、よろしく願います。

要は、人間ドックというものは、いわば積極的な措置でございますよね、健康を維持するための。人間ドックをやる目的というものは、早期に疾病を発見して、その重症化を防ぐということでございますけれども、大きく考えれば、一般的に、その方のいわば健康をより維持して社会に貢献してもらおうというふうなことが、積極的なところで私はあると思います。

当然のことながら、答弁の中でもお答え申し上げましたけれども、75歳以上の方にも当町

はいわば助成すべきであると、そのような、一応前向きに考えて、できれば来年度予算に盛り込みたいと思っておるところでございますけれども、例の教育委員の、黒田教育長の教育委員のいわば不同意に関して、吉田町議会は75歳という年齢を引き合いに出しまして、これは単に黒田教育長が75歳ではなくて、75歳という一般的な年齢を中に入れて、いわば75歳を過ぎると体力とか気力であるとか知力であるとかそういうものに限りが出るという形で、いわば一線からお引き取りを願うというふうな形で、積極的にいわば75歳以上の方に後ろに下がっていただきたいというふうなことを議決で示されたわけでございますので、当然のことながら、私は、福祉社会の形成において、健康を維持しやすく社会に参加しやすい環境整備というふうなことで、積極的に、今、後期高齢者も含めて、健康を維持して社会に参加してもらいたい、すなわち、社会的に活躍してもらいたいと、こう申し上げたことがございます。

ちなみに、ことしの4月1日現在のいわば高齢者の割合でございますけれども、全体は、高齢者が6,045名ぐらいだったと思います。そのうち後期高齢者、前期かな、2,997で、いわば前期高齢者と後期高齢者がほぼ1対1の割合になっております。それが、平成24年がこの分岐点でございます、これ以降は後期高齢者の方が増えてきます。そうなりますと、より多くの75歳以上の方が吉田町にも存在することになりまして、このような方々も、いわば健康を維持して社会的に参加してもらいたいと、一生懸命第一線で頑張ってもらいたいと。

確かに高齢者になりますと、加齢とともに、いわばさまざまな疾病等が出てまいりますけれども、それは個人差があるものでございまして、元気な方は、元気を維持して、健康を維持して社会に参加して活躍してもらいたいと思っているわけでございますけれども、吉田町議会は、75歳という年齢要件を出しまして、いわば後ろに下がってもらいたいと、第一線から下がってもらいたいというふうなことを言ったわけでございますので、それと同時に、いわば、後ろに下がって後進の育成指導にとおためごかしのことを言って、人間、何でもそうでございますけれども、答弁でも申し上げましたけれども、人間、何のポジションもない人間がああだこうだ言えば、人はそれをおせっかいと言うんです。

そういうふうなことで、いわば、後ろに下がってくれと言った場合に、そのような方々はもう表へ出てはいけないわけでございますから、吉田町ではですね。議会の皆さんはそうに申されているわけでございますので、そのような方々に積極的に、いわば健康を維持するための人間ドックを助成するというふうなことは、当局は、当然のことながら、前向きに検討し、来年度予算に入れるつもりでございますけれども、入れた場合、議会とすれば、恐らく修正動議を出されて、その分を下げろということに、論理的にはならざるを得ないわけでございますよね。この場合は75歳はどう、この場合は75歳はどう、そういうことで場当たりの発言を繰り返し、また吉田町の町政を混乱に陥れるのでは、議会に対して非常に私、その点、困っております、いわば、そのような予算を組んだとしても、議会は恐らく修正動議を出してその分を削除というふうなことになろうかと思っておりますので、非常に困惑をしております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 教育委員の任命については、ちょっと、きょう、私、通告しておりませんし、今回はその75歳以上の人間ドックの助成ということで通告しておりますので、そこは来年度予算に検討されていくということのようですから、ぜひそこはそれをお願いしたいと思っております。

教育委員のことについては、ちょっと別な機会に別な場でやるべきだと私は思いますので、きょうは、75歳以上の人間ドックの助成をぜひ検討していただきたいということで、来年度予算にぜひ入れていただきたいということで、質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 私は、先刻報告しておりますように、町の情報公開についてということテーマに質問いたします。

その質問の前に、吉田町からは吉田町の情報公開制度というのが出されておりました、その中に吉田町情報公開条例というのが記載されております。その目的及びその言葉の解釈というのをまず紹介した後に質問に入りたいというふうに考えております。

この条例は、公文書の開示と情報提供の推進に関するものでありまして、その目的を紹介しますと、この条例は、町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書を求める権利を保障するとともに、公文書の開示等情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の説明責任を明らかにし、町民と町との信頼関係を深め、もって、町民参加による一層開かれた町政の実現を図り、地方自治の本旨に即した町民のための町づくりに寄与することを目的とするというふうに書かれております。

その中で、説明責任とはどういうことかということも記載されております。町民の知る権利に対応するものとして、町が町民に対しその諸活動を説明する義務のことをいい、その条件において明文化することにより、町の義務を町民に対し全うすることとなる。

町の説明責任と申しますのは、総合計画の内容、予算・決算など財政の内容、町の課題やこれらの解決のための諸施策、組織の状況など、町の状況、将来構想などを住民に説明することをいうと。

最後になりますが、その町民参加による一層開かれた町政の実現と申しますのは、この条例によって実現しようとする直接の目的であると。公文書の開示を請求する町民の権利を定めたことにより、町民が町政の記録である公文書をいつでも容易に取得でき、町民と町との間における情報の流れが豊かになり、これによって町政に対する町民の理解を深め、より一層開かれた町政を推進するものであるというふうに記載されております。

これから質問いたしますけれども、この精神にのっとってお答えがあるものと信じておりますので、よろしく願いいたします。

では最初に、質問でありますけれども、町民に対してということの一つ目は、予算・決算に関する町の考え方の公開ということでもあります。

予算・決算に関する情報というのは、その「広報よしだ」に記載されておりますけれども、その内容は大まかな説明になっているというふうに私は考えております。予算編成の基本方針、各事業の目的などをわかりやすく説明する冊子を作成していただいて、町の考え方を町民にしっかりと理解してもらうという必要があるというふうに考えているわけでもあります。

また、決算に関しましても同様に、予算の方針に対して達成度はどうであったのか、どのような効果が得られたのか等に関する当局の評価を町民に公開する必要があるというふうに考えています。それによって、町民が町政に関心を持ち、考え、建設的な意見を出し、町民が当局と一緒に、P D C Aサイクル、そのP D C Aというのは略なんでありすけれども、Pがプラン、計画、Dがドゥ、実行、Cがチェック、評価、Aがアクト、改善、こういうサイクルを回すということができれば、町民による町民のためのよりよい吉田町が実現できるというふうに考えているわけでありす。

先日の町長の行政報告におきまして、本年度より行政評価シート、吉田町まちづくりステップアップシートを作成し、町としてP D C Aサイクルを回すというお話がございました。これを町民にも配り、町民からパブリックコメントを求めるというのも一つの手ではないかなというふうに考えております。要は、町民とともに考えるということが重要であるというふうに考えますので、これに関する町長のお考えをお聞かせくださいということです。

町民に対しての二つ目でございますけれども、津波避難計画（施設計画案）に関する説明会が行われました。5月にそれを行い、住民説明を行いまして、12カ所で約900名の方が参加されたということでございますけれども、それに関して、以下、質問いたします。

A、町は町民に何を伝えたかったのか。

B、住民は何を知りたかったと町は考えて実施したのか。

この説明会において、A、Bの目的は達成されたのか。

D、説明会で得られた町民の意見で活用できるものはあったのでしょうか。ありましたら具体的に紹介していただきたいというふうに考えます。

また、参加人数というのが900名ということですので、参加されなかった方に関しては、どのようにこれを周知していくのでしょうかということでもあります。

続きまして、議会に対することについて質問します。

町の議会の議事は、上程された議案が、町の利益、町民の利益にかなっているか否かを判断すべく行われるものであります。それを確実に実施するためには、議員及び議案説明員である当局はどのようにあるべきであるというふうに町長はお考えでしょうかということです。

また、予算執行に係る議案等、重要と考えられる議案の説明では、当局でどのような案が検討され、いかなる理由で上程案に決定したのか等、町長が苦心惨たんされた過程を説明していただければ、議員は町の考え方をよく理解することができ、議事の深耕が図られるというふうに考えております。吉田町、そして吉田町民の利益のために、上記のような、その上程説明をしていただけないでしょうかという質問でございます。

以上、質問でございます。よろしく御返答をお願いします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町の情報公開についての御質問のうち、町民に対しての1点目、予算・決算に関する町の考え方の公開についてお答えします。

まず、自治体の財務情報の公開に係る国の関与から申し上げますと、平成19年1月22日付の総務省自治財政局長からの地方公共団体の総合的な財政情報開示の推進についての通知により、地方公共団体の行財政運営について、地方分権が進展する中で、健全化の促進と積極

的な情報公開が求められたことにより、各自治体はその取り組みを強めたところであります。

当町におきましても、国の統一様式による財政状況等一覧表、財政比較分析表、歳出比較分析表、健全化判断比率及び財務4表を公表してまいりました。当町では、それらに加え、予算と決算の概要について広報で公表するほか、財務4表に係る財務分析をホームページで公表し、皆様方にお伝えするようにいたしております。そして、平成24年度当初予算につきましては、その概要や参考資料をホームページ上で公表しており、さらに、今年度の補正予算からその概要についても公表してまいりたいと考えております。

また、御質問の中にある、決算に関しても同様に、予算方針に対して達成度はどうであったか、どのような効果が得られたかなどに関する当局の評価を町民に公開する必要があると考えますという点についてでございますが、これはまさに当町が今取り組んでいる町独自の行政評価システムの構築と同じ方向性にあるものではないかと拝察いたしますが、町当局では、今回の行政報告で申し上げましたとおり、PDCAサイクルに基づいた行政運営を行うための吉田町まちづくりステップアップシートをオリジナルなものとして開発いたしました。

当町における行政評価システムの構築に向けての取り組みといたしましては、平成17年3月29日に総務省が策定しました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を受けて、平成18年度から、予算事業を細分化した個別の事務事業を単位として、目的、内容、予算を設定する予算要求書附表の作成に着手いたしました。平成20年度は、予算化されている事業と人件費で行っている事業の業務量を可視化した業務量算定表及び業務リストアップシートを作成し、平成21年度には事務事業評価シートによる行政評価を試行いたしました。

しかし、このシステムでは、評価項目の設定に客観性を持たせることが難しいことや、評価シートの項目が細かく膨大なことで、事務負担が増加するなどのデメリットが多く、実用化が困難であると判断をいたしました。

このため、さらに検討や試行錯誤を重ね、実施計画の目的と予算事業の手段の体系化を実現させ、行政評価は総合計画の実施計画単位での事務事業評価を検証することとし、できる限りの省力化した形で実施できる町独自の行政評価システムの構築に努めてまいりました。

よって、当町では、総合計画、予算及び行政評価が連動した中で、総合計画の実施計画の作成によるPDCAサイクルの考え方を取り入れた実施計画事業ごとの事務事業評価を行うことといたしました。

評価方法といたしましては、先ほど申し上げました吉田町まちづくりステップアップシートを用いて、担当課において、目的と手段の関係にある実施計画事業と予算事業を体系化し、実施計画事業ごとに予算執行状況、実績及び現状を把握した上で、実施計画の目的を達成するための課題、改善点を見つける自己評価を行うまでの資料を作成し、この資料に基づいて吉田町行財政構造改革推進本部会議において評価内容を審議し、決定することといたしております。そして、この評価結果を踏まえた上で、次期実施計画や次年度の予算編成を行うこととしております。

この吉田町まちづくりステップアップシートは、文字どおり、P、D、C、Aで構成されております。Pはプランに当たるもので、実施計画の概要を記載するものとなっております、Dはドゥに当たるもので、実施計画事業を構成している予算事業の決算額や実績を記載いたします。そして、行政評価のかなめとなるCはチェックに当たるもので、P、Dのシートを踏まえ、実施計画単位で有効性、効率性、妥当性の三つの視点で評価した上で、今後の方向性

を選択するものとなっております。最後に作成するAはアクションに当たるもので、次年度以降の実施計画原案として作成をしていくものでございます。このシステムを運用するためのツールが、吉田町まちづくりステップアップシートであります。このシートを作成することによって、必然的にPDCAサイクルが達成されることとなっております。

なお、この吉田町まちづくりステップアップシートを用いた行政評価の公表という点につきましては、その内容の全体を皆様方にお知らせすることが適当であると承知はしておりますが、吉田町まちづくりステップアップシートにつきましては、何分これから実用化しようとする段階でありますので、実際に運用する中で、公表のあり方についても考えてまいる所存でございます。

続きまして、2点目、津波避難計画（施設計画案）に関する説明会の一つ目の町は町民に何を伝えたかったのでしょうかについてお答えします。

本年4月24日の説明会で議員の皆様にも申し述べさせていただきましたが、今回の説明会では、まず、想定される浸水区域に居住される皆様に、津波避難計画及び施設計画案につきまして、町の津波防災対策に対する基本的な考え方や津波防災対策の方向性を丁寧に御説明し、御理解いただくことが重要であるとの認識から、町内会ごとに開催させていただいたところでございます。

次に、二つ目の住民は何を知りたかったと町は考えたのでしょうかについてお答えします。

昨年11月に公表しました津波ハザードマップの想定結果から、町民の皆様におかれましては、町に最大級の津波が来襲した場合に、どこにどのように避難したらよいか、不安を抱え続けた毎日であったのではないかと想像します。町といたしましては、津波避難シミュレーションの想定結果に基づいた津波避難計画及び施設計画案など、今後町が進める津波防災町づくりの方向性を御説明させていただいたところであります。まずは、命を守る対策として、津波避難タワーを3年間で15基整備する計画でありますが、一日でも早く整備し、少しでも町民の皆様の不安を解消してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の説明会を実施して、一つ目、二つ目は達成されたと考えていますかについてお答えします。

町が進める津波防災まちづくりの方向性について、町民の皆様には御理解いただけたものと考えておりますが、今後におきましても、町の考え方や津波防災対策の方向性について説明していくとともに、情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、四つ目の説明会で得られた町民の意見で活用できるものはありましたでしょうかについてお答えします。

説明会では、参加されました皆様から貴重な御意見をいただきましたので、それらを一つ一つ精査し、町民の皆様の御要望に沿えるような避難施設の整備と実効性のある津波避難計画にしてまいりたいと考えております。

次に、五つ目の説明会に参加されなかった方にはどのように周知するのでしょうかについてお答えします。

町が説明会において説明した内容につきましては、「広報よしだ」6月号に掲載するなど、さまざまなチャンネルを利用して町民の皆様には周知いたします。また、今回の説明会は、想定される浸水区域に居住される皆様を対象として、町内会ごとに実施させていただきましたが、浸水区域外の皆様におかれましても、積極的に説明会を実施させていただきますので、

御要望がございましたら町内会などへ説明に出向きたいと考えております。

続きまして、議会に対しての、町議会の議事は、上程された議案が町の利益、町民の利益にかなっているか否かを判断すべく、それを確実に実施するために議員と当局はどうあるべきかと考えるかについてお答えします。

まず、議員も御承知のとおり、現行の地方自治制度におけます議会と執行機関の関係は、国会と内閣の関係である議院内閣制とは異なりまして、大統領制を採用しているものでございます。国におきましては議会の中から内閣が組織されるのに対しまして、地方公共団体におきましては、執行機関である首長と議会議員は、同じく住民の直接選挙によって選出をされております。

この理由といたしましては、一つ、大統領制のほうが直接住民の意思を反映することとなり民主的であること。二つ、長を議会から独立させて一定期間の任期を保障することにより、地方自治行政の能率的、効果的な運営が期待できること。三つ、議会と長を対立させ、その相互の牽制と均衡によって公正な行政を期待するとともに、両者の対立抗争に際し、容易に住民の監視と批判によって妥当な解決が期待できることなどが挙げられます。

こうした考えのもと、主として議会には、団体としての意思決定をする議決権、執行機関である長には執行権、それぞれ権限として地方自治法で規定し、保障されているものと認識をしております。

特に、議会が有するさまざまな権限のうち議決権は、地方公共団体の議事機関として設置されている議会の本来の権限であり、私ども執行機関の側から見れば、条例案や予算案などの上程議案に対して、この議会の議決権が行使されることによりまして、地方公共団体の重要な施策の方向性が決定されるという、大変強大な権限でございます。言いかえますと、私ども執行機関が、政策として制定しようとする条例案や年度の政策遂行のための予算案を上程いたしましても、議決権である議会の議決を経なければ、事業の執行ができないというものでございます。

当局では、政策立案に当たる条例案の作成や予算案の編成に当たりましては、住民福祉の増進を図るため、町の利益、町民の利益を大前提に考え、限られた財源の中で、事業の選択と財源の集中により、最小の経費で最大の効果を上げるように政策及び予算を立案し、議会の議決がいただけるよう、最良の案を議案として上程しているわけでございます。

こうして上程されました議案は、議員がおっしゃられましたとおり、町の利益、町民の利益にかなうかどうかということ判断原則として、法令等で判断基準が定められていれば、その基準要件の適否を踏まえた上で、住民の代表として、地域社会としての意思を決定するため、大所高所の立場で御審議され、町の重要な政策の方向性を決定するという議決権の行使をされるものと思っております。

しかしながら、議会では、このような町の利益、町民の利益にかなうかどうかという政策判断のもとに、住民の代表として常に町の重要な施策の方向性を考えて議決権の行使をなされているか、疑問に思うこともございます。

それと申しますのは、本年3月23日の議会定例会及び3月28日の臨時議会における教育委員の人事案件の不同意という、議会の議決権の行使についてでございます。3月23日に、当時の教育長でありました黒田教育長の教育委員の同意議案が不同意となりました。しかし、教育委員の本来の審議要件について、本質的な審議が全くないまま、不同意という議決権の

行使がなされました。

私は、合理的な理由が明らかにされないまま、不同意という議決権が行使されましたことは、上程する際の私の説明不足により、議員各位に理解されなかったのではないかと考え、再度、議会に対して3月28日に臨時会を開催する申し入れを行い、同じ議案を上程させていただき、懇切丁寧に上程理由をさせていただいたつもりでおります。

しかし、その審議の席上では、その詳細な上程説明に対する質疑や、法令で定められた審議要件に係る実質的な審議が全くないまま、討論を経て採決され、可否同数となり、議長採決により不同意という、23日の定例会と同様の議決権の行使がなされました。

私は、議会の議決権の行使による不同意という結果は、重く受けとめております。しかしながら、私は、町の教育行政にとって最良の方を人選させていただき、議案上程を行いました。が、どのような理由で不同意となったのか、全く理解できないのであります。

議決権の行使である議決は、町の重要政策の方向性を決定する大変重いものであり、その議決権の行使による結果は、町の利益、町民の利益にかない、住民の福祉が増進されるものでなければならないものであります。しかし、今回の教育委員の人事案件における不同意という、議会の議決権の行使による結果は、果たして町の利益、町民の利益にかなったものだったのでしょうか。

現在、教育長が不在という緊急事態に陥り、町の教育行政の混乱が懸念をされております。私は、教育長不在という事態の打開に向けて、一刻も早く手だてを講じなければならないと思っておりますが、余人をもってかえがたい旨の説明を行って上程した教育委員の人事案件に対しまして、合理的な理由も明らかにされないまま、ただ不同意という議決権の行使による結果を受けたのでは、手の打ちようがありません。

3月28日の臨時議会の質疑の中で、教育委員の不同意の議決は「我々の英断である」とまでおっしゃられている以上は、議会はその英断とする理由を明確に説明する責任があるのではないのでしょうか。特に、同意に反対されました議員各位にはぜひとも、黒田教育長を教育委員として任命することは町の利益、町民の利益にかなわないとする不同意の理由を御説明していただきたいものと熱望しております。

議員各位の明確な不同意の理由をお聞きした上で、最良の案を検討させていただき、一刻も早く教育長不在の事態を打開し、町の利益、町民の利益にかなった町の教育行政が推進できるよう努力したいものと思っております。

さて、議員は、上程されました議案の審議に当たりまして、議会で審議または議決の判断をする上で、予算や条例などの議案の理由、概要等のほかに、議案の成案までのプロセスについても上程説明に入れてほしいということでございますが、私は、上程した議案は最良の案として上程しているものでございますので、上程までのプロセスよりも、その案が町の利益、町民の利益にかなうものなのかどうかの実質的な御議論をしていただくことが本筋であり、重要であると思っております。

と申しましても、プロセスの説明をしないと切り切るわけではございません。これまで当局は、議会の円滑な議事の進行に資するため、議会へ上程する予定の議案や重要な政策等につきましても、議員の皆様に対しまして事前に各常任委員会または全員協議会で、議案等の根拠や理由、そして概要等を御報告させていただいております。また、重要な政策や案件につきましても、随時、行政報告会を開催いたしまして情報提供をさせていただいております。

うした情報提供の段階を踏まえた後に、議会本会議におきまして議案の提案説明をさせていただいているところであります。このため、重要案件などにつきましては、これまでと同様に、議会上程時ではなく、行政報告会などで、成案までに至った経緯などを説明してまいりたいと思っております。

議会と当局との間の議論の原則は、町の利益、町民の利益にかない、住民の福祉が増進されるのかという共通したものでございますが、さきに述べましたとおり、権限と役割がそれぞれ異なるものでございますので、お互いの権限、立場を尊重しつつ、最終目的を踏まえ、質疑という議論を重ねることにより理解を深め、合意形成に向けた判断がなされるものと思っておりますので、プロセスを確認したい場合には、ぜひとも質疑の中で御議論いただきたいと考えております。

さきに申しあげました、3月23日の議会定例会及び3月28日の臨時会における教育委員の人事案件に係る議案の審議内容や議決権の行使による結果は、今後、よりよい議会と当局のあり方を考える上で、象徴的なものであると認識をしております、忘れてはならない事案であると思っております。

当局としましては、議案を上程しました説明責任がございますので、議会に上程する議案につきましては、町の利益、町民の利益にかない、住民福祉が増進されるという大前提に、政策等を立案するとともに、私はもとより、各課長におきましても、議員各位に御理解いただけるよう懇切丁寧な説明を心がけ、議会の議決がいただけるよう鋭意努力してまいります。議会におかれましても、町の利益、町民の利益につながるよう、必要な説明を行っていただき、議会の説明責任を果たしていただけることを切にお願い申し上げるものでございます。

議員説明の冒頭に、当局の説明について、説明責任について言及されましたけれども、議会の皆様も、町民の皆様や我々に、とりわけ否決された場合、懇切丁寧に、理解できるように説明を繰り返していただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 御回答ありがとうございました。

では最初に、予算・決算の冊子についてから再質問させていただきます。

今のお話では、ホームページとかにも載せて公開をしているよというお話がございましたけれども、他の市町では、もういろんな市町で、この予算書に関しての説明書というのをつくって、ニセコ町あたりでは160ページとか、薄いので20ページとか、いろんな、内容は異なるところはありますけれども、そういうのはごらんになったことはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまのありましたニセコ町の例でございますが、町長も私も実際にニセコ町を訪問いたしまして、そうなった経緯まで含めて、それと、議会と当局の関係等々についてもすべて把握をしております。ほかのものについても、あと、インターネット等、資料を取り寄せられるものについては大方確認をしているつもりでおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それに対して、今のそのホームページとか「広報よしだ」に記載され

ている内容というものが、町としては十分であるのか、まだまだ足りないと思っているのか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まず、予算等についての公表でございますが、まず、3月議会定例会、第1回議会定例会でございますが、そこにおいて、まず議会冒頭において行われるのは、町長の施政方針が行われるわけでございます。ほかの定例会というのは行政報告を町長は行いますが、3月定例会においては施政方針でございます。それがなぜかといいますと、予算を伴うものであると、こういうことになっております。

したがいまして、町長が施政方針を申し上げるといのは、その予算、それからその年度の運営をどのように考えて、どういう具体的施策を盛り込んだかということを上上げるためのものございまして、今年度の場合ですと、4月の広報の中に施政方針も掲載をさせていただいておりますし、それから予算の概要についてもあわせて掲載をさせていただいたということで、また、詳細な予算の説明書につきましては、1階のロビーにございます情報公開コーナーとか、それから図書館などにも置いてあると、こういうことで、必要に応じて必要なものをお見せできるようにはしてあるということで考えております。

○議長（八木 栄君） 町として十分かどうかということ。

○企画課長（塚本昭二君） 十分かどうかということについては、町民の皆様方個々の判断にもよることではございますが、今のところ、町民の皆様方が情報を欲するのであれば、それにこたえるだけの手だてはできるという状態にあるというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） きょうのテーマは、町民に対して情報公開して、町民の皆さんがしっかりそれを考えるということが基本的なテーマと考えています。その中で、今、情報提供しているという中において、その町民のほうからそれに対する意見とかそういうものは今まで上がってきているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まず、予算を組む前に、予算編成に至るまでのプロセスというのは、かなりロングランなものでございまして、まず、町には総合計画がございます。それで、総合計画の中に基本計画を持っておりまして、23年度には現在の基本計画の後期が始まるということで、24年度からの基本計画を策定するのに、町づくりアンケートとか、住民との対話の機会を持ちながら、その方向を定めております。その中で施策の方向を定めまして、それに基づいて実施計画をつくっております。

したがいまして、実施計画というのは、そのタウンミーティング等を踏まえて、それででき上がっているものでございますので、その実施計画を、具体的に財源を落とし込んで、どこまで実現可能かというものを具体的に定めるのが予算でございます。

したがいまして、その予算編成に当たって、毎回、町民との対話の機会を持つかどうかというのは、物理的な問題もございまして、そういう機会は今のところは持っておりませんが、ただ、その予算編成に当たって、特に自治会、町内会を通じて出されております要望調書とかそうしたものは、すべて担当課まで回付されて、必要なものについては予算措置をすると、こういうふうなことになっておりますので、そうした要望が出ているものについて、どうなっているかというお問い合わせがあることは承知しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほどの一つ前の御答弁で、町民が要求、望めば、そういう声があれば情報公開していくよというお話がありましたけれども、例えばどういう声を上げれば、町はそれに対してこたえ、情報公開をしてくれるということなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） その方が欲している、この情報を欲しいというふうに言っていたければ、可能なものはすべてオープンにさせていただくということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは結局、個々に対応して、町から積極的にこれ以上はやりませんと、聞かれば答えますという姿勢ということよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） その件については、企画課長が申し上げましたとおり、現在のレベルにおいて、町民の皆様に必要な、こちらが必要と思われる情報には提供をしておりますので、町民の皆様がこれについて知りたい、あれについて知りたいという場合には、当然のことながら、そういう声が上がれば、今後とも、その方が納得できるまでは当然説明をいたしますし、必要な資料について出すことができれば、それは出してまいりたいと思っております。

しかしながら、これ、議会の仕事ではないですか。まず、いわゆる第一に、議会が町民にかかわって議員活動で、町民の皆様のお考えであるとか意向について、あまねく議員活動をした上で、議会において、当然のことながら、予算等についてです、丁々発止と、あらゆる角度から、いわば質問等をして、町民にかかわってさまざまなことを聞き、それについてどうのこうのとやるのは、議会の議員の皆様がまず第一でございますので、その辺は、まず議会の皆様はばしっとやられた上で、町民の皆様のお意向等についてまた広くすくい上げて、拾い上げていただければ、それはそれで町としては、できるものについてはこたえてまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 議会の役割については、そういう認識を持って我々はやっているつもりですし、それを前提にお話をしているつもりであるということは御理解くださいませ。

ちょっと、もう時間もありませんので、PDCAサイクルを回すということで、吉田町まちづくりステップアップシートを今年からつくっていただけるということで、それに関しては非常にありがたいし、素晴らしいことだというふうに思っております。

これをつくることによって、若干説明もあったわけですが、PDCAサイクルを回すといったときに、具体的にどういうタイミングでそのステップアップシートをつかって、それを具体的に予算に反映していこうという、そのPDCAサイクルの1年間の流れというのはどういうふうになりますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ステップアップシートのまず作成の過程を申し上げますと、そのように把握できると思っておりますが、まず、現在でも、23年度の決算に基づく資料作成に入ろうとしております。それで、その前年度の決算というのは5月末をもって締めますので、6月に入らないと決算数値というのは固まってまいりませんので、6月からP、Dというところ

を定めてまいります。Pについては、もう総合計画の中で定まっておりますので、それはいつでもできるわけですが、ただ、Dの部分と一緒に作成することによって、もう一度、計画の中のその事業目的等を確認させるという意味で、PとDと一緒につくと、こういうふうに定めております。

それで、DというのはDの部分ですので、決算の実績そのものになってきます。どのようなお金を使って、どのように効果を出していったかというところまですべてつくるようにしてありまして、そのDのシートというのは、最も早く利用されるのが、監査委員さんによる決算審査になります。決算審査が始まりますのが大体7月の下旬というふうに覚えておりますが、したがって、7月の中旬までには、Dまではつくり上げると、こういうことになります。

それで、その決算審査等で修正があったりする場合もございますので、そうしたものを踏まえて、8月の中旬までには、Dの部分までは完成をさせていくと。それを決算の資料としても、主要成果の説明等々として活用させていただくというつもりでおります。

それで、そのDの確定と並行しまして、Cのチェックの作業も並行して行っていきます。それで、チェックのところもつくり上げるのは、8月末までにはつくり上げて、おおむねその辺を目安にしていくと。それで、原案を作成した段階で、町の中に行財政構造改革推進本部というのがございます。本部長は町長でございますが。それで、その推進本部の中で、そのCは、今の状態でいきますと、あくまでも内部のチェックでございますので、その内部チェックが、担当サイドのチェックになりますので、それで、目線としてはそれだけでは不十分だということで、行財政構造改革推進本部の中で審議をして、そのチェックの成否というのを決めてまいります。

それを踏まえながら翌年度の実施計画の策定を行っていくと、こういうことで、大体10月までには実施計画ができ上がると。それを踏まえて、次の予算編成というのは11月から本格化していきますので、その11月からの予算編成にそのチェック内容とか今後の方針等々を反映するというようなサイクルになっております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。

ここに関しては、あと一つだけ。

その予算審議とかヒアリングとかやられていますよね、いろいろ。そういう議事録というのはとっているんですか、庁の中で。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 議事録なるものはございません。ただ、膨大な資料を使いますので、その膨大な資料の中で、メモはまた膨大なものとして残ります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、続きまして、もう、ちょっと余り時間もないので飛ばしますけれども、津波避難計画の報告に関してですけれども、今、最初の説明では、1万7,000人の方に、その町の計画や基本的な考え方を丁寧に御説明するというお話がありましたけれども、それであれば、パンフレットを全戸配布したほうが効果的ではないんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） やはり津波避難計画、それから施設計画案を実際につくっている私が町民のもとに赴いて説明するのが、現実には大きな津波が来た場合の不安を抱えている町民にとりましては、それをするのが私の務めであると、そのほうが、それをしなければならないと、むしろそれをするほうが、町民にとって、いわば当局の具体的に考えていることが伝わっていくと、こんなふう考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明会をやるないほうがいいと言っているわけじゃなくて、そういうパンフレットをまず配って、町民の皆さんがそれを見、理解し、それを持って説明会に参加する。そうすれば、情報が入っているわけですから、情報のないところで考えたものとか、突然情報を聞いて即答えなさいと、質問しなさいというよりも、より充実した意見が聞けるのではないかなというふうに私は思っている。それに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 至れり尽くせりを考えればそれが一番いいんでしょうけれども、常にいつも至れり尽くせりというわけには、これはまいりませんので。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 結果的に、今参加していない方に関しては、広報とかいろいろやっていくということですよ。それであれば、最初にそこをばんと決めておいたほうが、流れとしては、長の基本的な考えとしてそれを示し、それを説明し、意見を聞くという流れ。聞いていない人に対しては後で説明するというよりも、極めてきれいな流れではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今回が、説明会、1回通り、こう回ったわけですが、これがすべてではないと思っています。今後、位置等のほうも決めなくてはならないという中で、ひざを割って、自主防災会——会場になります——を初めとしまして、地元の皆様と話をしていかなければならないと思っています。そういった中で、いろいろな御意見等あると思いますが、その辺もまた、うちのほう、取り入れながら考えていきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 質問の中で4番目に上げました、町民の皆さんの意見の中で、今後に対して活用できるものはあるかという問いに対して、一つ一つ精査して計画をつくり上げていくというお話がありましたけれども、具体的にどういう意見を今審議しているんですか、庁の中で。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） タワーの問題につきましては、説明会のほうで、構造の問題とか、それから避難施設への経路の問題とか、そういう問題が出てきますので、構造の問題につきましては、今後、設計のほうに反映できるものは反映していきたいと考えています。

また、避難施設への経路のほうにつきましては、今後、地元の皆様と話し合いをしながら、夜間に発信することもあると思いますので、その辺も含めて計画を含んでいきたいと思っ

おります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃ、今後はそういうものを含めた上で、今の段階では案ですけども、正確な計画を立てていくという理解でよろしいでしょうか。

それで、いつごろ、それを今、作成予定でしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） タワーの計画につきましては、今、委託のほうを出しているところです。そういった中で、委託設計できましたら、発信していくという、工事に着手するということになります。説明会の席では町長のほうは、秋という話をさせてもらっております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃ、最後の議会に対してについてお伺いします。

今、例として教育委員会のお話が上がりましたが、しっかりした議論をしていくということが大切だというふうに思っております。その中において、今、町長がおっしゃった、臨時会において懇切丁寧に説明したと、にもかかわらず、その議論が進まなかったと。進まなかったというか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、そうは私、申し上げておりません。いわば、23日も28日もそうでございますけれども、うちでは当然、議案等を上程する場合に説明をいたします。とりわけ28日の場合は、異例ではございますけれども、より懇切丁寧な、いわば上程の説明をさせていただきます。

しかしながら、その説明は一切関係のないところで、いわば、議会の皆さんは議論をされたわけございまして、本来は、当然のことながら、いわば、私が出したのものについて上程の説明をさせていただいておりますので、そこにおいて、当然、いわば議論がなされるものと思っておりますけれども、全くそれには触れず、別なところでリングを構えられて、いわば議論をされるとは、全く我々とすれば、まさに困惑のていということになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その上程の説明で懇切丁寧という話がありましたけれども、私が思うには、今、具体的に名前を言えば黒田氏ですが、人格的に高潔であると判断しているというお話がありました。そのときに、黒田氏の何をもって、彼の人格が高潔であるのかという、その町の考え方。教育、学術、文化に対して識見を有していると。何をもって長は、有していると考えなのか。健康、体力、気力の面で職責を全うできると確認している。何をもって確認しているんだという、具体的にそういう説明をいただければ、そこでまた議論ができるのではないかなど。きょうのテーマはどうする、そういうしっかりした説明。今、町長が言う、私が出した最良の策だという、何をもってそれを最良の策だと言っているのか、その説明があれば、その議論になると思うんですが。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 3月28日のときに、あれほど長い説明をしたんですよ。それにもかかわらず、意外に皆様は、何らそれについて触れなかったじゃないですか。それと同時に、教育委員の場合は、法令等で判断基準の審議要件は決まっているわけです。決まっているにも

かかわらず、それには触れないというのは、議会としての本来の責務を果たしていないんじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 責務を果たしていない、いるじゃなくて、議事が町の利益、町民の利益にかなっているかどうか、それを議会で審議するということですね、目的は。それに対して長がしっかりした説明をすれば、もっと議会も審議できるのではないかというふうに考えている。

その説明不足な点は聞けばいいじゃないかとおっしゃっているわけですが、質問しなさいと。それは長として、やっぱり審議するものに対して無責任な行動じゃないですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） どこまで説明すればわかるんですか、だったら。ありとあらゆるところですか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほど言った、具体的に説明していただければというのが、人事案件において、なぜ人格高潔であると判断したのか、そういう判断の理由を述べてくださいと言っているわけです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然、当局が出す場合、人格が高潔であって、教育に対する識見を持っていると判断しているからこそやったわけでしょう。そういうことですよね。じゃ、出したときに、どこをもって人格高潔としたかと、そこまで言わなきゃならないですか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私はそう思っていますけれども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 後ほど議事録が出ればわかると思いますので、すべて述べています、今申し上げた、議員がお尋ねになられたことについて。それにもかかわらず、そのような御質問をされるのは、私の上程説明を聞いていないということじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は、テープを起こして聞いた上で質問しています。

○議長（八木 栄君） 質問が今、教育長のこと一つ、教育委員会のこと一つとか、全体的なことで質問しているもので、できればそういう幅の広い感じでやってもらったほうがいいんですが、何か固執しちゃっていて、その関連しての質問じゃないですけども、ちょっとそっちへいっちゃっているかなと思いますので、いかがですかね。

○4番（平野 積君） 了解しました。

要は、やっぱりお願いしているのは、そういう考えのプロセスという、そこを上程時に説明、まあ行政報告でもいいんですけども、そういう過程を説明いただければ、長がどのようなことを考えてこの案に決定したんだであるというのが理解できる。そうすると、本当にこれが最良の策なのかどうか、単にここだけを見るよりも、そのふもとを知って、やっぱりそうだねと、それを議会が理解できれば、それは町の最良になるんじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員は、教育委員の同意案件に対して賛成をされましたよね。そうい

うものも、じゃ、あれですか、当局のほうで説明しなかったにもかかわらず、同意されたわけですから、そうすると非常におかしいことになりますよね、合理的に。違いますか。説明がないにもかかわらず、じゃ、議員は同意されたわけですか。

○4番（平野 積君） しました。

○町長（田村典彦君） 説明がないにもかかわらず。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう議論をしているつもりはございません。少なくとも、反問権はないと思っておりますから、答える必要はないと思います。

○議長（八木 栄君） もっと広い範囲でやってください。

○4番（平野 積君） いいです。そこに関してはまた後ほど話します。

要は、もっと上程の説明時にしっかり長の考え方というのを説明していただけませんかというお願いなんです、基本的に。もう時間がございませんので。

○議長（八木 栄君） 質問、答えはもらいますか。

○4番（平野 積君） いただければ。

○議長（八木 栄君） ないですか。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） それでは、上程に対する事務的な考え方になりますが、御説明をいたしますと、根拠法をもって上程するものについては、すべて議案書をごらんいただければおわかりいただけると思いますが、根拠となる法令等と条項をすべて示します。ですから、議員さん方は、その示されたものは一通りすべて把握をされるということを前提にしております。その根拠法令等で判断できないようなもの、そうしたものについては、あらかじめ町の考え方というのを、町長のさきの回答の中でもございましたけれども、議員さん方に何らかの形で御報告をさせていただいたり、相談をさせていただいたり、というような局面を持っております。

したがって、特に先ほどの教育委員の任命については、根拠条例、法令がもう明確になっているわけですね。ですから、その辺までのところを踏み込んで御説明をしなければいけないかどうかというのは、こちらの説明の責任はあるんでしょうけれども、議員の皆様方からも、そこが不足しているのであれば、質疑があってしかるべきではないかということでございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 最後に一言。

しかるべきというところは同感です。でも、我々もやらなきゃいけないと思いますけれども、やっぱり長のほうももう少しやっていただきたいというのが基本的な考えですので、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿 積君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故を境に、日本のエネルギー政策は歴史的な転換期を迎えました。どのような政策を選ぶかによって、ライフスタイルや経済活動が大きく変わります。

しかしながら、いまだに原発事故による避難生活を強いられている方々や、放射能汚染による直接的な、また間接的な被害を受けられている方々が大勢いる中、事故原因も明確になっていなく、責任の所在も不明のまま、收拾のめども立っておりません。日本の将来を考え、個別の原発の安全性の検証や中長期のエネルギー政策について、国民的な議論が急務だと思います。

先週の8日には野田首相が、原発なしでは日本社会は立ち行かないとして、原発は重要な電源だと強調され、関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働が必要だと明言されていました。報道などによりますと、今週末には、福井県の再稼働の同意を受けて、政府が最終決定されるとのことであります。また、再稼働に対しては、夏のピーク時の電力不足で、計画停電による生活や経済活動の混乱事態の回避だけの夏期限定の意見も出ているところがあります。

さらに首相は、大飯原発以外の再稼働に関しては丁寧に個別に安全性を判断していくことと、また、中長期のエネルギー政策は今後、原発へ依存度を可能な限り減らしていく方向との方針も示されていました。

私は、大地震が起きれば福島原発事故と同じような事態が心配されている浜岡原子力発電所は、再稼働は認めず、速やかに廃炉にすべきと考えており、今後も国・県など関係機関の動きを注視していきたいと考えております。

さりとて、電力供給の一部を原発に依存している日本として、需給状況も危惧されているところがございます。ことしの夏、中部電力管内は、安全供給の目安となる8%程度を確保できる見通しとなりましたが、西日本の各地では深刻な電力不足が見込まれており、全国的な節電要請が出ております。

そこで、町の節電対応について確認したく、今回一般質問を行います。

それでは、さきに通告した内容について朗読いたします。

昨年引き続き、今夏も全国的に厳しい電力需給が予測されている状況です。政府は、原子力発電所の再稼働がない場合であっても、国民生活や経済活動への影響を最小限に抑え、ピーク電力不足や電力コストの上昇を回避するために計画を策定しました。そして、今夏の電力需給対策として、平成24年5月18日に、エネルギー環境会議電力需給に関する検討合同

会議にて、2012年度夏期の電力需給対策を決定されました。その中で、中部電力管内の供給エリアへの節電も要請されております。

その概要は、大口需要家・小口需要家・家庭それぞれに、7月7日から9月7日——通告はちょっと日にちが違っていますが——（8月13日から15日は除く）の平日、9時から20時までの期間・時間帯において、2010年夏期における使用最大電力を基準電力の目安として、95%を超えない水準に抑制するように要請されております。そのような節電を全国共通でお願いするとともに、節電メニューの提示や各自治体との協同した普及啓発活動実施などに努める内容であり、またあわせて、熱中症への注意など無理のない範囲の御協力もあわせてお願いとなっております。

そこで、町として、取り組み実績と今後の対応について、以下、町長にお伺いいたします。

- 1、3.11震災前までどのような取り組みを行っていましたか。
- 2、昨年の取り組みと節電効果はいかがでしたか。そして、結果に対する評価は。
- 3、昨年の結果を踏まえ、ことしの取り組み予定と目標は。
- 4、今後、町としての考え方と対応は。

以上、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） この夏、町の節電対応について、お答えします。

最初に、1点目の3.11震災前までどのような取り組みを行ってきまされたかについてお答えします。

震災前までは、地球温暖化防止対策の推進のため、二酸化炭素排出量の多い灯油、重油等を控え、電力への移行が進み、電力の占める割合が年々増加している状況でございました。

そのような状況の中、町として、地球温暖化防止対策及び省エネルギー対策のため、庁舎を含めた公共施設の空調の設定温度を、冷房28度以上、暖房19度以下とすることを実施しております。

また、ノーネクタイから始まりましたクールビズを6月から9月までの4カ月間実施しておりましたが、平成21年度からは、5月から10月までの6カ月間と期間を延長し、来庁される皆様にも軽装でのお越しを呼びかけるなど、節電意識を高めるよう取り組んでまいりました。

町民の皆様には、「広報よしだ」やイベント等の機会をとらえ、地球温暖化防止の啓発と節電について、無理のない実施を呼びかけてまいりました。

次に、2点目の昨年の取り組みと節電効果はいかがでしたか、その結果に対する評価はについてお答えします。

昨年の震災後、電力が不足する事態となり、東京電力管内では計画停電が実施され、交通機関や製造現場等にも大きな影響があり、休日の変更など、日常生活も大きく変化をいたしました。東京電力管内におきましては、使用電力量の15%を削減、中部電力管内におきましても、経済活動に影響を与えない範囲での節電が求められました。県では、東京電力管内と同様に、県の施設で15%の節電目標を立て、節電を呼びかけました。

当町としましては、目標値を設けずに、町民に広報やチラシの配布等で節電を呼びかけ、

各家庭の自主的協力をお願いしました。庁舎内では、空調を夏期設定温度28度以上、冬期設定温度19度以下を厳守するとともに、蛍光灯の間引き当を実施しました。また、庁舎等の電気使用のピークをカットするためのデマンド監視システムを設置し、節電に努めてまいりました。

公共施設の電気使用量を検証した結果、平成22年度に比べて、設備の変更等があった施設もございましたが、全体では96.17%の電力使用量となっており、結果としまして3.83%の電力使用量が削減をされました。各施設の電力使用量の節電の実績を申し上げますと、まず、学校全体ですが、94.07%、保育園全体ですが、90.74%です。公共施設で主なものですが、庁舎は90.55%、図書館は94.86%、中央児童館は90.01%、小山城は81.87%、総合体育館は93.44%です。それぞれの施設の状況や、中学校のエアコンの設置、第2グラウンドの夜間照明などの電力増加要因を考えますと、一定の成果があったものと考えております。

次に、3点目の昨年の結果を踏まえ、ことしの取り組み予定と目標はについてお答えいたします。

ことしの夏の中部電力の電力需給見通しは、平成10年度の猛暑並みの最大電力で、他の電力会社への融通分を見込んでも5.2%の予備率となることが見込まれておりますが、5月18日に資源エネルギー庁からの発表されたことしの夏の省エネルギー対策では、中部電力管内でも5%以上を目安として節電の協力が求められております。

当町の公共施設の節電結果は、震災前の平成22年度の電気使用量を基準に、平成23年度は3.83%の節電ができましたので、昨年度を上回る節電を実施できるよう取り組んでまいります。

次に、4点目の今後、町としての考え方と対応はについてお答えします。

現在稼働している原子力発電所はなく、電力不足となる地域が予測をされております。経済活動や国民生活への影響を最小限に抑え、ピーク電力不足や電力コスト上昇を回避するためにも、節電を実施しなくてはなりません。

町としましては、各施設に合った節電対策を実施してまいります。

役場庁舎におきましては、節電要請期間中に、事務室南側の窓際にございます蛍光灯を天気のよい日は消灯すること、庁舎内2基のエレベーターのうち1基を休止にし、荷物の運搬等の特別な場合を除く職員のエレベーター使用の自粛、終業時のパソコンの待機電力を節約するためにコンセントから電源コードを抜くこと、終業時に一斉に蛍光灯を消灯して、残業を行う場所の必要最低限の蛍光灯を点灯することを全職員に周知し、対応してまいりたいと考えております。

町内の小・中学校には節電を呼びかけますが、児童・生徒が節電対策のみにとらわれ、熱中症となり体調を崩してしまいましたら本末転倒でございますので、児童・生徒の育成に即した教育環境を考慮しながら、今までの節電対策を継続し、学校施設等におきましても最大限の節電ができますよう努めてまいります。

社会教育施設は、文化活動やスポーツ活動による利用者数の増減、会議・大会等により大きく左右されますので、御理解いただきたいと思います。社会教育施設に勤務する職員の節電意識の徹底はもちろんですが、少しでも節電ができますよう、これらの施設を利用する町民の皆様に対しても、文化活動やスポーツ活動の推進を図りつつ、「節電をありがとうございます。」といったことや、「こまめな節電を。」といった張り紙を新たに社

会教育施設に掲示し、節電意識を高め、社会教育施設の節電を行っていただくよう呼びかけてまいります。

図書館におきましても、デマンド監視システムの導入により、毎日の電力量の推移が見られますので、その結果により、最大需要電力及び電力量を削減してまいります。

町民の皆様に対しましては、本年4月29日に開催された吉田町みどりのオアシスマつりで、緑のカーテンを推進するため、ゴーヤの苗を配布いたしました。無理のない節電の広報を充実するとともに、太陽光発電、太陽熱利用等の普及に努めてまいります。

議員各位におかれましても、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、再質問を行います。

丁寧な御説明ありがとうございました。

この節電に関しましては、3.11震災前までは、地球温暖化の関係で、CO₂削減という形で町のほうは大分大きなかじをとって、化石燃料系から電気を使った燃料系へ、大分御苦労されて取り組んだということを聞いております。また、地球温暖化関係も、平成11年当時から始めて、17年に策定してやられているということではありますが、どのような形で、その当時、燃料源をかえていったというお話があるんですが、また今、世の中が変わってきたところで考えますと、それを少し確認したほうがいいと思ひまして、その当時行った燃料源の変更ですね、等々、わかるようでしたら、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 燃料源の削減と申しますが、基本計画により、それぞれの温室効果ガスの対象となる燃料、例えば重油であるとか車用のガソリンであるとかの電気等々につきまして、削減目標を決めまして実施をいたすという計画を立てております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、重油系から電力系に設備を変えたとか、そういったことはしていないということですね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 施設の更新等の中にありましたので、その中で、例えば保育園などの暖房がエアコン等の電力に移るといようなことはございました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 若干の更新の中であるということでもありますので、大きな方向転換として、重油を燃やしていたりしていた動力源が電気にかわったということで、またそれをそちらに戻すということもないということで、安心しました。

昨年度ですけれども、取り組みで、町長のほうから御答弁があったとおり、庁舎内におきましてはデマンドコントロールを設定してやられたということで、7月からですか、ちょうど節電の呼びかけがあった7月から、早期にうちの町は対応して、ピークカットを行っていたということではありますが、詳しく町民の皆様にも町が行っている施策に対してやはり知っていただく意味からも、実際的にどのようなことをやっていたか御説明願えますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

今御質問のデマンド監視装置でございますけれども、昨年の7月6日に中部電気保安協会と契約を結びましてやっているわけでございますけれども、これにつきましては、平成19年度以降の吉田町役場の電気の使用量のピークの値ですね、それが、平成2年9月の最大需給電力303キロワットということでございますものですから、この数値が今後の1年間の基本料金の算定の基礎となるような形もございますので、基本料金を抑えることと電気の使用量を控えるために、中部電気保安協会と契約を交わしまして、目標のピーク時を303から270キロワットに設定しまして、この数値をオーバーしようとしますと警報音が鳴りますので、その警報音を察知しましたら、各施設の電源オフを、電気機器のオフを行って、手動で行いまして、電気の使用を抑制するような形でやっております。

このデマンド監視システムにつきましては、町が管理しております庁舎と図書館、さゆり保育園、あと総合障害者自立支援のあつまり一ななどの4カ所に現在導入しているような状況でございますけれども、夏場の6月から9月が270キロワット、冬場の10月から5月が245キロワットというような形で目標値を設定して、現在行っているところでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） このデマンドは、一部自治体の中でも、片岡の自治体におきましても、片岡会館におきましても、昨年運用して、大分経費削減になりましたし、節電効果も上がったということでございます。

運用上、1年やりまして、これはいいことだと思いますが、費用的にはかかるような形で、各施設に導入するといったことは可能なんでしょうか。導入にかかる経費等があるようなら確認したいんですが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） デマンド監視システムの使用料につきましては、月3,650円という数字になっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 3,650円で、このぐらいの小さい液晶の画面で、ピーク時があって、ブザーが鳴って、それに基づいて手動での制御をされているということでございます。

これは、全国的な電力需給が、原発がとまっている以上、非常に厳しいということもありますので、町民に対して、強制でなくお願いしている立場からも、町内の公の公共機関に関しましては、こういったものを取り入れて、熱中症に影響が出ない範囲、無理のない節電という形で取り組みの姿勢を示すべきだと思いますが、今4カ所ということでございますけれども、ほかの施設へも水平展開していく予定はございますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 先ほど言いました4カ所につきましては、各施設を中部電気保安協会が回りまして、機器の説明等をしていただいた件もございますので、ほかの総務課以外の管轄の指定の部署につきましても、調べまして、中部電気保安協会等のその説明等を再度していただきまして、今後進めていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ほかの施設も検討していただけるということで、了解しました。

しかし、無理なデマンドでピークカットを強制的に、エアコンがとまったり電気がとまる

ということになりますと、非常に問題も出てくると思いますが、庁舎の場合は順番が決まっているということで聞いておりますが、この30分間隔でそのピークが出ると、1年間、その数値になるということで、抑えているということで、先ほど説明があったわけでございますけれども、1番目にはどこをとめて、2番目にどこをとめるというルールがなされると思うんですけども、恥ずかしながら、私も、今回の質問を行いまして、庁舎内でそのような施策を行っていて、第1番目にどこをとめて、第2番目にここがとまるということが、勉強不足で知らなかったわけでございますけれども、その辺の周知も含めて、やはりこういったことは、公の施設である以上、もっとオープンな形で、フロー図的に、吉田町庁舎においてはこのような形でデマンドコントロールをしています、ピーク電力に達しそうになったら1番目にここをとめて、このような形でやっていきますよということをやはり入り口等に掲示したり、デマンドコントロールを行っているその状況等を町民にわかるような格好で、あ、町もそういうことをやっているんだということで、では我々もできる範囲の協力をしていきたいという啓蒙にもなると思うんですが、そういった取り組みというのはなされていなかったと思われるんですけども、過去を言ってもしょうがないものですから、今後についてはそのような取り組みも御検討しておりますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今、御質問のように、広報は今までしておらなかったものですが、その辺のことについては今後検討してみたいと思いますので、よろしくお願ひします。この場では、ちょっとそのことは控えます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） では、一番最初にとめるところは、庁舎ではどこをとめるんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） コンピューターの表示につきましては、余裕、それから注意、警戒、限界、超過というような形になっておりますので、注意の発報する前、その注意の時点におきましては、1階ホールのエアコンのスイッチを10分間切るような形で、それでもあれした場合につきましては、1階の事務室と2階の事務室、その次が、町民ホールを使用しておりますれば町民ホール、本日のように議会をやっておりますれば議会のこの場所というような形で、そういうような順番でうちのほうは管理をしております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、一番最初にとめるというところは、町民が日々訪れるホール、入り口、1階ですよね。で、2階、水道課とか都市建とかですね、いろいろ御要望へ行くわけで、やはり町民が接するところが、そんなに悪いということではございませんよ、ではないんですけども、そういったところをとめるということである以上、やはり町としての取り組みで御理解を願いたいという形で広報をすべきだと思いますので、検討するじゃなくて、そういったことはぜひともこの場で御答弁いただいて、前向きな形で、町、吉田町も取り組んでいるんだよということでの周知をすべきだと、今の質問を聞いてなおさら思ったんですが、再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 夏場ですと、ピークの状態が、議会開会中とか町民ホールの使用のときに、かなりそういうやつが発報する可能性がありますので、通常、このホールと議場

を使っていない場合につきましては、職員が、3階、4階、執務のフロアにつきましても、エアコンの設定温度等をあれしておりますので、そういうふうになります可能性があるということで、議員さんがおっしゃるように、その辺のことは、それじゃ、これは周知するような形のあれを考えたいと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほどの答弁で、昨年の実績でございますけれども、中学校においては空調を入れた。第2グラウンドにおいても、夜間のナイターという形で、町民の方々に、健康のためのウォーキングということで開放しているわけで、新たな電気の需要を創出した、新たな事業が起きたわけですが、それにもかかわらず節電していただいたということで、やはりこれは本当に素晴らしいことだと思えます。

そういった素晴らしい実績というのを、中学校においては90.01%ということで、本当に大きな成果を上げていただいたということで、私は上がるのかなと思っていたんですが、下がったということで、これは吉中生並びに利用者の方々に対しても、こういったことでということで、やはりこの辺のところも具体的に何かなさったんですかね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

ただいまの御質問でございますが、全体では下がりました。その大きな理由は、中学校に限って言えば、下水道、要するに、浄化槽から下水道に去年切りかえました。その結果が、一番、フロアの電気量が大きいというふうに見ておりますので、今後につきましては、今までどおりの努力はしてもらいますけれども、今言われるように、22年度と23年度のような大きい節電というか、その数字上ではないかというふうに思いますけれども、今回に限って言えば、その浄化槽のフロアですね、400人、500人用のフロアのその電気量が一番大きな理由というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 基準年が平成22年度の状態ですから、ことしも多分、そのフロアのついた状態が基準年ですから、同じような数値が来ると思われるわけでございます。

やはりそういったことも、公共下水道を設置して、なかなか接続がなっていないところにも、節電効果がこういったことで、フロアの電源がそんなに強いということも、さまざまな節電メニューの中にそういった項目がなかったものですから、そういったこともやはり中学生のところで、いろんところで、これはまた下水道課さんのほうでもPRしていただければ、節電メニューにのっとって、違った成果も得られるんじゃないかなと思います。

吉田町をちょっと調べましたら、22年度が533万3,886キロワット時ですね、21年度が519万8,876キロワット時という形で、これに対して約3.何%も下がっているということですね。大分、節電並びにお金の面でも十分になっていると思われるわけでございますけれども、ことしの取り組み目標としては、具体的な数字は上げないわけですが、やはり目標のない中でやるというのは、なかなか気持ちだけでは非常に難しいと思われるものですから、昨年並みぐらいの数値目標を立ててやはりやっていくんだという形での取り組みの姿勢が必要だと思われるわけでございますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

- 町長（田村典彦君） 昨年度並みに頑張ってまいりたいと思っております。
- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） 昨年実績を正として頑張るということで、昨年実績以上を目標とするということの御答弁でよろしいですね。3.83%以下にしていきたいといった形での取り組みをやっていくといったことでよろしいでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 一応5%を目安にして、昨年度以上にできればありがたいと、そんなふうに思っております。
- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） ちょうど1年前の「広報よしだ」でございます。4ページから11ページまで、「この夏どうなる電力不足」という形で、町民の方々に広く節電を呼びかけてあります。
- こういった対外的な町民に対するこの電力節電の啓蒙というのは非常にすばらしいことで、具体的に節電対策等々をうたってあるわけで、やはりここで必要なのは、中に吉中生の言葉があります。「節電は、ブームでなく当たり前のことになってほしいです」。節電をさらに、被災地のことも書いてありますけれども、そういったことをやはり広報でうたっている以上、それに対する町の反応というんですかね、ことしもこういった形で町としてはこのぐらいの節電を行いました、皆さんどうでしたでしょうかというような投げかけとか、いつきのブームで終わらないためにも、繰り返しての啓蒙が必要だと思いますが、何かそのような形でのお考えはございますでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 基本的に、現在の電力需給の逼迫というものは、3.11以降の原発の問題で起きているわけでございます。しかしながら、そういう状況をとらえて、基本的に、これまでのように、単に野放図に、いわば上流から下流に來ると、それを単に使うということではなくて、やはり賢くなるためには、別な意味での、単に野放図に使うということではなくて、スマートコミュニティのような、そういうふうな取り組みというものも、大きな目標としてはやはり考えて勉強していくというふうなことも、やっぱりやっていかなければならないし、現実の問題とすれば、やはり昨年度も5%というものを一つの目安としましたので、それを達成するように頑張ってまいりたいと、こんなふうに思っております。
- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） 県とか近隣で比較すると、よそはよそだというお話もあるかもしれませんが、牧之原市においては、笑呼（エコ）キャンペーン、まあエコですね、エコキャンペーンという形で、各家庭に電力量の使用量というのが、明細が来ます。それを昨年と比べてどうだったよということで、一番削減した方には表彰をやるという形で、昨年度、2回にわたりましてそのような形でのキャンペーンを行って、啓蒙策を行ったということもございますが、それをそのままやれということではございませんけれども、こういった手法も一つは検討してもよろしいのではないかなと。住民との協働という形で、国のほうも、地方自治体と協同して今回の節電に関しましても邁進していきたいという形でございますので、こういった手法を取り入れる予定はございますでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君）　そういう手法も牧之原市はやっているようでございますけれども、うちはうちとして、別に牧之原市がやったと、だから吉田町もやるということではなくて、やはりいいものがあればやっていくと。別にそのことは、今言ったキャンペーンを張ってどうのこうのというのもまた一策かと思えますけれども、地道なことも大事なことでございますので、いろいろ考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君）　12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君）　今回の節電で、町内の各施設、全部ではございませんけれども、いろいろ回らせていただきました。昨年、吉田議会だよりにおきましても、中学校のエアコン導入について、先生方、父兄の方々、生徒の方々に対して、実際使ってみた感想等々を、いろんな形で議決した後の動向という形で広報したわけでございますけれども、それもありましたので、中学校へ行ってちょっとお尋ねしてきました。

さまざまな節電メニューの中に、エアコンだけではなく扇風機等を併用してやるということは、ここもそうですけれども、暖房なんかの場合ですと、上のほうは非常に暑くて、下は寒いという形ですね。熱効率が非常に悪い。これだけ空間がございます。1階のホールにおきましても、吹き抜けの状態になっておりまして、事務をやっているところと、非常に空間も多いという形ですね。この空気を攪拌するような形が非常に効果があるという形で広報されているわけでございますので、そういった場所、大きな空間がある。

また、二つのエアコンが、一つの教室のエアコンが、送風機がついていて、風が当たるところは寒いけれども真下は暑いとか、そういったことも実際あるということは聞いておりますが、それに併用して、温度を下げて空気を回すことによって、よりよい節電効果も考えられると思えますけれども、そういった併設した工夫等を学校とか庁舎内とか、主なところでちょっとお尋ねしたいんですけれども、中学校においては、そういったこと、中・小学校においては、クーラーがなくて暑いものですから、扇風機を入れたりされているということも聞いていますけれども、クーラーと扇風機という形で、扇風機を回すことによって、設定温度を1度、2度上げても涼しく感じるというデータもインターネット上にはございますので、そういった取り組みも必要ではないかなと思えますが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君）　教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君）　教育委員会でございますけれども、うちのほうからは特に、これをやれとか、中学生でございますので、先生を中心に、その節電の、それも一つの教育と言ったら言い方は悪いんですけれども、その学校にいる間の中で、節電をどうしたらいいかということ、今後の中学生が大人になっていく過程の一部としまして、特に強いことは言いませんけれども、今、議員がおっしゃられるようなことは重々承知して指導しているつもりでございますので、御承知願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君）　12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君）　庁舎のほうはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君）　総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君）　新たに天井の上にファンをつけるということは特に考えておりませんが、執務の上につきましては、職員の古い庁舎のときの扇風機とか、かなり置いて回しておりますので、ある程度の空気の攪拌はできていると思っておりますので、新規のあれば

特に考えておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 実際、各担当課においては、中央公民館のホールにおいては、クーラーのききが悪いものですから、扇風機を用意してやっているよというようなお話もあったものですから、現場サイドにおいてはさまざまな工夫をされていると思いますけれども、そういったことも、また新たに設備するとお金がかかりますので、安いやつをぐるぐる回すだけでも大分変わってくるのではないかなど考えるわけであります。

最後でありますけれども、今後、電力需給でございますけれども、きょうの新聞で載っていました。中電12年度販売微減へという形で、昨年度実績よりも1億キロワット時下回る計画であるよといったようなニュースや、政府の方針ですけれども、いろんなところでころころ変わるものですからあれですけれども、大飯原発再稼働後においては、節電目標を緩和するような形で、これは決定ではないみたいですが、中部・北陸・中国電力管内では、5%の数値目標を外す方向で検討するという形で、原発再稼働へ向けての地ならしの動きがあるわけでもありますけれども、こういうことにとらわれず、広報でもうたっているような形で、この先を見つめてという形で、静岡県地球温暖化防止活動推進センターの事務局長さんが言われていますけれども、切ない節電ではなく、節電で幸せにというような形で、やはりさまざまな周りの環境が変わっても、地球に優しい形で、うちの町の議会は、浜岡に関しましては再稼働せず廃炉を求めておりますし、町長もさまざまな機関で首長さんのそういった会議にも入られておりますし、電力に関しましては立ち位置が明確になっている町として、やはりしっかりとしたものを町民に対しても、対外的に対しても、しっかりと示すべきではないかなど。

原発に関して反対だから電気を使わないということとはまた違うんですけれども、やはりさまざまところで我が町も貢献をしていただきたいと思いますので、今回、一般質問、町の取り組みも確認できましたので、これについていろんな方々に広報して、この活動を継続して見つめていきたいと思っておりますので、今後とも切なる思いの取り組みをお願いいたします。質問を終了いたします。

○議長（八木 栄君） 以上で、12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 午前 11時14分

再開 午後 1時00分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 吉 永 満 榮 君

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

〔8番 吉永満榮君登壇〕

○8番（吉永満榮君） 私は、議席番号8番、吉永満榮であります。

平成24年6月の議会定例会において、さきに通告してございます一般質問通告書に基づいて、職員優遇退職制度にかかわる環境改善はの質問事項で、その主な5項目は、お手元に配付されております資料で御確認をお願いしたいと思います。

それでは、問1から順次、詳細な説明をさせていただきます。

問1、個人情報が含まれた公文書の開示のあり方について。

私は、平成21年5月21日、町に、情報公開条例の規定に基づいた公文書開示請求を行ったところでございます。その内容は、職員優遇退職実施要綱が適用されたことについて疑惑が持たれていた元職員に係る退職関係書類一式の写しの交付を求めるものであります。一般質問の資料としようと考えていたところですが、個人に関する情報であって、開示することによって特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため非開示とするとの回答をいただきました。

私は、資料が得られないまま、予定どおり6月定例議会で、吉田町職員優遇退職要綱は、人事の刷新、管理について、倫理観をどこに置くかを主題に一般質問を行いました。この一般質問中、私の発言がきっかけで、柳原元町長から、名誉毀損による損害賠償及び謝罪広告の掲載を求める訴訟が起こされ、その裁判の過程において、裁判所から町に文書送付嘱託があり、元職員に係る退職関係書類一式が提出されたことによって、初めて当時の勧奨退職制度のずさんな運用の実施が明らかになりました。

このように、今回は、裁判の過程によって当時の事務手続のずさんな実態を知ること、その後の住民監査請求を経て住民訴訟に及んでいるところであります。

そこで、今後、違法もしくは不当と思われる公文書開示請求をしても、個人情報を理由に開示されない場合、違法もしくは不当な事務手続が闇に葬られてしまうことになり、その結果、住民が損失を被ることになります。このような場合、監査のあり方も問題となり得るかと思いますが、情報公開制度そのものの対処方法について今回は伺います。

なお、この問題は、私の考えですが、条例第6条第1項第1号エの項目の、公益上の必要から特に開示するものが必要であると認められる情報と考えられます。部分開示を選択できるのではないかと考えています。そういうことで質問をいたします。

問2は、平成7年度から10年度当時の勧奨退職制度の運用は、任命権者や地位者が恣意的に行われたものかであります。

平成21年6月19日、3年前になりますが、定例議会閉会后、行政報告会が開催され、職員優遇退職実施要綱運用指針の制定について説明をいただきました。その席上、平成7年度から平成21年度までの制度利用者数が示され、その中で、退職の申し出時期の繰り下げを認めたものが2件、退職時期の繰り上げを認めたものが5件、合わせて7件、要綱で指定する特別な事情を認めています。これはすべて平成7年度から10年度に限られていますが、この特別な事情については、それを示した書類はないということで、わからない状況であります。また、特例を認めた理由もわからないということでしたが、当時の任命権者や人事担当課長が恣意的に行ったものにとらえていいでしょうか。

問3、吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針は適正に運用されているかで、吉田町職員優遇退職実施要綱の不透明な部分を補うため、その運用指針が、平成21年6月19日に制定を、先ほど申しましたように、されました。この運用指針では、適用除外者や特例を認める場合の要件を明確に示していますが、運用指針制定後において適用事例があったら教えてください。

問4、公益通報者保護制度の活用状況はでございますが、企業や行政機関の犯罪行為を実名で内部通報した人が保護される公益通報者保護法が、平成18年7月1日から施行されています。町の行政事務では、通報対象とされる法令事務が少ないかと思いますが、これまで職員の内部通報に基づいて必要な調査やその措置をとった事例はどこにあるか、またどのようなものがあるか、教えてください。

問5、政治倫理条例の制定に向けての考えについては。

最近、政治倫理条例の制定をされる自治体が増えています。この条例は、住民を代表する公職者である首長及び議員が、この権限や地位の影響力を不正に行使して私利や特定の者の利益を図ることのないよう、政治倫理基準、関係企業の請負辞退、資産公開制度、チェック機関の設置などを定め、不正な行為により政治が腐敗することを防止するためであります。

公職者がその権限や地位を悪用して私利を図ることは、有権者住民の信託に背く行為であり、住民を代表する公職者の責務に反するものであります。このようなことが生じることがないように、この条例を制定し、公職者と住民のきずなを強め、公正で開かれた町政の運営が必要と考えますが、そのお考えをお示しください。

以上が問1から問5までの質問の要旨説明であります。町長優位の二元代表制と言われるように、制度にも優位な立場にあり、独任体であり、しかも、行政を執行する中で優位となりがちな立場であります。そこで、民主主義を具現化する議会が町長をしっかりとチェックすることは、民主政治を実現する主要な役割と私は思っています。専門家のお考えを期待します。

以上です。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、職員の優遇退職制度にかかわる環境改善はにあります五つの質問項目につきまして、順次お答えいたします。

なお、議員から通告は質問項目だけでありましたので、一般的な考え方として答弁をさせていただきます。

まず初めに、一つ目の個人情報が含まれた公文書の開示のあり方についてお答えいたします。

まず、公文書の開示につきましては、町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の開示を求める権利を保障し、公文書の開示等に関し必要な事項を定めることによって、開かれた町政の実現を図り、町民のための町づくりに寄与することを目的としております吉田町情報公開条例に基づきまして、開示請求をしていただくこととなります。

この条例では、第6条におきまして、実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、非開示情報が記載されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならない

と規定されており、原則開示を基本的な考え方としているものでございますが、非開示情報が記載されている場合には、当該公文書を開示しないものであります。

この開示情報につきましては、条例第6条に、非開示とする六つの項目が定められておりまして、議員から御質問の個人に関する情報につきましては、この非開示情報に該当するものでございます。

条文としましては、条例第6条第1項になりまして、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものは非開示となるものでございますが、ただし書きとして、非開示情報には当たらない除外規定として4項目ございます。

一つ目として、法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報でございます。これは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる常態に置かれている情報で、例えば広報に掲載した個人情報や公告式条例等に基づきまして、告示、公告した個人情報、附属機関等の委員名簿などがこれに当たるものでございます。

二つ目としまして、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報です。これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきではありますが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、財産等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報で、例えば危険物有害物質等の検査結果等で、これに該当する場合などが考えられます。

三つ目としまして、当該個人が公務員である場合または公務員であった場合において、当該情報とその職員の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の氏名及び当該職務の内容に係る部分としております。これは、町の職員が職務上行った情報が含まれる場合は、当該職員に係る個人の情報はプライバシーの侵害に当たらない情報と解しております。ただし、職員の住所や、職務上の行為と関係ない個人情報につきましては、個人に関する情報として非開示となるものでございます。

四つ目としましては、公益上の必要から、特に開示することが必要であると認められる情報です。この情報に該当するか否かにつきましては、開示することによりもたらされる社会公共利益と、開示によって損なわれる個人の不利益とを比較考慮した上で、個々具体的に決するものでございます。

このように、個人に関する情報が含まれる公文書の開示につきましては、個人のプライバシーを最大限保護する観点から、原則非開示として扱うもので、例外として、ただし書き部分に該当する場合に限って開示するというものでございます。

当町では、平成13年に条例を制定して以来、公文書の開示に関しましては、条例に規定される判断基準に基づき、適正に処理されているものでございまして、その状況につきましては、毎年、「広報よしだ」で公表をしております。

また、請求者が、開示、非開示の決定に関しまして不服がある場合には、第三者機関として弁護士や町民の代表者で組織されております公文書開示審査会へ異議申し立てができる仕組みとなっております。

今後につきましても、個人情報が含まれた公文書の開示につきましては、個人のプライバシーを最大限に保護しながら、制度の適正な運用を行ってまいります。

続きまして、2点目の平成7年度から10年度当時の勸奨退職制度の運用は、任命権者や地

位者が恣意的に行われたものかについてお答えします。

平成7年度から10年度までの勸奨退職制度の運用状況でございますが、平成7年度に4人、平成8年度に2人、平成9年度に3人、平成10年度に4人の合計13人が、吉田町職員優遇退職実施要綱に基づき退職をしております。

御質問の平成7年度から10年度当時の勸奨退職制度の運用は、任命権者や地位者が恣意的に行われたものかにつきましては、当時の制度は、任命権者の裁量権が明確になっていなかったこともあり、特定されない裁量権が発揮される余地を含んでおりましたので、そのような疑念が生じるものではないかと考え、平成21年6月に、任命権者の恣意的な運用が行われないよう、任命権者の裁量部分を明確に規定した運用指針を定め、改善を図っております。

なお、当時の任命権者におかれましては、要綱の規定に基づくほか、裁量権が発揮される場合は、個々具体的に判断され、制度の運用をされていたのではないかと考えておりますが、この御質問につきましては、平成21年第2回吉田町議会定例会におきまして、吉永議員から同様の御質問をいただき、答弁をさせていただいていると思っておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、三つ目の吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針は適正に運用されているかについてお答えします。

吉田町職員優遇退職実施要綱は、人事の刷新と計画的な人事管理を図るため、職員を勸奨して退職させる場合における優遇措置について、必要な事項を定めたものでございます。

この要綱に基づく職員の退職について解説いたしますと、基本的には、一つ、毎年3月31日までに年齢50歳から59歳に達する職員が、二つ、毎年度6月末日までに町長が行う退職の勸奨を受けて、三つ、当該年度の7月末日までに、定められた様式の退職願により町長に退職を申し出て、四つ、当該年度の3月31日に退職をするという流れになっております。

町では例年、退職の勸奨は、6月の課長会議を通じて書面により行っており、本年度も同様に実施をしたところでございます。

要綱の運用に当たりましては、適正な運用に努めているところでありますが、要綱中には、「町長が認めた場合」といった条件をつけた例外規定が設けられております。

まず、第2条におきまして、適用を受けることができる職員は、3月31日までに年齢50歳に達していなくても、すなわち、49歳以下であっても適用を受けることができるとされ、退職年齢の引き下げが認められております。

次いで、第4条において、町長への申し出の期限は7月末日までではなく、特別な事情がある場合は8月1日以降であってもよいとされ、申し出の時期の繰り下げが認められております。

最後に、第5条におきまして、職員の退職日は3月31日ですが、第4条と同じように、特別な事情がある場合は、3月31日以前であっても退職をしてよいとされ、退職日の繰り上げが認められております。

このため町では、この要綱をより適正に運用するため、要綱に規定されている「町長が認める特別な事情」を明確に定め、町長の恣意的な運用が行われることのないよう、吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針を平成21年6月に制定しております。

指針では、みずからの非違によることが原因で退職する者、要綱及び訓令を遵守しない者及び選挙に立候補しようとして退職する者は優遇退職制度の適用除外とすることなどにつき

ましても明確に定めており、町では、要綱及び指針に規定されていること以外の運用は一切行っておりませんので、適正な運用が行われているものと思っております。

続きまして、四つ目の公益通報者保護制度の活用状況はについてお答えします。

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に係る法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的として、平成16年に公益通報者保護法が制定をされました。この法律では、労働者が公益通報をしたことを理由として行った解雇の無効等、並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めております。

行政機関に対する公益通報につきましては、外部の労働者からの通報と内部の職員等からの通報が考えられます。

法律第10条では、公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置のほか、適当な措置をとらなければならないとされております。

また、法律第11条では、通報対象事実につきまして処分または勧告をする権限を有しない行政機関に対して公益通報がされたときは、当該公益通報に係る通報対象事実について処分または勧告等をする権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならないとされておりますので、外部の労働者からの通報があった場合は、この法律の規定による措置をとることとなりますが、これまでに通報の実績はございません。

もう一つの公益通報である、行政機関の内部の職員等からの通報があった場合につきましては、通報窓口である総務課で調査を実施し、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるとともに、必要があるときは関係者の処分を行うこととなりますが、当町におきましては、これまで通報の実績はございません。

なお、一般職の地方公務員につきましては、法律第7条におきまして、公益通報をしたことを理由とする免職その他不利益な取り扱いの禁止に関しまして、地方公務員法の規定によることとされております。

当町では、公平委員会事務を県に委託し、その事務は県の人事委員会が処理しておりますので、職員が公益通報したことにより不利益な取り扱いを受けた場合は、当該委員会に不服申し立てを行うことができることとなっております。

続きまして、五つ目の政治倫理条例の制定に向けての考えはについてお答えします。

全国の地方自治体では、今なお、汚職事件、談合、口ききなどの不正が後を絶ちません。これは、地方政治というものは、政策決定と実施が、地理的に同じ範囲、いわゆる狭い範囲で行われることに起因しているものと思っております。特に、公共事業にかかわる者や積極的に口ききなどを働きかける住民などからは、政策決定に関係する人間を特定しやすく、また接触しやすいということが原因として挙げられます。

こうした状況のもと、全国の地方自治体では、全体の奉仕者である首長や議会議員が、政治倫理を確立して、政治の不正や腐敗を防止し、公平で公正な地方政治の実現を目指すために、政治倫理基準、資産公開の義務づけなどを規定した政治倫理に関する条例を制定しているものと受け取っておりますが、現時点では、政治倫理条例を制定する必要はないものと考えています。なぜならば、私を初め副町長などの特別職及び職員につきましては、既に条例及び規程等を制定し、対応しているからでございます。

当町では、町長たる特別職を初め、職員の不正防止に向けた対応は、比較的早い段階から取り組んでおりまして、平成7年に、政治倫理確立のための吉田町長の資産等の公開条例を制定し、土地、建物、有価証券、預貯金及び給料等の町長の資産等を既に公開しております。

また、副町長以下の職員につきましては、平成9年に、吉田町職員の業者等との適正な関係を保持するための倫理規程を制定し、関係業者等との接触に関して、職務遂行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為を防止するため、職員が遵守すべき事項を定め、疑惑があった場合は調査を行い、違反があれば、その度合いにより懲戒処分を下す取り組みを行っております。

また、平成15年度には、不正を生み出す原因の一つとされる入札制度の改革に着手し、私を初めとする執行機関職員の恣意的要素が入る余地がなく、官製談合が起こりにくい入札制度として抽選型指名競争入札導入を行い、今日に至っているわけでございます。

このように当町では、政治倫理及び職員の倫理規程を初め、入札制度改革など、不正防止対策に取り組んできております。このため現時点では、新たな政治倫理条例を制定する必要性が乏しいのではないかと考えております。

既に政治倫理条例を制定している他の地方自治体では、議会議員も含め、制定しているようでございます。また、議会議員を対象にした政治倫理条例を議会基本条例等とあわせて制定している地方自治体もあると聞いておりますが、議会議員の政治倫理に関しましては、私が申し上げる立場ではございませんので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。再質問をさせていただきます。

ただいま1問から5問まで、内容が大つかみで、行き届かない点もあったかと思っておりますけれども、御回答をいただき、ありがとうございます。

問1につきまして、個人情報が含まれた公文書の開示ということでありまして、目的は、先ほど申されたとおり、町民の知る権利の開示を認める権利を保障するなど、町民と町の信頼関係に努め、一層の開かれた町づくりということだと理解をしておりますけれども、私が質問したものについて、やはり個人情報という内容も、プライバシーの問題も含んでおりまして、今現在では理解をさせてもらっておりますけれども、7年間という長い間、この公文書の開示の資料の中に、善か悪か、そういうものがはっきりしないうちに入ってきたわけでございますけれども、先ほどの説明の中にもありましたように、町からの公文書の送付嘱託もって、こういう状況がわかったという、本当に公文書のあり方については私も疑問を持っていたんですけども、今回、細かく説明をいただいてわかったわけですが、その情報が利益か、あるいは不利益かというのは、職員にもわかるような状況だと思っておりますけれども、それを通報する者もないし、あれでいいかやという、最後にもありますけれども、そういう状況の職員もいたんじゃないかなと思っておりますけども。

だからそういう状況に立ったときに、先ほど言いましたような公益通報というのにも必要じゃないかなと思っております。今回の質問の中へ入れたわけですが、1点、公文書の開示審査会というものの内容を私もちょっと存じませんでしたので、その当時、こういうものもあるよということで、そっちへ回せばよかったかなという、今、理解をしながら思っているところですが、不服申し立ての手續ができるとしているが、申し立てが不適切と、不

適合というような場合はどういう場合かとかいうようなものを教えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 申し立てが明らかに不適合ということですね。その場合につきましては、行政不服審査法に基づく不服申し立てが、審査の結果、不服申し立て人が不適合、または不服申し立て請求期間が60日を超えてからの申し立てなど、要件不備により却下される場合などをいいます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 手続や期間ということでよろしゅうございますね。はい、わかりました。

その後の、私が提出いたしましたんですけれども、開示請求の非開示について、吉田町公文書開示審査会で不服申し立てがその当時できたかどうかということをもう一度聞きたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） この情報公開条例が制定されましたのが、平成13年4月1日からの施行でありますので、条例の附則で、施行日の1年前の平成12年4月1日以降は不服申し立てできましたけれども、その1年前の平成12年4月1日前ですね、前に当たりますので、その場合ですと不服申し立ては対象とならないということになっておりますので、手続ができないと思います。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） わかりました。

それでもう1点、不服申し立てなんですけれども、年間どのぐらいあったのかという問題です。実はきょう、この「広報よしだ」、たまたま9ページに公文書・個人情報の開示状況ということで、先ほど町長から、毎年こううことで表示していますよという説明があったのを、私も先ほど公文書のその内容を見させていただきまして、この中に公文書開示請求内容及び処理状況も載っていました。それから、個人情報開示請求内容及び処理状況もあります。その中には、都市建設課の問題、それから所管は町民課の問題が三つ、まあこれは診察関係の問題が多いようですが、あとその下に、23年度開示実施状況ということで、公文書が開示をされた人が何件かありますね。そして、個人情報については3人とか出ていました。

こういうものがあれば、私も今回これを見させていただいて、1年間に数、こうあるわけだということで、これを知りたかったわけなんですけれども、不服申し立て件数がゼロということでもありますので、皆さん適正な開示をなさっているということで認識しました。

これからも、非常に厳しいこれは判断状況になると思うんですけれども、その境目ですね、その辺をちょっと、適正な運用をお願いしたいなど、こんなふうにも今思っているところです。

2問目につきましては、平成7年から10年までの間の特別な事情でございますけれども、これを示した書類や特別な許可などもわかっていない状況でありました。当時の町長や担当課長が恣意的運用を恒例化されたということで、その辺も、当局も、当時の制度が、明確化が、特定されない疑念があるというようなお考えもあるということでお答えをいただいたわけなんですけれども、さらに公平性の保持等をお願いしたいと、こんなふうにも思っております。

それから、3月31日のこの退職日の認定につきましても、改めた新しい運用制度をもつ

で行っているというようなこともありましたので、3問のほうで理解をできました。

それで、その後、3問の中に適用除外者というものがありますよね。それは今回初めてその条文の入ったということですが、1は、みずからの非違によることが原因で退職する者は適用除外だよと、それから2番目は、要綱及びこの訓令を遵守しない者であります。3番目は、選挙に立候補しようとして退職するであります。施行から3年たちまして、適用除外者はなくて当然であると思うんですけども、除外者は、公務員の資格はもうその当時はないんじゃないかなと、こんなふうにも思っているところですが、そこで、ちょっとその条件的に違いますが、第3項で、特例を認める場合の要件というのがあるんですけども、年齢50歳に満たない者、先ほども40歳代のお話も出てきましたけれども、他の公共機関などで公務を果たすための退職の申し出というものがあるというようなことも、町長の要請で、おまえ退職しようやと、こういう機関へ行けやという、その指示もあるという内容について教えていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） これは、こういうところへ行った人が、人数がいるかということですか。

○8番（吉永満栄君） それも教えていただければ。内容がわかれば特にいいんですけども、人数があれば教えていただきたい。

○総務課長（田村政博君） 人数はゼロでございます。指針をつくった以降につきましては、0人でございます。それ以前につきましては、1名ですね……

○8番（吉永満栄君） それ以降のもので、21年6月19日以降につくった条文ですね、その条文の中には。

○総務課長（田村政博君） はい。今、町長が1人で、おりません、特別職は。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満栄君。

○8番（吉永満栄君） それから、同じ年齢が50歳に満たない者が、公的機関に職員として公務を果たす退職ということで、公務を果たすためにその機関に退職すると、これは町長の許可が要するということですが、その辺について、内容、何人ぐらいいるか、また、その内容についてはどういうところへ出したかということで、いらっしゃるようでしたら。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） これにつきましてもおりません。

○8番（吉永満栄君） 条例をつくったけれども使われていないということですが、こういう場合もあるということで、はい、理解をできました。

それでは、4番の公益通報者保護制度の活用について、ちょっと長くなりますけれども、この制度は、先ほど町長のほうからも御答弁いただきましたけれども、町の今の対応は磐石で、何ともないよというお話でございましたけれども、この職員、あるいは町民からの要望も、総務課長に窓口を持ってやっていくと、なかなか言いにくいんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味で、この制度を活用するに当たって、今までどおりの内容でいいかなと、私も答弁を聞きながら考えたんですけども、公務員を含む労働者が、みずからの労働先や派遣先が行っている犯罪行為や、あるいは刑罰につながる法令違反行為について、勤務先は、これは企業関係のものが多いですね、今のところ。

だけでも、行政関係につきましても、今現在やっておられるところもあるんですけど

も、国や地方の行政機関に寄せられた公益通報の件数は、10年度には4,571件と非常に多いわけですが、そのうち労働関係が94%、さっき言ったように占めているんですが、行政関係が少ない分野でつくられないことを検討する事例もありましたので、これは県の企業局——熱海にあるんですけれども——の問題は皆さん御存じだと思いますけれども、官製談合事件を受けた再発防止等の協議で、契約事務にかかわる全職員への特別研修や、同じ業務に長くかかわらない人事へということで、さらに、内部通報制度の県倫理ヘルプラインで、2011年度通報件数6件のうち2件が県職のOBだと。工事受注など働きかけの内容を重視して、内部通報制度を活用して、疑惑を生まないチェック強化を求めたということで、先ほど、これは5月30日の新聞なんですけど、出たことは、皆さん御存じだと思いますけれども、成田市でも、贈収賄事件を受けて、職員の不正行為や不当な働きかけに関する通報を調査し、審査すると。第三者機関の新設を盛り込んだ法令順守条例をこの3月2日に市会議員に出して、これは内部通報を加えて、議会でも7月に承認をして目指すということを言っていますが、我が町には、このような不正行為や不当な働きかけはないと思っております。

先ほど町長が言われるように、いろいろな条例もありまして、今のところなくてよかったと思うんですけれども、外部や他の職員から不当な働きかけを受けた場合は、記録して上司に伝えるという、その伝えるところですね、さっき言われたように。課長の顔を見て言うよりも箱入れのほうが楽かなということも考えられて、またその後で申し上げますけれども、なかなか事務系等の中で、公益通報といって、名前を入れて、こうだよ、あの人はこうだよというのは言いにくいと私は思うんですけれども、その辺の改善をこれからちょっと1点お願いしたいんですけれども、不正の予防や早期発見のため、公益通報の活用について、公平性、あるいは公平委員会という、多分そういうものじゃないかと思うんですけれども、不服申し立てを行うこととしますが、この制度を全職員が理解されているかということも一つは考えられるんですけれども、違反が明らかになるのではなくて、違反が出たから対処するじゃなくて、その前に予防というものも必要じゃないかなと、こんなふうに思っております。

また、福岡の朝倉市、副町長、須永さんが福岡にいたということもちょっと知っているんですけれども、この朝倉市という、御存じだと思いますけれども、以前、汚職事件の摘発を受けて、その再発防止策として、内部告発の制度化など庁内の対策に加え、本庁へ窓口をつくって、これは公益通報現場を、それを設置したと。市民に職員の問題点を指摘してもらうことが主であります、庁舎窓口や、それからほかの施設もやったと。それから、市民に職員の問題点を指摘してもらうことにしたということなんですけれども、職員の倫理認識を高めるという意味でも、この意見箱というのは効果があるんじゃないかなと思っております。また、職員倫理条例の策定として、その規程内容に審査会が設置されるということは、委員会等を持っていると思うんですけれども、こういうことで九州のほうでもやっていると。

告発制度は、公益通報保護法に基づいて、弁護士が主になって告発の通報者の処理をされているということなんですけれども、公益通報意見箱は本庁のほかにも、ほかの地域にも、行政センター等々へ置いて、やっぱり取り扱いがいいようにと、また投稿しやすいという意味じゃないかなと。課長さんのところへ持って行くよりもそのほうが良いというような内容じゃないかと思っております。

○議長（八木 栄君） 質問をしますか、それで。そういうような形の質問を。

○8番（吉永満榮君） 今聞きます。ちょっと前置きが長くなってすみませんが。

○議長（八木 栄君） わかりました。

○8番（吉永満榮君） 私の時間も60分あるものですから、余裕を持ってやらせてもらっていますので、議長、焦らないようお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） はい、わかりました。

○8番（吉永満榮君） そういうことで、告発制度は、公益通報に基づいて、今言われたように、弁護士が主体になるのもいいと思うんですけれども、第三者を入れてつくっていただくということで、いろんなところへ置くというのも、一つは、総務課長一ところじゃなくて、窓口を設けておくということも必要だと思います。それで、住民の目を意識した行政運営になるんじゃないかなと、こう思っています。ふだんから心がけて実施されたいと。

そこで、町長、ホールのほうに、こうすればどうだろうということで、ひらめき思いつきレター箱がありますよね。あそこもどうも、こう見ると、まず、いろんなことがぐちゃぐちゃ書いてありますけれども、立ちどまって入れる人も少ないようで、今1通入っているようなんですけれども、あそこはだれも入れても持っていかれちゃうもので、それじゃうまくないので、やっぱり箱として、ちゃんと後で審査するような、あの箱をやめてと言っちゃ悪いけれども、やめて、この公益通報者の通報箱を置いていただけたらどうかと、こんなふうに思いますが、活用状況ですが、ひらめき思いつきの状況はどんなふうかなと思うんですけれども、その辺と、それから、今言われたような通報箱、あそこへ、ひとつ町長の対応の机の上に置いていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 前半のほうは後ほど総務課長から答弁をさせますけれども、後半の部分につきましては、いろんな通報のルートがあればよろしいわけでございまして、今、議員がおっしゃられるようなことについても検討してみて、よろしければまたそれに付加していけばよろしいと思っておりますので、言えることは、現在のレター制度以外にも、あれもちゃんと有効に生きておりますので、あれも大事にする。また、別なもし有効なものもあれば、またそれも使うと。そういうふうな形でやってまいりたいと思っております。

ただ、いわば私は通報されるほうでございまして。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） ありがとうございます。

そんなわけで、実際やってみなければわからないことであって、これはそんなに手間のかかるものではないし、そういう認識を高めるということが、いい町づくりをする、そして疑惑のない町政づくりということも必要だと私は思っていますので、ぜひそういう箱をつくれれば、私もつukれないことはないが、町でつくって、公益通報という名前を入れれば、あ、こういうものがあるんだという、ただの意見箱じゃなくて、公益通報ができるというその制度を教え込むというか、これは保護するよというのをちょっと記載して、そういう紙を置くとか、紙は別としても、そういう町民とか、あるいは職員、そして我々にも理解ができるような意見箱にしていいただければ、転ばぬ先のつえというか、違反があつてから調査するようじゃ、私は、遅いんじゃないかなと、こんなふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、財政面に詳しい副町長のお考えも、この点について、先ほど福岡の話をしたんですが、福岡のほうの様子も御存じのようですので、この辺の地域はわかっていますけれど

も、もしできたら一言お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど議員のほうから、私、福岡の財務局のほうに勤務していたわけで、朝倉市というのは福岡県だというふうに記憶しておりますし、朝倉市の場所も知っていますが、残念ながら、公益制度についてそれほど先進的であったというふうに、ちょっと私の理解が少なかったのかもしれませんが、非常に、御存じのように、九州も割とそういったことが比較的多い地域と言ってはなんです、いろんなところでそういう事件があって、先進的な取り組みをしているということですので、私も、議員の御指摘もありましたので、もう少し調べて参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

大変、九州の朝倉市を御存じということで、お電話して内容を聞いていただいて、町長に進言していただいて、実施できたらありがたいと、こんなふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

5番目の政治倫理条例の制定についての質問をさせていただきますが、首長及び議員が、いやしくもその権限または地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の利益を得ることのないよう、必要な措置を定めるということが、この政治倫理条例の目的であります。

各自治体で運用され始めていますけれども、吉田町では、各種条例及び規程等を制定しているから、政治の不正や腐敗、公平で公正な地方政治の実現を目指すとして、必要ないということで、先ほど、というように考えられるということでおっしゃいましたけれども、平成7年、平成9年、現町長の平成15年には入札制度改革等も機能しているということで理解はしていますけれども、そこで、以前、町長から、意欲的に自治基本条例の制定について、いつか、そういう強い要望があって、制定しようかなという、あったことですが、その辺についてはどのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは一度、いつの定例会かはちょっと忘れちゃったけれども、その自治基本条例について申し上げているのは、ほかの町なんかでも自治基本条例はつくっておりますが、美辞麗句で飾られているとか、努力しますとか、そういう努力規定であるとか、そういうふうなものが大半でございますので、要は、パフォーマンス的にやっているところが多いような感じがいたします。

私が考えている自治基本条例はそういうものではなくて、基本的に首長というものが、恣意性を排除した形でのそれぞれの市政であるとか町政運営について、いわば厳しい義務規定でございますかね、そういうようなものを網羅したものをつくりたいと思っております。

したがって、まだコンセプトそのものも固まっているわけではございませんけれども、いわばパフォーマンスではなくて、美辞麗句できらきら輝くようなものではなくて、たとえ条項は少なくても、非常に、例えば公共事業にかかわる入札の問題であるとか、そのような問題等について、首長が恣意的に入れたいというふうなものをつくらせたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 僕は、もうおじゃんになったかなと。おじゃんと言っちゃ悪いけれども、終わったかなと思ったんですけれども、そういう意欲を持っておられて、非常に期待するものでありますけれども、この政治倫理というのも同じ条件であって、私、先ほども申し上げたように、やはり首長や、あるいは要職にある人の倫理というか、道徳というようなものでございますので、ぜひそれにかわるものがあつたらんと、町長がそういうことを思っていたんですけれども、また期待をしていいということで思ってよろしゅうございますか。

そして、さらに、先ほど言いましたけれども、町は今、人事構成において、副町長、それから理事、あるいは担当職員等々で、人事構成は磐石であるというようなお話をされていたんですかね。これで満足しないで、やはり法令等も遵守していただいて、また、その自治法、自治基本条例や公益通報も考えていただきたいと思っておりますけれども、今の吉田町のこの人口構成で、副町長が来られて、吉田町はよそから比べてどうだなということも考えをお持ちのようでございますので、できたらお願いしたいと思っておりますが、今の人事構成、町長は磐石だよと言われたんですけれども。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） お答えをいたします。

私も、国の機関でありますとか、ほかの省庁でありますとか、独立行政法人とか、たくさんの方に勤めさせていただきました。地方公共団体について言えば吉田町が初めてでございます。ですから、他と比較するような見識も持ち合わせてはいないわけではありますが、非常に小さくて人数も少ない町ではありますが、課長を初め、若い人も、厳しい町長の指導のもと、研さんを積んで、私も含め、これから頑張っていきたいということで、職員の質についても、静岡県でも、私、来たときに言ったんですが、一番住みよい町と言ったんですが、職員の質も一番高いような町にしていきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 大変いい答弁をいただいて、何だか舞い上がっちゃうようなお答えでございますけれども、町長、それに甘んじず、またぜひやっていただきたいし、また、副町長が言われたように、職員の質もいいと、あるいは町の内容もいいというようなお話もいただきましたので、ぜひこれからはいい町政をつくっていただいて、また、いい防災対策を、理事を初め、つくっていただいて、住民の安心・安全、そして人命、財産を守ることということで、この1年、あと3年間ですか、頑張っていたきたいと思っておりますので、また、私の言われた公益通報とかそういうものもぜひやっていただいて、住民に皆様に、安心して生活できるような町にしていきたいと。

以上で質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

今回は、原子力発電所事故による放射能から命を守るためにという題で質問させていただきたいと思ひまして、この質問をするに当たって、いろんな情報を得たり、多くの知識を得ました。そして、いろんな勉強をすればするほど、ちょっとやっぱり怖くなってきたんですね、放射能というものの、原子力のあること自体が。その中で、今回は、自分の、さっき言われた、非常にいい吉田町だと思ひています。そのふるさと吉田町をこれから守っていく、どうしていくかということをおつと質問させていただきます。

今回は、その一つ、吉田町の自慢するべき一部をおつと紹介しながら質問させていただきます。

何年か前、我が町に、吉田町に他市から移転してきた方が、初めて吉田町役場を訪れ、目的の場所を探し切れずにいたとき、出会った職員が自分の手をとめて目的の場所まで連れていってくれた。今までそんな経験はしたことがないと、親切な町であると感激をしたと言ひていました。自分たちは、ふるさと吉田町は、確かに気候が温暖であり、食べ物も豊富であり、ふるさとという言葉がぴったりの町であると感ひています。本当に大切にしたいし、次の世代に残すことが使命であると感ひております。

そして、昨年3月11日の東日本大震災は、この思ひをより強いものにしました。恐らく災害に遭った方々も同じ思ひでふるさとを感ひ、避難生活を送っていることと思ひます。

私も、5月25、26、27日と、相馬市、南相馬市に連れていっていただきました。1年と3カ月が過ぎ、当時何が起きたのか、現在何が起きているのか、実際に必要とするものは何かを知りたかったからです。

吉田町は平成24年度、この大災害を受け、町民の人命、財産を守るために、いよいよ地震・津波防災対策にかじを定めました。津波避難タワーの具体策も出され、安全・安心な町づくりに向かい、動き出しました。大いに協力をしなければならぬと感ひています。

しかし同時に、この災害は、福島第一原子力発電所の爆発という事故を引き起こし、放射能汚染という未知の人為的な大災害をもたらしたことも事実です。我々の地域にも浜岡原発所があります。災害は地震、津波だけではなく、地震の振動による検証がなされないままである不都合な真実は言い出せないままであると思ひます。原子力災害は必ず起こり得るということをお前提に考え、対処することが重要であると考へております。

国は6月7日、平時に原子力事故関連の防災対策を取り仕切る原子力防災放射能汚染対策会議をつくることで合意しました。県でも市町原子力防災研究会等で、原子力防災計画、避難計画、安全対策、防災対策を重点に検討され、情報の重要性も研究されております。

しかし、最も重要なことは、できるだけ遠くに安全に避難することであり、そのためには何をすることが必要であると思ひております。今回の原子力事故に対し、外資系企業では、従業員に対し、西日本に避難する指示を出したところもあります。世界各国は、自国への避難を執行したところもあります。

これらをお踏まえ、原子力発電所の事故、放射能災害に対し、私は、避難が重要であると思ひておりますが、町長は現在、今何が一番必要なことであると思ひているかをお聞きしたいと思ひます。

次に、避難、退避することは重要であるが、その前に、一時的に安全に避難、退避するためには、鉄筋コンクリートの建物等の屋内に避難することが有効とされています。平成17年に吉田町地震防災ガイドブックが出され、原子力防災についての行動指針が明示されてお

ます。避難方法で有効な手段は、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示が出されるとあります。現在でも同じであろうと思います。

要は、放射能による被曝から影響をどれだけ少なくするかである。放射能汚染による健康への影響はわかっていないし、解明もされておられません。町は、これから計画される公共建築物に対し、それらを配慮して、財政的に可能な限り、建物の構造を決定すべきであると思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

3番目に、瞬時の正確な情報が最も必要であるが、正しく伝わるためには、その伝達方法を確立しなければならない。どのように考えるか。

また、解決し得ない放射能を正しく恐れるために、講師を招いた講習会等を開催して、町民の人たちに知識と危機感と身を守る方法を持ってもらう必要があると考えておりますが、企画をしようというお考えはあるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 原子力発電所事故による放射能から命を守るためにの御質問のうち、1点目の放射能災害に対し町長は現在何が一番必要なことであると考えているかについてお答えします。

東日本大震災の被災地では、地震と津波による災害に加え、原子力災害でも何重もの苦境に立たされ、各自治体の災害対応は困難を極めました。日本では起こり得ないと言われてきた放射能物質の周辺環境への大量放出という事態が起こり、行政機能の移転や住民の広域避難に加え、被曝問題から各自の居住地に帰れない状態になったことは、原子力に対する安全対策の甘さのあらわれであり、事故の全容解明と責任を明らかにするべきものであると考えております。

このような原子力災害が浜岡原子力発電所で発生すれば、広範囲における地域社会や経済活動を一瞬にして停止させる危険があり、原発の持つ危険性と原発事故の悲惨さを目の当たりにした今、これまで以上に町民の安全・安心を最優先に考え、町民の生命、財産を守るために脱原発を訴えていくことが、最も必要なことであると考えております。

次に、2点目の避難することは重要なことであるが、その前に一時的に安全に避難するために鉄筋コンクリートの建物等の屋内に避難することが有効とされている。これからの公共建築物における配慮が必要と思うが考えをお聞きしたいについてお答えします。

これまでの国の考え方は、周辺住民の被曝を低減するための防護措置を短期間に効率よく行うために、防災対策を重点的に充実すべき地域を定め、そこに重点を置いて、あらかじめ緊急事態に対する準備をしておくことが重要であるとし、緊急事態発生初期段階で実施する防護措置の準備のための緊急時計画地域（EPZ）を、原子力発電所から10キロメートルの範囲で設けてきたところであり、現在、吉田町においては、その範囲外で、屋内退避や避難等の防護措置は必要ないとされてきました。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故におきましては、これまで想定をされていたEPZの範囲である10キロメートルをはるかに超える20キロメートルで避難指示が出されたところでもあります。

このような状況を踏まえ、国の原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会の防災指針検討ワーキンググループにおいて、原子力防災対策の見直しの検討が図られ、防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方が取りまとめられ、原子力安全委員会に報告されたところであります。国では、この報告の検討を踏まえ、防災指針、防災基本計画を改訂し、原子力防災への取り組みの強化を図ることとしております。

町といたしましては、国及び県の防災計画の方向性が示されれば、新たな地域防災計画の策定や実施体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

現在、県、市町及び関係機関が連携した市町原子力防災対策研究会において、原子力防災に関する諸課題を研究しているところでありますので、公共建築物を含めた避難場所、避難手段などの避難に関することや、屋内退避に関することなどにつきましても、テーマとして検討していただきたいと考えており、そうした中で、当町に取り入れるものは取り入れてまいりたいと考えております。

次に、3点目の瞬時の正確な情報が最も必要であるが、その伝達方法を確立しなければならないがどのように考えるか、また、町の人たちが知識と危機感を持つために、講師を招いた講演等の企画をする考えはないかについてお答えします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故当時の被災市町では、東京電力からの通報連絡が乏しかったことに加え、国や県からの情報がほとんどない中で、テレビから流れる情報により、どこまでの範囲でどの程度の対策を必要とすればよいのか、それぞれ自治体独自の判断が迫られたと聞き及んでおります。

災害時における初動対応として重要なことは、情報を収集し、的確かつ迅速に町民の皆様へ情報を伝達することであるとと考えております。

原子力災害特別措置法におきましては、原子力発電所において万が一事故が発生し、その影響が周辺地域に及ぶおそれのある場合には、原子力事業者から直ちに国・県並びに関係市町へ通報するように定められております。

同時に、県の地域防災計画の中では、住民等への的確な情報伝達活動を実施するに当たり、広報紙、広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビ、ラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るとともに、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとされております。

また、原子力災害の状況や、国や県、関係市町等が講じている施策に関する情報を、県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとされております。

当町といたしましては、県からの情報に関しまして、同報無線や広報車により広報を行うとともに、エリアメール、FMコミュニティ放送など、あらゆる情報伝達手段で町民の皆様へ情報を伝達してまいるとともに、今後も情報伝達手段の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

また、講演などの企画についてであります。原子力防災対策に限らず、町民の皆様の防災知識の向上を図るための講演会などを検討するとともに、県及び関係機関と連携して、防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) ありがとうございます。

続いて、今現在、今、町長の話の中にありました市町原子力防災研究会、これは12月と3月に行われたわけでございますけれども、今、原子力防災に関しての非常に危機感と恐怖心を持った中で、方向を含めた、多くの人たちが安心をするために、例えばこの研究会がどのようなもので、どのような形で、どのような方向で話し合いをなされているのか、その内容がもし少しでもわかるのであれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長(八木 栄君) 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監(大石悦正君) 市町の原子力防災対策研究会のことだと思いますが、去年の12月20日に第1回目を開催しております。そういった中で、静岡県に35市町あるわけですが、そのうちの29の市町がこの研究会のほうに参加していると。吉田町は、この研究会に参加させていただいております。

目的としましては、UPZの関係でございます、区域が広がるよと、そういった中でどういう対策が必要になってくるのかと、そういう形の中で、避難の問題とか、それから情報伝達の問題とか、それから、先ほど話が出ている屋内退避の関係とか、そういうものを皆さんで研究していこうと。これは市町のほうを話しましたが、当然、静岡県が主催しているものですから、県の職員との打ち合わせの中で、どんな対策が必要になってくるのかというのを研究して、地域防災計画に反映していきたいと考えているような研究会でございます。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 今言われた中で、10キロから20キロの範囲が30キロに、UPZが30キロの範囲になりますよということですね。

南相馬市へ行ってきたんですけれども、現在の法律の中ですね、南相馬市では距離によって避難指示がかなり違いまして、何か四つに分断された、相馬市自体が。そして、中でいろんな不都合が生じてきたと。

吉田町も今現在では、20キロが吉田町を横断しているというか、一部しています。そのときに、これから受けていくことに関しては、30キロになれば、吉田町が全体にその中に入るということで、多分同じことは起きてはこないだろうと思うんですけれども、現在を考えたときに、もし今起きたとしたら、それが、今の法律が適用されるわけですね。

そうすると、その辺のものを踏まえて、例えば、これからまた防災研究会というものが何回かあると思うんですけれども、この時期は、できるだけ早くその30キロを、吉田町全体が入るような、吉田町が入っても大井川地区が分断されますので、それもまた困ると思うんですけれども、その辺のことを考えると、大体、これって、まずこれからの予定とかそういうものというのは出ていないわけですか。

○議長(八木 栄君) 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監(大石悦正君) 先ほど話したように、指針だけのところですので、まだ決定はしてございません。そういった中で、どういうことがあるのかということで今研究会を持っていると。

その研究会の中での意見でございますが、先ほど内と外というふうな話が出ましたが、焼津市がまさしくそのところになると思います。UPZでいきますと、30キロといいますと、焼津さんにつきましては、一部が入る、一部が入らないというところでございます。そういった中で、どういう対策になっていくのかというのが懸念される所ということで、焼津

市さんのほうもその辺の御意見は出ています。

吉田町はそのまま全域入ってしまうという話でございますので、どんな避難があるのかと、そういったところで、今後意見も述べていきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた中で、その30キロに入ることに关してはその心配はなくなるんですけども、さっき言った、現在のと、今というのは、20キロはまだ生きています。それを心配するものですから、できるだけそういうのは、そうなったとしても、今現在なったとしても、町長に关しては、吉田町が分断されるようなことがないように、ぜひこの辺で力強くやっぱりやっていただきたいと思ひます。

相馬市の副議長にいろいろ話を聞きました。そうしたら、やっぱりそういうものが町全体を不公平感で分断していく。補償というのはそういうものだ。そういうものはやっぱり非常に怖いなと思ひて、それは一つ、今聞いたわけでございます。

あとは、相馬市の市立病院の院長さんが、この間、行ったときにお話ししていただいたんですけども、相馬市では3日後に屋内避難指示が出されたいいんですね。そのときに、もう人も物資も入らなくなってきた。要するに、建物の中に入らないと。意味としては、建物の中の放射線量は低いけれども、外が非常に高いと。当然、入ることによって全体が影響を受けているということで、そういう指示が出されると思うんですけども、そのときにも、僕は、その避難をするときに、さっき言った、その屋内避難、コンクリートの避難、退避ですか、それから避難するときに、どうしても入らなきゃならない部分がありますよね。どうしても入らなきゃならないときがあると思うんですけども。そのときに、例えばこれからの建物とかそういうものに関しても、現在、建物って、ほとんど風除室があつて、そこに一たん入って中へ入るような形を、建物、いろんなものをとっていると思ひます。

例えばその中にどうしても入らなきゃならない人が入るときには、そこで一たん放射能を薄くして中へ入れるような措置、要するに、風除室等で放射能を下げるような措置ができるようなものがあれば、非常に安全に入れると思うんです。

要するに、そういうものに関して我が町では、僕はそれを感じますけれども、町の中ではそういうものに関しては、いろいろ検討とか、そういう考えとかというのはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今言われた御質問のほうは、やはりどちらかという風評被害のような形かなと。結局、屋内退去しなきゃいけないということは、その環境が悪いからということで物資が入ってこないということかなと。そういうこともあるかなというふうに感じています。

先ほど申しました研究会の中では、この東日本大震災の原子力災害を踏まえながら、それを検証しながら、この研究会のメンバーには中部電力のメンバーも入っております。そういう方も入っておりますので、そういう中で、そのできた、今、議員のほうから御説明がありました、そういうようないろんな課題も含めて、今度同じように当地域でそういうことが起きてきたらどういうふうにしようかということのをこれから勉強しようということでございますので、今言われた部分につきましても、皆さんの中で検討していただけるような形で提案していつて、それで皆様方でその議論をしていただければ、そのものを役場のほうとしては、

そういう事情等も踏まえながら今後の施策に打っていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） すみません、今、建物をこれからつくるとしたら、風除室というところがあると思うんですが、公共施設で。そこへ、放射能を薄くするような施設を、設備をつけなくちゃいけないと思っているというような質問だと思ったんですけども、それをどういうふうに考えますかということで、山内議員はどうです、私はそう伺ったんですけども。

○3番（山内 均君） そうです。その今言われた中で、ちょっとこの防災対策、吉田町で出されたこの資料から、その方向にちょっといきたいと思いますので……

○議長（八木 栄君） 建物を新しくつくるとしたら、風除室があって、そこでということですから。

理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 建物をつくるという部分につきましても、先ほど言った研究会の中で、まず一番初めに避難する部分は屋内退避という部分がありまして、屋内退避の中でも、木造よりも鉄筋コンクリートの建物のほうがいいよと、そちらのほうに避難してくださいというのが、ガイドラインの中にも書いてございます。

そういう意味で、ある程度の軽減をするという効果がございしますが、今後の公共施設を整備するときに、その原子力災害に対してどういうふうな形で公共施設を整備していくかという部分に対してはまだ議論をしている段階でございしますので、その原子力災害があるということをもって、今後の公共施設の整備の方針について、今後どういう形で議論しようかというのも含めて、先ほどの検討会も含めて、その中で皆様方の意見を伺いながら、役場としての方針も出していきたいと考えております。

先ほど1点目に私がちょっと勘違いしながらの御答弁をさせていただきましたが、やはり私がちょっと言いたかったことは、先ほど、屋内退避をしたことによって、その方が退避しても、外からの物資が来なければ、退避している意味がないわけでございます。そういう意味で、先ほど、屋内退避しても、その屋内退避したところに物流が、その屋内退避して、もしコンビニがあったとして、そこは閉鎖されて何も物が売っていないというような状況で、東日本の大震災のときにはいろいろ困ったというものを聞いてございますので、その辺の部分についても、その屋内退避とあわせながら、どういうふうな対策をとらなければいけないとかということも、研究会の中で議論していかなければいけない議題かなというふうに感じたところです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

一つ確認をしたいと思います。

先日、町のほうから、平成17年に吉田町で出された地震防災ガイドブックをいただきました。その中で、今言われた退避、もし原子力災害があったときの退避の順番が、要するに、必要に応じて、まず屋内退避、うちの中にかく入ってくださいと、そして戸を閉めて、窓を閉めて、すべて目張りをする。ここに書いてあるのは、換気扇とかすべてとめなさいと、そして中にじっと我慢してくれと。その次にまた情報が出てきて、次の段階では、コンクリート屋内退避。コンクリートの中というのは、放射能が一番通りにくいですよ。

今僕が言ったのは、そのコンクリートの屋内退避をするときに、放射能の高いところから低いところへ行くこところの、潜水艦のピットのような、そういうものが、多分これから、

下げて中へ入れるような、そういうものが必要になってくるんじゃないかなという思いで、今の質問。そしてその後、実際にバスとかそういうもので遠くへ退避をするということだね。その中でも、今、コンクリートの中での、構造的にそういうものをぜひ考えてほしいと、そういう質問をさせていただきました。

これから起きてくる、そういう公共の建築物に対しては、できるだけそういうものを配慮していただきたいと思いますし、皆さんも子供たちとかいっぱい家族いると思うんですけども、その中で、やっぱり常に起こるということを前提に考えたときに、この吉田町が出してくれた防災対策の資料、非常に有効になると思うんですよ。

これは去年の3月11日の前に出された資料ですので、こういうものをまた全部内容を見直してもらって、新たに出してもらおうような方法というのは、できたら考えていただけたらと思うんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 何にしても、指針がこう決まってきて、こういう対策がということで、地域防災計画を直していかなければならないということになってきます。そのときに、このガイドブックのほうもまた再度出し直していきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。

僕が一番最初申しましたとおり、この勉強をしていくうちに、今起きたら何が起きるだろう。相馬市では、いろんな形で、連れていってもらったときに、いろんなものを聞いて、実際にその被害に遭った人と話をしてきました。やっぱり同じことが、相馬市と同じような距離にあり、環境的には本当に同じなんです。ちょっと写真を360度撮ってきましたけれども、やっぱり何もありません。その吉田町で、例えば、今言われた、これから指針を出して、いつ決まるかわからないのに関して、余り期待を、期待というか、期待はしますけれども、その部分ができるだけ早く近くに来ないと、やっぱりとてつもないことが起きるだろう、そういう恐怖感がやっぱり僕の中を包むわけです。

ですから、暫定的でも、とにかく何でもいいんですけども、吉田町の人たちが守れるような状態をどうやってつくるかというやつは、ぜひ、町長もいろんなところで、確かにこの新聞で見ました、防災の。さっき言った市町の防災会議であるとか、この情報にあります。その新聞に載っています。脱原発社会を目指す首長のネットワークを形成とか、そういうところでいろんなコメントを出しています。ぜひそういう部分で、今の危険をできるだけ近くで、どこで解消するかということをやったりやらないと、僕も子供がおります。皆さん、たくさんいると思います。そのときにとんでもないことにならないように、できるだけ早い時期でよろしくお願ひしたいという思いで、きょうはここで質問させていただきました。

それと、それに関連しまして、吉田町は3つの小学校があります。中学校と3つの小学校と幼稚園、保育園。これちょっと人数、いいですか。

○議長（八木 栄君） 関連質問は……

○3番（山内 均君） 関連ではないです。このやつを。

○議長（八木 栄君） はい、わかりました。

○3番（山内 均君） そのときに、吉田中学校の生徒が現在923人、小学生が三つ合計で1,786人、幼稚園が443人、保育園が529人、そうすると、園児が合計で972人、6歳から0歳

が2,115人、12歳以下の子供の合計って5,778人いるんですね。そうすると、やっぱりその子供たちを何かあったときには一番最初にかしなきゃいけない。最優先で当然考えていかなきゃならないと思うんですけども、町では、そういう形で、町の考え方というのをもし何かありましたら聞かせていただきたいなど。子供たちを守るために何をするかというような考え方、ありますでしょうか、ぜひ。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 幼い方たちを守っていくという話の中で、一番今言われているのは、ヨウ素剤という話になると思っています。40以上の方はそんなにきかないよという話があるわけですが、40以下の人についてはそれも有効ではないかと言われております。

そういった中で、ヨウ素剤の関係につきましても、副作用の問題とかいろいろな問題があります。そういった中で、この研究会の中でも、ヨウ素剤の投与の仕方、それから副作用という話の中のもの、それから、いつ服用したら一番いいのか、そういう問題がありまして、その一つの問題として、安定ヨウ素剤のほうの研究も今後していきたいと考えているようでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、ヨウ素剤の話が出ました。このインターネットでちょっと出した資料なんですけれども、この資料でUPZ緊急時防護措置を準備する区域おおむね30キロ、この地域の中に入りますと、そのヨウ素剤に関しても状況に応じては準備をなささいということが出ています。そういう意味も含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それに関連して、もっと極端なことを言いますと、きょうのテレビでもやっていた、被災を受けたところが行政ごと移動したところもありますよね。幾つかあると思うんです。そのときに、話をしているようなことで、集団疎開という話がちょっと出てきたんです。僕は、集団疎開を大都会にすればいいと思っているんですけども、そういうことも本当は検討していかなくちゃ、そこまで極論として検討していかなくちゃならないんじゃないかという事態が、恐らく、あそこであったときには、東海原発で何か起きたときには必要になると思うんですけども、その辺も、ちょっと極論ですけども、そういうような意見とか何かがありましたらお願いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） この研究会の中では、現在の浜岡の30キロ圏内では、74万人いるという状況があります。それから50キロ圏内では、静岡県の人口の57%がいます。そういった中で、この方々を避難させるというのは非常に難しいということで、避難については県のほうも慎重に考えているというところでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 全体をやるのは難しいと思いますけれども、今言った小学生とか小さい子供たち、これから時代をつなげていく子供たちを最優先に考えたときに、やっぱり極論としてはその辺までを当然考えていかなければいけないのかなと、それくらい怖いことだと思っているんです。

それから、次にいきます。情報に関してでございます。

相馬市での経験の中で、原発に近かった人たちが、これは情報が正確に伝わってこなかっ

たことによって、飯館村であるとか、やっぱり山のほうに逃げた人たちがいたんですね。その経験をしたおじいさんに会いました。そのときに、やっぱり情報の大切さというのが、本当に必要だな。その彼が、おじいさん、70歳を超えていました。75歳かな。やっぱりその彼が言うには、私たちは安全だと思って山の方向へ逃げるところが、全部放射能に汚染されていたと。その放射能のところへ向かって退避をしていったというんです。

確かに僕が南相馬市で泊まったところって、ここよりもちょっと高いくらいなんです。山の中の飯館村はもう、多分同じことが起きると思うんですけども、切り通しの中のところというのは、線量が、車で走っている中でずっと上がっていくわけですよ。非常に怖いことだったです。中にいる人が、外へ出てもいいけど靴は捨てていってくれと。放射能がその靴の下につくということですね。そこまでやって、捨ててはこなかった、一生懸命洗いましたけど。そのくらいやっぱり怖いことだというのがだんだんわかってきたんですね。

そうすると、あそこの知事は、あそこにある燃料棒に関しては、中部電力が独自でやりなさいという話を連日しましたね。ところが、恐らくその結論が出ないと思うんです。延々とつながっていく。それが何千年か、何十年か、何百年か知らないけれども、その中でやっぱりその防災が起きるということを前提として考えて、その情報の大切さというのは、こんなに大事かと思ったんです。

それともう一つは、やっぱり僕が、たまたまた僕の事務所に若い人がソーラーのことでセールスに来たときに、何かの拍子にぼっと聞いたときに、彼のその、30歳くらいの人なんですけれども、岩手の人だったです。そのときに彼に聞いたことが、一番何を、どんな情報を、だれが助けてくれたと聞いたときに、一つの答えとして、その一つの部落、一つの固まりの中の一人が、情報が非常に強い人がいて、その人がいろいろ引っ張っていってくれたと。それで僕らは一番安心できて、安心して逃げることができた。最初の飯館村の被曝した人とは全く大違いですね。

その中で、僕は、正確な情報を伝えるために、これ情報というのは、やっぱり訓練というのが一番大事だと思うんです。その中で、どのような訓練をこれからしていくか。また、その今まで起きたことを教訓に、幼稚園とか学校、保育園での原発事故を想定した防災訓練をする必要もあるだろうと感じております。

その中で、これから吉田町が進めていく防災訓練に関して、当然、訓練の中でやっていかないと、情報ってなかなか自分の中にしみ込みません。また、間違った方向に逃げる可能性があります。そういう意味で、これからの防災に関して、当然、僕は、地震と津波も必要です。そのときに、原子力防災、原子力に関するその防災の訓練というのも必要になってくると思いますけれども、その辺の考えがもし持ち合わせてあったら教えていただきたいと思えますけれども。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 原子力につきましては、いろんな被害の想定が、先ほど言いましたように、屋内退避とか、コンクリートの屋内退避とか、あとは域外退避とか、いろんな部分があると思います。その度合いによってのいろんな計画が出てくると思います。先ほど議員の言いましたように、まず情報を出すのが一番というふうに考えてございます。ただ、情報を出すのも、原子力の場合につきましては、先ほどちょっと事例でありましたが、風向きとか、いろんなような、そういうような正確な情報もないと、どちらのほうに退避したらいいかと

いうこともわかりません。

そういうこともございますので、今の段階で役場のほうとして、この原子力防災に対する避難訓練のやり方というものは、今持ち得ておらないのが現状でございます。ただ、必要性等は感じてございますので、先ほど言いました研究会の中でどのようなことをしていくのか、また、シミュレーションの中で、先ほど言いました、風の向きとか強さとか、あと季節によっても変わってくると、避難の方法等、いろんなやり方も変わってくるかと思えます。または、その原子力災害の規模によっても避難方法等も変わってくるかと思えますので、その辺を総合的に研究会の中で議論しながら、その中で今後の原子力防災の避難訓練のあり方等も検討していきながら、勉強しながら進めていきたいということです。原子力災害につきましても、やはり最終的には、各町民の方で肌で感じていただかなきゃいけないということで、避難訓練のほうは重要なものと考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、理論的にはわかりました。その中で、僕が言いたかったのは、今、防災訓練をやっています。その中に原子力防災も含めてやるような形はとれませんかということなんです。ぜひお答えを。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど申しましたように、いろんな想定がいろいろあるものですから、いろんな防災訓練の中で一つでやるという方法もございますが、あとは、県とか市とか、皆さん一緒に原子力防災の関係については訓練もやる機会もあると思えますので、そちらの機会を活用しながらやっていきたいと。

町独自の防災の訓練の中には、今後、その部分を何回かやるうちには、その部分を取り入れていけるのかなというふうに感じております。訓練の必要性はありますが、何もない想定の中でやるよりも、県等と、いろんな関連市町と情報を共有しながら、まず川根市町等のほうである程度の想定ができたときに、訓練をしながら、一緒にやりながら、最終的には、もう町独自での防災訓練の中でも、原子力ということも加味しながら訓練をしていきたいというふうに感じております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。僕の考えというのは、その消極的な方法ではなくて、やっぱり町独自でやっていけるような体制をとっていただきたいということなんです。そのくらい、地震がいつ来るか、何がいつ起きるか、特にあそこにある原発に関しては、今、津波のやつをやっています。ところが、1号機、2号機にも燃料棒はありますよね。そのときに、僕は、やっぱり地震の影響も公表はしていませんけれども、絶対あると思っています。その危険性を非常に感じていますので、ぜひその辺も十分に考慮して、やっぱり情報の伝達をどうして伝えていくかという方法というのは絶対に必要なことだと思いますし、一番いいのは、例えば町内会の中に1人そういうものを置くとか、自主防災に関してもそういうものが必要となってくるんじゃないかという意味で、できるだけ早く、できればお願いしたいと思っています。

それとあとは、三つ目の問いに対して、今、町長のほうから、いろんな講習会のことに対して、そういう準備がありますよという返事でありました。僕は、その講習に関して、一つ相馬に行って感じたことは、被曝した人たちが生活をしていくに当たって、恐らく、その現

場、放射能だけではなくて、放射能によった内部被曝を起こしたときに、例えば大人は何を食べたら一番消化しやすいか。消化って、排除しやすい、排せつしやすいか。子供たちには何を食べさせたらいいか。妊婦の人に食べちゃいけないものは何かとか、そういうものをやっぱり今のうちから、そういう講習の中で、みんな危機感を持ちながら、いざというときには動ける体制をどうしてもとっていくことが必要じゃないかなと思っているんです。だから、放射能というやっぱり怖いというイメージがありますけれども、もちろん怖いんですけども、やっぱり正しく怖がらなければならないと思っていますので、その辺で、ぜひ。

実際に内部被曝を起こした人たちがいまして、そうした人と話をしますと、やっぱり一つの、一種のあきらめ、何かそのあれはないんですね。やっぱりそういう恐怖心とか多分あるんだと思うんですけども、そういうものをできるだけ排除するためには、ぜひそういう部分を含めてやっていただきたいと思います。

当然、それに関しての予定とかそういうのはないですね。これからぜひやっていただきたいと思います。

今回、南相馬に行ってきました、いろんなことを確かに聞いてきました。やっぱり放射能に関しての怖さというのは、どんどん、見るたびに、勉強するたびに怖くなってきます。その中で、一番、どうしたらできるだけ少なくすることができるかというのは、これからにとって絶対に必要なことであろうし、まず第一に子供たちを救わなければいけないというふうな思いがありますので、この質問をさせていただきました。

いろいろ聞かせていただきましたけれども、私の質問としては、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

続きますは、私が一般質問しますので、会議規則第50条の規定により、副議長と交代します。

ここで暫時休憩とします。再開は2時50分とします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○副議長（藤田和寿君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ここから議長にかわりまして、議長の一般質問が終わるまで副議長が議事を進めます。引き続き、一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 君

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。私は、平成24年第2回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、さきに通告いたしましたとおり、津波避難計画についてお尋ねをいた

します。

本年4月に発表されました吉田町津波避難計画、この説明会が各町内会ごとに開催されました。この津波避難計画の中に避難施設があります。また、施設計画案の中で、命を守る対策があり、その内容としても、避難施設、避難タワーの整備が記載されています。私も海岸から近距離に住んでおり、津波については大きな恐怖を抱くものです。海岸線に暮らす人たちも、3.11の震災以来、津波の恐怖というものを感じていることは、言うまでもありません。町からの説明がありましたこの津波避難タワーの建設に、海岸線に暮らす皆さんの注目が集まることは当然のことでしょう。

この津波避難タワーの整備についてですが、平成24年度中に3基の避難タワーが建設予定であります。また、避難タワー建設計画を4年間から3年間へと短縮し、15基の避難タワーを建設すると伺いました。

町民の生命を守るための避難タワー建設を短期間のうちに整備することは、大変ありがたく思います。また、避難対象地域に暮らす人たちも、大変喜んでくれているとともに、大きな期待をしております。12会場を説明して回った町長なら、皆さんの思いを肌で感じたことと思います。

このようなことから、以下の点についてお尋ねします。

1、本年度予定されている津波避難タワー3基の着工予定はいつごろになりますか。

2、津波避難タワーの仕様については、国土交通省と吉田町の合同により作成すると西浜町内会の説明会で伺っておりますが、具体的にはどのような仕様となりますか。

3、平成25年、26年の2年間で残り12基の津波避難タワーを建設することになりますと、予算もかなり膨らむと思います。また、設置場所についてもある程度めどがなければ、短期間で事業遂行は難しいと思います。この3年間の津波避難タワー建設に関する予算と建設工事との実施計画を具体的にお伺いします。

以上、詳細なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 津波避難計画についてのうち、1点目の本年度予定されている避難タワー3基の着工予定はいつごろになりますかについてお答えします。

津波避難タワーの整備における工事着手につきましては、本年秋ごろになると考えております。

次に、2点目の避難タワーの仕様については、国土交通省と吉田町との合同により作成すると西浜町内会の説明会で伺ったが、具体的にはどのような仕様となりますかについてお答えします。

道路上を利用した津波避難施設の設計条件及び設計手法につきましては、国・県、町及び学識経験者から成る設計技術検討委員会を設立し、その委員会において、建築物、道路上の占用物、道路構造物の各観点を取り入れた検討を実施していくことを予定しており、その中で設計仕様を決めてまいります。

次に、3点目の平成25年、26年の2年間で残りの12基の津波避難タワーを設置することになると、予算もかなり膨らむと思います。また、設置場所についてもある程度めどがついて

いなければ、短期間での事業遂行は難しいと思います。この3年間の津波避難タワー設置に関する予算と建設工事の実施計画を具体的にお聞きしますについてお答えします。

説明会でも説明させていただいたとおり、本年度から3カ年で15基の津波避難タワーを整備することとして、本年度におきましては、3基整備するための予算を計上させていただいたところでございますが、今後、予算の確保に努め、計画を前倒しして、1基でも早く整備してまいりたいと考えております。

予算につきましては、津波避難タワーの整備について、設計委託と建設工事費で1基につき約1億5,000万を計上してございますが、詳細な設計についてはこれから実施をしております。

また、建設につきましては、自治会や町内会の皆さんと協議しながら進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、ただいま秋ごろということで予定をしているというふうに伺いました。避難タワーの建設自体は2カ月くらいでできると思われませんが、設計から入札、着工に至るまで、本年度3基の建設予定というために、準備がしっかりとできていないとすると、年度内3基の建設ということが順調に進むかどうかというふうに心配するところです。

したがいまして、地域住民の期待も大きいところから、再度、秋ごろということでございますが、まず、本年度のその設計から入札、それから建設、着工ですか、その辺の細かいところをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（藤田和寿君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今、補助申請を国のほうに上げているところです。内々では、いろんな方針についても決定がされるよということで伺ってございます。

今後、まず初めにやることは、設計委託をして、設計をするという話になります。その中で、先ほど話をしましたが、設計技術検討委員会を設置しまして、その中で詳細な設計をしていきたいと考えています。設計ができましたら、秋ごろと考えていますが、工事を発注していきたいと考えています。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） ただいま秋ころ工事発注をしていきたいという御答弁でございますが、3基同時でしょうか、それともランダムに発注するのか。できれば、いつ来るかわからない地震、津波でございますので、一日でも早く予定どおり避難タワーを建設すると、こういうことで、ある程度、町民の方、その地域に住んでいる方は期待をしていると思いますものですから、一日でも二日でも早くしていただきたいなという気持ちでいっぱいです。

そういうところで、今伺ったところは秋ころ発注ということでございますが、もう少し短縮して、何とか早くなるとかというような予定はできませんか。

○副議長（藤田和寿君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 本年度3基につきましては、大体場所は決定してございます。今後、自治会のほうに、自主防災会のほうに入りまして、協議を進めていきたいと思っております。町長のほうは、一日でも、一基でも早くつくりたいということがございます

ので、それ以外の12基についても、場所の選定、位置の選定ですね、そっちのほうもあわせて進めていきたいと思っております。

今、そういう場所の選定が、本年度、3基については大体めどがついているよという話をさせてもらいましたが、それにしても、設計を組むという中で、土質調査から始まりまして、詳細設計を上げてくるにはやはりそれくらいの月日がかかってくるのではないかなと考えております。

あと、当然、3基を発注していくわけですが、入札に入っていくと思います。その入札の期間もかかると思っております。工事着工については、秋といっても、そんなに長いとは思っていません。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

今もう6月半ばなものですから、秋の発注がだんだん延びたとしたら、なかなか年内にどうかなということも考えられます。

それで、今、大体3カ所ですね、予定している場所があるということで伺っておりますが、だとしたらば、はっきりとした場所をもしお示しできるようなら、ここでお示ししていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず、今の質問の中で、この場で、3カ所、位置をはっきりということですが、説明会の中では、今年度3基やるということで、そのうち2基は住吉の中の中央幹線の道路上だと。位置的にもブロックで示させていただいて、このブロック、K、Lと、具体的にはそうなんです、このブロックだというふうに御説明させていただきました。あともう一つ、1基につきましては、川尻区の中の浜田区画整理の中の町有地と考えているということを御説明させていただきました。

具体的な位置につきましては、役場のほうとしては想定してございますが、今後、まだ具体的な部分の地元の方とお話ししてございませぬので、まず初めに、ちょっと地元の町内会長さんなり、その辺の方とある程度思いを御相談した上で、皆様方にオープンしようというふうに考えてございます。

そういう意味で、議会のところに先にするかと、そういうことは私どもは想定しておらず、まず初めには地域の地元の役員の方に示させていただいた上で、今後の進め方を御相談させていただきながら、一日も早く場所を決めた上で、設計をして、工事発注をして、避難する施設をつくっていききたいというふうに考えてございます。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

道路は長いものですから、それで、Kの地区と、たしか3カ所、KとLとOという地区割りの中で、大体その3カ所のやつを伺いましたが、道路が長いものですから、大体どの辺だということが伺えれば、その地区の方も安心するというんですか、ああ、ここへできるんだねということで確かに安心すると思うし、それなりに、今後、その避難するための計画も、早いうちに計画もできるんじゃないかと、このように思います。それを黙ってこうおくと、それもだんだんおくらせていって、そのうち津波が来たら死んじやうかなと思います。

それで、だもんですから、一応、できれば本当にここで聞ければありがたいですけれども、

もし言えないようなら、いつころそれが発表になりますかね、その辺についてお伺いしますけれども。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 5月30日に説明会を一通り、浸水区域内は終わらせていただきたいということで、今、ちょっと、議会が開かれているということで、地元の関係の方との今の接触、今接しておりませんが、議会が終わりましたら、地元の方々と御相談しながら、一日も早く、少なくとも、今年度予定しています3基につきましては、議会が終わりましたらその辺の各自治会の方と連絡をとって、どのような形で進めていくのかを御相談させていただき、その中で具体的な位置を示させていただきたいというふうに考えております。一日も早くやろうと、今、議員からの御質問の趣旨は、一日も早くやって、一日も早くつくれということだと思っておりますので、そういうふうになるように、私どもとしても今まで以上に努力していきたいと考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

それと、6月中、あるいは7月の初めころに、それが話し合いができて、大体ここだよということが決定できるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） ことし、今年度の3基につきましては、今のところ、中央幹線の道路上で、あとは町有地を活用しようと考えてございます。ということは、地元からの用地買収というものが今のところは必要なかろうというところで、役場としては案を持ってございますので、その辺がある程度地元の方に御理解いただければ、逆に用地買収ということをしなくて、あとは工事のほうに入っていきますので、それが御理解いただければ、すぐに今度は、設計に必要な地質調査、ボーリング調査等をして、その基礎がどのぐらいの長さのくが必要だとか、そういうような調査をさせていただいて、詳細設計をして工事発注にしていきたいということを考えてございます。

そういう意味で、今年度につきましては、私どもの案で今のところは地域の方には御納得いただけるというふうに、今は私としては考えております。ただ、これから地元を示させていただきますので、何かいろんな御意見があるかもしれませんが、先ほど言いましたように、町有地を活用するというようなことで、用地買収というような、地域の方には余り御迷惑をかけずに、何とか今年度の分につきましては進めていけるのかなというふうに思っております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

町有地というと、自分が知っている限りでは、大体、そのKというところでいくと、スーパーの西側の辺が、町有地があるというのはわかっています。それからあと、Lのところで言うと、昔のあのさくら保育園の跡地ですか、その辺があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、Oの浜田のところですけども、まだここは区画整理がしっかり終わっていないくて、公園という形のものでまだできていないと思います。ただ、土地はあると思いますがね。そういう中へ建てるのかというふうにも思いますけれども、しっかりした公園の敷地としてち

ゃんと造成ができていれば、そこへ建つなというのはわかるんですけども、まだ何もしつかりした土地のあれができていない中で、年内にどうかなというふうにも思います。

それから、道路自体が、きょう、はかってきました。中央幹線ですね。スーパーの前のところですけども、道路幅の幅員で9メートル、歩道がそれぞれ3.5メートルずつついております。それから、西へ向かって交差点、町有地の近くですね、ここは道路の幅員が10メートル、それから歩道がやっぱり3.5メートルずつあって、一部、日陰をつくった休憩所みたいな形で歩道が広がっているところもありましたが、そういう中で、歩道を含めた道路が、全部が、その中央幹線全部が町の土地なんですよ。ということでいくと、別に、つくり方次第ですけども、歩道へ柱が立つような考え方で言えば、どこの場所でも同じことだと思いますよね。

なおかつ、もし今この中央幹線のほうが、東西にこう流れている道路なもので、その方向でちょっと避難タワーが長くなったりすると、波の抵抗を受けるもので、逆に、南北の道路に、住吉幹線になりますか、そっちのほうへ建てたとすると波の抵抗がないんじゃないかなと、こういうふうに思いますけれども、その辺でまだいろいろ考えていてはっきりしないんだよという意見なら仕方ありませんが、先ほど伺ったのは、しっかりした答弁を聞いていないですけども、6月中か7月の頭くらいにその辺がはっきりするというところでよろしいかどうかというふうに伺ったんですけども、それについてしっかりした答弁をもらっていませんので、そのところでよろしいでしょうか、その場所がはっきり決まるというのは。

○副議長（藤田和寿君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 相手がいるという話を先ほど理事がしたと思うんですよ。町有地であっても、当然、周りの方の承諾とかそういうものが必要になってくるのではないかなと思っております。それから、ほかにも占有物件とかそういうものがあったりするという話の中で、ここで、さあここだという話ができないということがあると思っております。

何にしても、相手の承諾を得ながら進めていきたいと思っています。入るのは、先ほど言ったように、この議会、今やっているものですから、それが終わったら早急に、自主防災会のほうに、町内会のほうに入らせてもらいながら進めていきたいと思っています。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

それじゃ、議会が終わり次第、町内会というか関係者と協議して、できるだけ、一日でも早く場所を決めていくということで承りました。了解しました。

あと仕様についてですけども、避難計画書によりますと、津波避難タワーの要件として、構造は鉄骨、高さは浸水深さプラスアルファ、位置は公共用地を最大限に活用と、今話したところですけどね。それから、収容力は400人から1,200人程度ということで、この計画書を見ると、一番多いところが1,500人、川尻会館へ1,500人ですね。それから、その次にいきますと、1,281人で、Pの地区ですね、新田、山八の地区です。ということで、1,200人程度が中へ入っていると思いますが、基本的に1平米2名ということで、たしか説明で伺いました。

それで、避難するとき、やっぱり貴重品とか最低限度の食料とか飲料水、これを多分、条例で、各戸に備えなさいというような条例をつくったところもあるとは思いますが、それくらい、避難時の飲料水とか非常食、これが必要だということで、例えばリュックサックなんか非常に非常時の持ち出し品としてちゃんと備えている衆があると思います。それを背負って避

難した場合、1平方メートル当たり2人という、リュックサックなんか、結構、大きいかわかりません。小さいかわかりません。大食らいの人なんか、たくさん入れてあるかもしれません、食料品とかね。

そういう中で、1平米に2名というのじゃ窮屈になっちゃうんじゃないかなと、自分はそう思うんですが、その点については、この1平米当たり2名ということが、その避難緊急持ち出し品をちゃんと持っていった場合とか、持たない場合とかとあると思うんだけど、その辺の考え方をちょっとお伺いしますけれども。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 避難施設のタワーの面積は、1人当たり0.5平米、1平米に2人ということで御説明もしておりますし、その計画で進めております。

具体的に、今、御質問のありましたように、緊急袋とか避難物を持ったときに、それだけあるかという検証をしているわけではございませんが、今の、もともと、説明会の中での、ちょっと、私、説明をさせていただきますが、その避難施設というのは、津波が来てから、引き潮、押し潮、いろいろありまして、最低3時間はそこにいてもらおうと。津波がおさまったら、通常の避難施設に、今まで役場が予定しております避難場所に行ってくださいと。津波のための3時間の施設だということで御説明しております。

そういう意味で、今のところは、どのような、設備も含めて、食料品でどこまで備蓄するかというような部分、説明会の中ではいろんな御意見をいただきました。そういう部分も、今また議員からのいろんな意見も、今の0.5平米では少ないかというような意見もいただきました。その辺も、今度設けますその技術検討委員会の中で、私どもの案としてはこれだということで、あとは県・国からも関係の方が来られると、もうメンバーに入ってもらえるというふうに、今人選はしているところでございますが、その中で、0.5で本当がいいのかということも確認をしていきたいと思っております。

今の議員からの質問以外にも、やっぱりこの夏場だと暑いから屋根が必要ではないかとか、そういうような意見もいただいております。また、階段も、今だと御前崎とかああいうのを見に行くと、ちょっと急だから要援護者は厳しいのではないかと、あと階段の位置も、3カ所か4カ所、大きくしてくれとか、いろんな構造に対する御意見をいただいておりますので、その辺も、この検討会の中で、今、議員からの御提案も含めて、中で議論をしていただきながら、一番いい、皆様方が使い勝手のいい構造にしていきたいと考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

1平米当たり2名、1人0.5平米ということで、今のところはやっぴり、今後検討していくということですね。ぜひそういったものを、やっぱり緊急持ち出し品というのを確かに持ってくると思うものですから、やっぱりその辺を考慮して、その地区に必要な人数プラスアルファの面積で、できればこの避難タワーを設計すれば、多少余裕もできるんじゃないかと、このように思いますので、要望になりますが、それらを考慮して設計のほうを検討していただきたいと思います。

それから、仕様によって、いろんな仕様で建設費のほうも変わってくると思います。建設の費用が仕様によって変わってくると思います。それで、逆に、予算に合った仕様にするということも考えられます。一応、今どのように、こういう仕様にするよと言って予算を決め

ているのか、それとも、幾ら予算があるので、これに合わせた仕様にするよと考えているのか、どちらでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど町長のほうからは、1基当たり設計費込みで1億5,000万程度の予算を見込んで、今年度も当初予算を見込んでおる。今後の予定にしましても、一応そのぐらいかかるだろうと予定しております。

ただ、先ほど申しましたように、今年度、技術検討会の中で構造的なものが決まります。今、私どもが役場のほうで考えておるのは、基本的には道路空間を使うということで、そうなりますと、道路の上になりますので、下にトラック、車が通りますので、最低4.5メートルと、建築限界というのがございまして、それより高くなるという部分があります。あとは、道路を占有するというので、あとは物理的、構造的にもつのか、横断歩道橋のような形です。地震が来てもまず下に落ちないとか、いろんな構造的なものが大丈夫なのか、あとは、津波が来たときの漂流物がぶつかっても大丈夫なのか、あとは、建物として、それは建築物として扱うのか、工作物で扱うのか、いろんなような制限がございまして。

それが固まってくれば、逆に、1基当たり幾らぐらいかかるのかなというのが想定できますが、今のところの想定はそこまでいっておらず、1基当たり、先ほど申しましたように、設計費くらいで1億5,000万。1億5,000万、私の感覚で言うと最大だと思っております。ですから、もう少し安くなるような感覚ではございますが、今のところは1億5,000万という予定でございますが、機能が一番よくて、一番安いのが一番いいと思っておりますが、道路の空間を使うときには、それなりの基準というものをクリアしなきゃいけないと、強度的にもクリアしなきゃいけないと。

先ほど浸水深もプラスアルファと言って、そのプラスアルファはどこまでとるのか、面積も、プラスアルファの余裕をどこまでとるのかという部分も、この検討会の中で議論をしながら数字を出していきたいと。それによって、この規模も変わってきますし、費用も決まってくるということで、その辺の1基当たりのお金という部分は、予算を限度にするとか、規模なら、どこまでなら幾らお金をかけてもいいよということではなくて、一番安くて今の機能を満足できるものということを考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

今、工作物か建築物かということで、建築物だと確認申請も欲しいわけですね。確認申請が必要になると、また、許可がおける、まあ役所が出すものなので、なかなか早くなるとは思いますが、その時間もかかってくるんじゃないか。それと、さっき言ったように、また戻っちゃいますけれども、時間がかかっちゃうから、早くしなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、今の時点で工作物か建設物かわからないということ自体がおかしくはないですかね。どちらかということで、もう事前にそういうのは調べておくわけじゃないですかね。まだ調べていないということでしょうか、お伺いします。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 一般的な、今の言われているのは、もうデッキというか、もし避難して、避難するところは、一番上のデッキ、あそこを全部封鎖しなくて、クモの巣のようなふうに、何ていうんですかね、ひし形金網のようにやって、下から見えるような部分だと、工

作物扱いだというふうには聞いています。上のほうを全部鉄板を張ったり、コンクリートで床版のようにしてしまうと建築物の扱いになるというようなことも言われていますが、それは各建築主事の判断になってくるというふうに聞いています。

私ども役場には建築主事はございませんが、焼津市は焼津市で、特例市にはそのような建築士がいたり、いないときには県の建築士が判断するというので、今回のその検討会の中にも、その建築部局の方も入っていただこうと思っております。

簡易的な、さっき言ったように、金網のようなデッキですと工作物で、手続も結果的には要らないという形にはなるんですけども、本当にそれでいいのかということも、機能的な部分。足が、通常の御前崎とかやられているのはそういう形ですが、今回、私どもがやろうとしているのは、下は道路でございますので、道路の上にもし避難したときに、ポケットから何か落ちて、下に何か落ちたとか、そういうことも考えられるものですから、もしかしたら、その道路の上にするのは、やっぱり全部床版のように、コンクリートを打ったほうがいいのかという形になれば、今度は建築物という形も出てくるのかなということがございますので、そういう意味も含めて、役場だけで判断できないということで、技術検討会を設けさせていただいて、その中である程度皆さんで議論していただければ、そこでちょっと時間がかかるかもしれませんが、その後の建築確認の手続とか、あと道路の上ですと道路占用の手続は、あとはもう決裁だけの時間で済んでしまうとか、そういう形になっていくのかと。結果的には、そのほうが時間的には早く建設のほうにはたどり着くことができるのかなというふうに考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

ありがとうございました。

検討会というより、割かしいろんなことを話し合っていくということで、今理解いたしました。その検討会ですが、どういう、いつ、何回くらいやっていくのかというのをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今のところはっきりしているのは、一応、今、人選を進めている段階で、その人選の中でも、国土交通省のほうのお力をかりながら人選をしている段階です。

今の予定でいきますと、今月中には何とか人選を終えて、7月からはその委員会ということを立て上げていきたいと。委員会を、その中でいろんな基本的な方針を決めていただきながら、並行しながら、3カ所の詳細設計、タワーの詳細設計をしていきたいということで、最終的には、先ほど建設は秋にしたいというふうに言ってございますので、その秋に建設できるように、秋前には設計を終わらせたいというふうに考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

今人選していますから、7月から検討会を開いていくよということで今伺いました。ということは、9月にも着工予定ということでさっき伺ったものですからね。発注予定ですね、発注予定……、

〔「秋から」の声あり〕

○13番（八木 栄君） 秋ですね。秋に発注を予定しているというふうに伺ったもので、7

月からだ時間がないですが、その間、何回くらいやって、いろんなことを決めていくかなという予定でいますか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 委員会の数としては、今のところは3回か4回ぐらいでやろうと、委員会として、検討会としてですね。大体のメンバーが、吉田町とかこの周辺ではなくて、東京のほうに近いのかなということで、東京でやったり、また吉田町で現地でやったりしながら、三、四回はそういうような会議でいろんな議論をしていただければ、ちょっとそういうような成果があらわれないのかなというふうに考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

結果が出るまで、それじゃ、数を重ねてやるというふうに承っているのか。それとも、3回か4回でやって、決まらなければ、ずっとずるずる向こうへいっちゃうと困るものですから、結果が出るように、3回か4回ではっきりと、きっちりと決めるというか、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず設計するというか、まず早く避難タワーを建てて、早く皆さんに安心していただかなきゃいけないということで、その避難タワーの建設は、秋には発注をするということです。ですから、その秋の発注に間に合うようにいろんな仕様を決めていかなきゃいけないと。その仕様を決めるには、先ほど言いましたように、役場だけの力ではできないものですから、技術検討会、委員会をつくってやるということで、その検討会の中では、初めにいろんな基本的な方針を決めるとか何とか、あと現地を見たりするというので、やっぱり最低三、四回は必要だなということを御説明させていただきました。

それは、その結論を出すのは、先ほど言いましたように、秋に工事を発注できるような形につきましては、秋より前に、夏の終わりぐらいには逆に設計が終わっていないと、秋に工事発注できませんので、そこまでは成果を出すという前提で検討委員会の運営、また議事の進行もしていただくように考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

西浜の町内会の説明会のとき、先ほどお話ししましたが、その避難タワーの仕様ですね、仕様は、国土交通省と吉田町との仕様にするよと、町長がそうお話ししてくれたんですけどね。では、その仕様も、結局はこの技術検討会、この中で決定していくということでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） その中で使用を決めて、その仕様を決めたのと同時に並行して、今年度の発注の詳細設計をするということでございます。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

了解しました。

それから、建設費の件ですけれども、これもここでちゃんと決めていくということですが、今後2年間、平成25年、26年ですね、残りの12基ですか、つくらなければいけない

ですよ。それにおいて、予算というんですかね、本当に、補助金なんかをもらってやるわけですけども、それが当てになるかどうかと。とにかく1年平均すれば6基ですよ、今の倍になるわけですよ。それで、ざら、こう、計算はいろんなものがあるもので、大きい、小さいとか、いろいろ仕様も変わってくれば値段も変わるとは思いますが、ただ、今、3基で4億5,000万、1基当たり、設計からすべてでということ1億5,000万、約1億ということをおっしゃいましたが、そういう中で、年間、ことしは3基で、あと来年、再来年と6基、6基という形になりますよね、平均すればですよ。もしかしたら、もう少しどっちかへ偏るかもしれないですね。

そういうことでいくと、予算で結構たくさんかかるとは思うんですけども、その辺で、ことしはもう多分いいというような形で、今予算をここでやってもいいと思いますけれども、来年、再来年度も本当に予算が補助なんかつくかどうかというのはちょっと心配になるものですから、その辺は確かに大丈夫だよというような言葉をいただきたいですけども、いかがでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の御質問の中で、もし来年度6基、その次も6基でいくと、来年度は1基1億5,000万で9億という形になります。そうすると、ことしの防災のお金と同じぐらいだということで、全体の町の予算からすれば1%ぐらいに近いお金にもなってきます。

ただ、その辺の部分に対しては、今のところ、国のほうとしては、全体的に15基やりたいという話は伝えておりますが、来年度以降、ちゃんと補助がつくかという部分に対しては、町長がかねがねいろんな東京のほうに出張に行っていると、そういうときにその辺のプレッシャーをしたりしていただいておりますので、私としては、もう間違いなくつくんではないかなと思っておりますが、今後のこの国の予算の動向によって変わるかもしれませんが、私どもとしては、今まで以上に国に対する要望を強めながら、何とか、役場の持っている予定で、この3年間で15基できるという予定で、補助のほうもつけていただくような形で要望活動のほうも進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

まず町長にお聞きしますが、町長は、再々東京へ行って、この吉田町の危機感というものを国のほうへ伝えて、補助金をもらおうというような形でやってくれていると思います。それは大変ありがたいことだと思いますけどね。

それで、今、理事のほうから予算についてはということで伺いましたが、町長として、確かにその危機感を国のほうへ伝えて、それに対して15基つくりたいよということの中で、予算が大丈夫だろうというようなことであるなら、ここでちょっと大丈夫だよと言ってほしいですけども、どうですかね、その辺は。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 必要なお金については、当然のことながら、中央に対して、政治家、官僚に対しましてお願いするわけがございますけれども、本当にくれるのかどうかと、本当にというのは、最終的には国からそのお金が来ない限りは、来年のことを私が、国が完全に確実にくれますよと、そんなことは言えるわけはありませんよね。そのように努力していると、そういうことです。厳密に言えば、すべてはそういうことになりますよね。来年、再来

年のことですから。

国もその方向で考えてくれていますので、間違いはないと思っておりますけれども、国がぶっ壊れない限りは大丈夫だと思っております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

本当にあと2年間で、公言しちゃったわけですね、皆さんにね、もうね。要は、3年間にして15基つくるよということ。なので、実際はお金が来ないとできなくて、これは大変困ったことになってしまいうし、ここに住んでいる皆さんも期待外れになっちゃって、がっかりしちゃうと思うんですよ。

以前、町長がよその町のことで、予算を組んでこういう計画をしているが、国からの予算が来るだかはっきりしていないくせにああいうことを言っているよというようなことを聞きました。そういうことがありました。だもんで、そういうことがあるもので、うちの町は確かかなということと言っているんですけども……

○町長（田村典彦君） いつの時点でそういうような発言をされたのか、場所と発言内容についてちゃんと示した上で言っていたかと思えます。

○13番（八木 栄君） 今ここではちょっとわかりませんがね。

○町長（田村典彦君） 議長でしょう、あなたは。

○13番（八木 栄君） そうですよ。確かに言っていますよ。

○町長（田村典彦君） 議長がですよ、わざわざ一般質問をする。国会でもございません。委員会でもございません。吉田町でも、八木 栄議長が初めてだそうです。物すごい、いわゆる事例でございますよね。そういうような場合に、議長として、いわば質問しているような体裁になるわけで、当然のことながら、私がこのようなことを言ったと言うのであれば、はっきりと責任を持って、どこの時点で、いつどのようにしゃべったのか、その内容について明確にするのが当たり前じゃないですか。

○副議長（藤田和寿君） 議員としてやっていると思えますので。

○13番（八木 栄君） 今はそうです。今は13番議員ですね。

その辺はちゃんと調べています。じゃ、申しわけございません。ただいまのを撤回します。ちゃんと調べた上で、もし本当にちゃんとできましたらまた再度お話をします。

それから、今、予定ですと、町道の上に建てるよという予定で進んでいることと思いますが、この全部で15基予定している中で、3基は道路とか町の土地のところだよということで今伺いましたが、残りの12基について、このA、B、Cとかと区画割りした中に、本当に町の土地とか町道が、たまたまうまいぐあいの町道があるよというところばかりじゃないと思います。そのような地域においてはどのように考えているかということを知りたいですけども、これも結局、技術検討会で決めるということになると思いますが、そういうことでしょうか。用地ですね。ほかのところの用地ですけども。

○副議長（藤田和寿君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） すべてが町有地ということがあるかということですが、民地を買って、買収させてもらって進めなければならないところもあります。そういった中で、場所等については、先ほど話しましたように、地元に入りまして進めていきたいと思っています。すべてが吉田町の町有地でできるかということではありません。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

それでは、あと2年間で、ことしを除いて来年、再来年の2年間で12基という数であるものですから、本来なら、もう大体の地区割りの中の予定の場所もある程度めどをつけて、この辺だなということを考えて、町の土地がなければ、その地権者とある程度の話をしておかないと、全然間に合わなくなっちゃうんじゃないかなと、私はそう思うんですけども、そういう危機感を持ってやっているのかどうか。それで、実際それもこの本定例会が終わった後に始動するのかどうか、その辺をお伺いします。

○副議長（藤田和寿君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） そのとおりです。3基以外の部分についても順次入っていきたいと思っています。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

それでは、その2年間で残り12基を必ず……、必ずと言うとまた町長が、補助が来なくちゃということ言うものですからあれですけども、一応予定として、それを、12基を建てる事業をちゃんとやっていくよというめどがついているということによろしいか。場所についてですね。またこれから場所を選んで建てていくということでございますよね。

○副議長（藤田和寿君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） うちのほうではポイントを持っていますが、それを地権者のほうに話をしたりということは今後していくという話になります。そこで決定かという、地権者がいますので、そういう協議もさせてもらいながら順次入っていきたいと思っています。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

一般の方というか、普通の方の地権者であって、いろいろ話が進まなくなることもあると思いますけれども、我々も地元の間人としては、そういうことで力になればいいと思うものですから、もしそういうことがあったらぜひ言っていただいて、私の土地なら十分提供しますけどね。そういうことで、何かあったら、困ったら、少しは議員のほうにも声をかけてくれればいいかなと思います。

それで、あと、地震が起きると地盤沈下もありますよね。実際、東日本なんか地盤が沈下して、そうすると、津波による浸水深さというのが変わってくるんですよ、実際。1メートル地盤沈下しちゃったら、そこの地区は1メートルも深くなっちゃうんですよ。この津波避難計画の説明会の資料の中には、地盤沈下というのはしっかりと載っていなかったと思いますが、そういうことを想定して浸水深さというのを考えておられるかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 津波避難タワーにつきましては、先ほども、場所が決まった地質調査をするということで、最低でも、地震が来たときに、震度7という想定をします。それでも倒れない。あと地盤沈下、液状化したとしても、その影響を受けないということで、そのくいを基礎地盤まで打つのか、いろんな土壌改良をするか、いろんな方法はあるかもしれませ

んが、そういう対策をとります。ゆえに、今地震が来ても、タワーとしては、その地盤沈下も含めて安全なタワーをつくらうとしておりますので、その設計の中でそういう部分も加味しながら、そういうことを起こさないような形のタワーをつくっていく予定をしております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

すると、浸水深さというのは、一番深いところが、この資料でいきますと、住吉の東浜で5.7メートルということですが、その辺は、結局、地盤調査した結果でないと、もしかしたら下がるかもしれないということで、そうした場合は、その地区、その辺の避難タワーにおいては、その分を加味して高さを決定すると。ある程度は技術検討会によるということと考えてよろしいかどうか。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の例で、5.7メートルあったとします。地盤沈下で、もし30センチ地盤沈下したら6メートルになってしまうということですね、今の御質問。ただ、地盤沈下しても、地盤は下がるんですけども、タワーは、下がらないようなタワーをつくりますので、地盤沈下が1メートルしようが2メートルしようが、タワーとしては、標高としては変わってこないということになります。

ですから、タワーの設計の中でそういうものは加味しておりますので、地盤沈下をするからそれを加味してもうちょっと高いタワーをつくるとかということではなくて、今のタワーの位置、今の浸水深という部分は、結果的には、地盤高もその表の中には入れさせていただいていると思いますが、海拔幾つの高さのタワーをつくるというところでわかりやすくするために浸水深と入れてございますが、その海拔のところはもう変わらないということです。

あと、この昨年度やったシミュレーションの中にも、沈下することをある程度見越しておるところもございますので、その辺は今入っている段階だというふうに御認識いただければと思います。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

何か以前、理事が、自分は水道管のことで、地震が起きたとき破断しないかと言ったとき、地面と一緒に動くよと、こういうことを言いましたよね。地盤沈下と一緒に、そののところにあったタワーと一緒に下がるんじゃないですか。なぜタワーだけ残るんですか。その辺がちょっと理解できないもので、私、ちょっとその辺は素人かもしれませんが、地面が下がったとしたら一緒に下がるんじゃないですかね。その辺が、ちょっと説明が理解できないですけども。

○副議長（藤田和寿君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 地盤沈下というか、沈下を全体的にするのではなくて、その中の砂れきという部分が液状化というものをします。その地盤をしないところの基礎のところにくいを打てば、そこだけ、液状化なんかしたときに、全然、もしビルなんか何も問題がなくて、道路なんかいろいろ下がったりしていますけれども、その基礎のところに入れるなり、その地盤沈下しないようにかたい地盤に土壌改良するとか、いろんな方法があります。それはどの方法が一番安くてできるかという部分は、現地の状況によって変わってきますので、その辺は、地質調査をすれば、地盤沈下の一番大きいのはその液状化とかそういうことでござ

いますけれども、そういうことに遭っても耐えうるタワーを、そういうことがあってもタワーとしては何も影響を受けないというようなことを、今、そういう構造のことを、もうこの検討会の中も含めて決定していくということでございます。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

今の説明でちゃんと理解できました。ありがとうございました。

それでは、きょう、今回一般質問中で、ちょっと確認というんですかね、させていただきます。

予算に関しても、建設場所についても、15基、計画どおり、先ほど町長が、予算は予定していても来なければ何もならないと言うけれども、今のところは、この3年間で15基建設するという予定でいるということ。

それから、仕様とかその辺のもろもろに関しては、技術検討会によって今後決めていくと。

それで、この今、本年考えている3基については、この定例会が終わったら、早速地元の方と協議して、場所を特定して、ある程度はつきりさせて、それはどこへ建てようということと公表していただけるものと思いますが、そういうこと。

ということで、一応、主なことを、それくらい、三つぐらいを私が質問して確認できればよかったかなと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで議事進行を議長に交代します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時41分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

副議長にかわりまして、ここから議長が議事を進めます。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第15日目、最終日でございます。

本日の出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第40号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより第40号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今回の税条例の改正でございますけれども、軽減措置がなくなるという形で、住宅用地課税の据え置きが廃止ということでございます。現在の町民の方々のどのぐらいの割合の方がそれに該当するのか。また、町にとりましても税収が減るわけでございますけれども、影響額というんですか、その金額等、わかるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 今現在の固定資産税の吉田町の場合ですけれども、今現在、負担水準1.0ということで、本則も負担調整がされていない土地につきましては、全体の50%の方がそういった土地になっております。

今回の80%から90%で据え置きが廃止された土地というのが全体の14.2%ということで、26年に廃止されるものが90%、今現在ですけれども35%ということになっております。

固定資産税についての影響額でございますが、300万程度ということで確認しております。以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 専決という形で、国のほうで前々から議論をなされていると思うんですが、平成24年度の当初予算への影響というのは今後あって、補正等が行われるか、その辺の動きについて御説明願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 当初予算を上程したときには、まだ法改正がされていなかったものから、今回の当初予算にはこの300万の金額は見込んでおりません。ただ、300万程度でございますので、補正予算に上げるかどうかは財政当局と相談して対応していきたいと考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今の答弁の中で、300万という数字が出ましたけれども、これは300万増える、税収が増えるということでいいですね。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） そういうことです。

○議長（八木 栄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第41号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより第41号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第42号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第42号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第43号議案 吉田町印鑑条例及び吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第43号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第44号議案 吉田町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

これより第44号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

今回のこの条例というのは、県の条例があってそれに即して当町でも定めるということだと思いますが、県の条例のほうでは29条まであるわけです。当町の場合は11条までということになっておりますが、この町独自の条例というか、条項というのはあるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 町の条例につきましては、牧之原警察署刑事課のほうから、暴排条例の市町村モデル等をいただきまして作成したものでございます。

それと、町の特色あると申しますか、これにつきましては県なんかでは3ない運動ということでやっておりますけれども、うちの町は牧之原市とお話を進める中で、暴力団と交際しないことということで4点目を入れて4ない運動ということをしています。

それともう1点、青少年に対する教育の措置の中で、暴力団に加入せず、暴力団との関係をなくすようにということで教育のことをうたっているわけですが、それに対しまして小学校を加えてございます。これにつきましては5、6年生程度の高学年になりますれば、暴力団犯罪を認識することも可能であるため、必要な教育を行う必要があるため、うちの町と牧之原市につきましては、小学生を加えたこの2点が特色あることだと思っております。

以上でございます。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 質問します。

今回の目的のところでありまして、この条例が施行されたときに、吉田町がどのように変わるのか。理想的にはお話しあると思っておりますけれども、現状を踏まえて、どのぐらい現状ではこれを施行することによって、吉田町はどのように変わるのかということをご想定して提出されておりますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 県下の暴力団の犯罪とか管内の暴力団の犯罪という関係についま

しては、犯罪白書という形で牧之原署のほうで報告が出ておりますけれども、管内の暴力団の犯罪を申しますと、総数では件数が43件、検挙人数が28人というふうな形の中で、その前年につきましては、検挙数が21件、検挙人数22人ということで増えているような状況でございますので、この暴排条例を町が施行することに対しましては、この総数を少しでも減らしていくような形の中で、町民が安全な暮らしをしていけるような状況をつくっていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、具体的な質問に入ります。

5条なんですけれども、そこに町民等の役割ということが記載されています。町民は基本理念にのっとり、暴力団の排除のための行動に自主的にかつ相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとするという記載があります。この努めるものとするというのは、義務規定の中ではかなり義務レベルの低いものだというふうに解釈すれば、このように町民は基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的にかつ相互の連携及び協力を図りながら取り組まなければならない。町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力、逆に言えばしなくてもいいということになると思うんです。

ところが、事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するように努めるとともにということとは、努めなくてもいいというふうには解釈できませんか。町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとするものと、これは協力しなければならないに近い。

そうすると、町民は取り組みなさいと言いながら、事業者に対しては努めるものとする、この表現の違いというのは、何か意味があって表現を変えているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 町民等の役割につきましては、暴力団の排除を実現するために、警察の取り締まりを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、町民が相互の連携及び協力を図りまして、一体となった活動を展開すべきであることを規定したものが、この第5条になっております。

暴力団の排除に関する施策とか協力ということにつきましては、町等が実施する暴力団の排除を目的とした事業や集会に参加したり、暴力団に関する情報を町等に提供したりすることなどをいっております。

事業につきましても、一定の目的を持って、反復継続的に遂行される同種の声の総体をいいますので、その事業についての準備等も含まれるということで、町民と事業者、町、警察とそれぞれ連携を持って取り組んでいくということだというふうに解釈しております。

5条の努めるものとするのと、その2の一切の関係を遮断するように努めるというものにつきましては、これは努力義務ということで、2項の協力するというのは、必ずやっていたくということを協力するものとするというふうに解釈しております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） だからこそ、町民には排除のために活動をしなさいと、ある程度の義務規定ですよ。ところが、事業者に関しては努力規定にしているわけです。そこをなぜそうしたかということなんです。

- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） 町民は努力規定、事業者については義務規定というふうに解釈しております。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そうすると、これはどう読めばいいのか。一切を遮断するように努める、要するに努めるという言い方は努力規定ですよ、これは。にもかかわらず今、事業者は義務規定とおっしゃったのがちょっと……。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） これにつきましては、県条例と同様の規定の表現をしておりますけれども、県民、これは町民ですけれども、これは努力義務としております。それで、協力者といいますか、協力する者につきましては、暴力団との交際がかかわり合いがあるため、義務規定をしているということでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） これ、県そのままというのは承知しています。先ほど同僚議員の質問で、3条の基本理念で4ないにしたと変えているわけです。すばらしいとは思っています。そういう変えるところはあるわけです。そうしたら、何か意味があって、これはこのままにしているんだということからすると、やっぱり町民に対して義務規定というのは、ものすごく怖いという意識があります。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） 町民には努力していただきたいということを規定していると思うんですけれども。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そうすると、この言葉は、自主的かつ相互の連携及び協力を図りながら取り組むのを、取り組むように努めるという解釈なんですか。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） そういうことでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そうすると、第5条の2項までは努力目標であって、事業者の町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする、これが義務、ここだけが義務ということですか。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） はい、そういう解釈です。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そうすると、やっぱりこれはどうとでもとれる。普通に読めば、町民にとっては取り組むというのが義務で、町の実施に関してが努力というふうにとれるんですけれども、これ両方とも努力規定だというふうにはとりにくいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） 町としましては、今御説明したように努めるのが努力で、協力するというのが義務規定というふうに解釈しております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 一番怖いのは、これ努力規定だということなんですけれども、やっぱり町民の方が排除のために活動した。そうしたときに、何がしかの報復なり、そういうものがあったときに、その人をいかに守るかということが重要だというふうに考えているわけです。

また、その中において、町の役割として町民に対する支援ということで、第7条で町民等に情報の提供その他の必要な支援を行うとか、警察と緊密に連携し、その安全の確保も配慮するという文言はあるわけですが、具体的に何をしてくれるのかということとは、ちょっとここでは読めないわけです。具体的にはどういうことを町民に対してやっていただけるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今、議員おっしゃいました第7条に、町民等に対する支援ということが規定されているわけでございますけれども、この条例では、町民等に対する支援としまして、警察と緊密に連携し、町民等が安心して暴力団排除活動に取り組めるよう安全の確保に配慮すると規定しております。

静岡県の暴排条例の第7条におきましても、対象者の保護の規定が定められておりまして、警察による保護体制など必要な措置により、町民の安全の確保に配慮すると規定されております。

実際には、暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する具体的な安全の確保に配慮することにつきましては、警察に保護措置をとるよう要請する。2点目としましては、緊急避難場所を提供する。このような配慮をすることが考えられるということでございます。

○議長（八木 栄君） ほかに。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 8条ですけれども、青少年に対する教育等のための措置ということで、議案の20、21ですが、先ほど4ないということで小学生を対象にしたということでした。私もここは一つの特色かなと思います。

それで、小学生も1年から6年生までありまして、対象を高学年にしているのか、1年生から6年生まで教育を、そういう措置を講ずるということなのか、対象ですね。

それともう一つは、小学生ですので、どのような措置ということがあるんですが、イメージ的にどういう教育があるのか、おまわりさんと呼んで何かお話を聞くとかということだとは思いますが、その辺のイメージ、具体的な何か計画が想定されていたら教えていただきたいですが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 町立の小学校または中学校に対しましては、町の教育委員会が必要に応じて教育をなされるよう指導を行っていきたくと思いますけれども、適切な教育が推進されるよう、講師として警察職員の派遣等それらにつきましても、依頼につきましても、牧之原署との連携を図った中で検討していきたくと思いますけれども、それらにつきましても、青少年教育が円滑に推進されるための措置ということでございますので、今後、署のほうと話をしていきたいと思っております。

対象学年につきましては、やはり1年生、2年生ではちょっとあれだと思いますので、先

ほど言いました高学年の5、6年生ぐらいになるんじゃないかというふうに思っています。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

6条に関してですが、公共工事への暴力団の介入を防ぐということなんですけれども、現在、入札の関係でそのような下請にもいませんよというような誓約書というのか、そういった契約書というのか、そういったものはあるんでしょうか。というか、これからつくるのでしょうか、そのところをお答えください。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 入札の関係ですけれども、この暴排条例をお認めいただきますれば、町長と警察、牧之原署長との間で、吉田町が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書というものを締結しまして、具体的な情報交換等のやりとりを行っていただくわけですが、入札につきましては、吉田町の競争入札心得におきまして、入札書の提出を持って暴力団関係企業等でないことの制約や、警察当局から暴力団員としての町発注の工事とかでも排除要請があった場合や、制約事項に虚偽のあれがあった場合につきましては、制約に反することになりますので、入札の参加したものにつきましては無効というような手続になってきます。

また、下請につきましても、その心得の中にうたっておりますので、それらにつきましては、無効というような形になっていくように処置していく予定でございます。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質問はございますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

一つ、基本的なことをお伺いします。

先ほども答弁の中の言葉にありました交際、暴力団との交際、この言葉に関しては何となくわかっているような言葉であると思うんですけれども、これを機会に、また町の皆さんが再認識をしていかなければならぬ言葉であると思いますので、その言葉に関して、非常に神経質な言葉なんですけれども、関係法令に定義というものはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 定義といいますか、この中で考えておりますのは、町としましては、その相手方が暴力団員と承知した上で、飲食とかゴルフとか旅行等のおつき合いをすることを交際というような形で、うちのほうは考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の中に、認識をした、わかっているとだめだということですが、非常にその辺はあいまいだと思うんです。例えばそれがどのような場合を考えていますか。あえて知らないふりができる、そういう部分もありますので、その辺の、僕が求めた定義、言葉の中での定義としては、もうちょっと突っ込んだものというのではないんでしょうか。例えばもうちょっと具体的な細かい部分。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 交際の相手が暴力団と言われましても、牧之原署管内で暴力団員として認識している組織と、牧之原市ではなくて、全国であれしている場合がありますので、一概にこの人だというやつを特定することはすごい困難だということを警察から聞いておりますので、交際の定義につきましては、町としては先ほど言ったように、自分から認識した上でおつき合いすることを交際というふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ちょっと考えさせてもらいました。

認識をするという言葉に関して、認識をして、実際的に特にそういうことは非常に難しい部分だと思うんですけども、認識をするというのはどういうことなんですか。例えばいろんな決め方、この中でも決め方がありますが、それがはっきりわからないものは非常に危うい部分があると思うんですけども、その辺の危うい部分との認識との共通項というか、そういうものというのは、今の答弁でいくと非常に何かわかりにくい、何でもありだよという話に聞こえてしまうんですけども、その辺で基本的なルールというか、そういうものというのは、例えば法令関係とかいろいろな文書の中には書き入れてあるものというのはいないんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 2条の中で定義がありまして、暴力団員とはというのは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2項に規定するところにより、その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体を暴力団といいます。暴力団員につきましては、暴力団対策法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。第3号の暴力団員等とはの「等」でございますけれども、条例において、暴力団員または暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を暴力団員等としております。暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も、必要に応じて本条例の各種規制の対象とした理由につきましては、暴力団が暴力団対策法の適用を逃れるために、暴力団の名称を印刷した名刺等の使用を控えるなどして組織実体を隠ぺいし、あるいは構成員の一部が暴力団から脱退し、準構成員として外から暴力団と関係を持つようになっている現状を斟酌したものでございます。

また、近年、暴力団員であることを隠ぺいするため、暴力団を脱退する旨の偽装をする、いわゆる擬装破門を行う実態がうかがえるところでもありますので、こうした暴力団の活動実態の不透明化に的確に対応するため、暴力団員に限らず、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者も含めて、暴力団員等として定義を設けたものでございます。

これが暴力団、それぞれの定義でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 定義は大体わかっているんですけども、その中にやっぱり隠ぺいとかそういう形で出てきますよね。そのときに、こういう例えば交際という部分がどのようなある程度の具体的なものがないと、なかなか周知できないのではないかと、思ってこの質問をしたんですけども、交際という部分、暴力団との交際が何を意味するかということを、規定がなければ、また回答もできないということであればしょうがないですけども、それも調べて継続的にもうちょっと具体的な部分、そういう部分を探っていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 暴力団排除条例については、既に都を初めとして他の都道府県あるいは市町村においても、既に同様な規定が同様な条文で制定されているところでございます。

一般的には、こういった条例を制定した場合には、一般的にですが、これについてつくるかどうかというのはこれから検討しなければいけないだと思いますが、いわゆるQ&A、要するに質問に対する答えというようなよくポンチ絵で、そういったものをつくって周知する場合もございます。これについて言えば、交際でありますとか、これはまさに条文でございますから、この条文をそのまま解釈していただければいいわけですが、わからないというようなことがあれば、Q&Aといったものも、ほかの市町を参考にしながら検討していく必要があるというふうに私は考えてございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今の答弁、ありがとうございます。

そういうものはできるだけ皆さんにわかりやすく、だれもが承知しなきゃならんということになりますと、非常に抽象的な言葉というのはなかなか伝わりにくくて、継続的にこんなやつのも、吉田町の考え方、皆さん近いと思うんですけども、僕も同じようなものだと思うんですけども、その中でそういうものをできたらつくっていただきたい。そういう形が、この条例をしっかりとみんなに周知してもらうための一つのわかりやすい方法ではあるかと思っておりますので、その辺はどんな感じでお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 条例に関しましては制定をしますれば、当然、町民に対して周知徹底をする必要がある、これは当然のことです。

ちょっと先ほどの質問につけ加えさせていただきますが、交際でありますとかそういったものについては、すべて定義としては十分一般的にいろいろなところで使われておりますので、先ほどのQ&Aに関していえば、本当にこの中でわからない、あるいは解釈ができないというものがあればQ&Aにするということで、逐条解説みたいなものを私はイメージはしておりませんので、あわせてお答えをさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今のお答えでいずれにしてもあいまいな答えになるんですけども、その中で、また次の機会を見つけまして、僕のほうでもよりいい方向に行くために質問させていただきますので、きょうはとりあえず今の段階で了解いたします。

○議長（八木 栄君） ほかにございませぬか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 暴力団排除の関係につきましては、町営住宅の関係でさきにも条例を制定しているという形で、先ほど御答弁があったような入札の心得においても、県条例ができてから4月に直したということでございます。今までの取り組み的なものもある程度押さえている中、県が制定した条例に協力する形で、町を挙げて牧之原管内でやるということであるわけでございますけれども、今回、この条例を制定することによって、今、副町長が言われた、先ほど同僚議員も発言があったんですけども、町民とか事業者という形で、町の入札等々のことに関しましてぴしっとやられているということは理解しているわけでございますけれども、町民の方々にもその辺について、暴力団が利する行為を排除して、全国で

暴力団を排除しようという趣旨での条例だと思うんですけども、非常にいろいろな文献を見てもわからないです、暴力団というのが。どなたが暴力団ということが。

だものですから、その辺のところでの条例が制定されてから今、副町長はQ & Aということでお話をされましたけれども、先ほどの御答弁の中で合意書、牧之原署との合意書という形で具体的なことが挙がってくると思うんですけども、まだ制定前ではあると思われるんですけども、案の段階でも結構なんですけれども、具体的にそういうところをフォローした形で町民を守るところ、町民及び事業者へ情報を教授するところ等々、本当に町民の方々が不透明なところについて、どのような形でフォローして合意書を結ぶか、その合意書について少し御説明できるようにであればお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 合意書の内容でございますけれども、町が行う事務事業におきまして、暴力団を利用することとならないように、暴力団の排除のための必要な措置を実施するに当たりまして、町と警察が緊密に連携するための必要な事項を定めたものが合意書内容となります。

町長は、暴力団の排除のための必要な措置、暴排措置の対象となる事務事業を実施するに当たりまして、その相手方が暴力団関係企業等に該当するか否かについて警察署長に対して書面によって照会をすることができるようになります。警察署長は、町長からの照会があったときに、事実関係について調査をし、その結果を町長に対し、文書により回答するという形で、その相手方が暴力団関係企業等に該当するにつきましては、暴排措置の実施を要請することができる内容であるというふうな形で、合意書を締結するような形になっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。

特に先ほど山内議員が言った交際とか、この条例にもあります第6条の3項に、密接な関係を有する者という形で、本当に関係がなくても、中傷でそういうふうに言われたために、本来あるべきものが害を介す、また逆のこともあり得るものですから、運用が非常に難しいと思うんですけども、警察がしっかりとやるということでもありますので、その辺について誤解等があったり、また本来、関係を有している人が入りこんだりということで、本当に線引きが難しいと思われるものですから、十分なる御検討を、警察との連携を密にとりたぐいで排除の推進をお願いしたいと思いますので、要望ですけれどもお願いいたします。

○議長（八木 栄君） そのほか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

6条の関係ですが、公共工事あるいは町の事務を請け負うときの暴力団の関係ですが、入札後あるいは公共工事施工中あるいは事務の施行中にそういうことがわかった場合、どうするかということ、ここにちょっと載っておらないものですから、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 入札の関係は先ほど1番議員のときにお話をさせていただきましたけれども、それらがわかった時点で入札につきましては無効となりますので、工事につき

まして虚偽の申請をしたという形になりますので。下請、孫請等が工事施工中に発覚したということをおっしゃっておられるのでしょうか。

○2番(杉本幸正君) はい、そうです。

○総務課長(田村政博君) それは、虚偽の申請をしたということになりますので、それにつきましては、その時点で何らかの処置を牧之原署と話をして進めていきたいというふうに思っております。

○議長(八木 栄君) 2番、杉本幸正君。

○2番(杉本幸正君) 2番の関係ですが、今そういうお答えを伺ったんですが、やはり条例をつくる上に、あるいは規則とかでそういうこともうたっておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺がはっきりしておらないということで、こういう条例をつくるためには、きちっとやっぱりある程度そういうことまでしておく必要があるのかなと私思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長(田村政博君) 工事の関係につきましては、ことしの4月1日付で工事契約約款、業務委託契約約款、建設工事執行規則に暴力団の排除条項を盛り込んでございますので、そういう形になっております。

○2番(杉本幸正君) 了解。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

先ほどのQ&Aということに関してちょっと伺わせてください。

これから僕もちょっとしっかり勉強していろいろ周知したいと思っていますので、その中で、例えば具体的にどういう形で向き合って入っていったら、そういうところにたどりつくかというのは、何か御存じでしょうか、教えていただければ。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) 一般的に私、Q&Aと申し上げたわけですが、まさにQ&Aですから、山内議員のおっしゃるように、交際とはどんなものですかというようなものについて、答えはこういったものです、一緒に何とかをすること、そういった具体的なことをQ&Aでは、普通であれば、一般的には規定するというふうに考えております。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

そうすると、そういうものというのは、特別今までどこかで見たとするか、そういうことではなくてということですね。

いずれにしても今言われたQ&Aに関して興味がありますので、もしどこかに情報としてあれば、それをちょっと見たいと思ったんですけども、別にその方法というのは特に持っているわけではないか。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) 特段、私、資料を持ってきたわけではありませんのでございますが、多分どこにでもたくさん例は、言い方は悪いですが、法令であります、法律でありますとか、行政で施策をつくった場合には、私で言えば金融関係のでありますとか、そういったものがたくさんありますので、調べればすぐ出てくると思います。

- 3番（山内 均君） 了解。
- 議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。
- 10番（増田宏胤君） 暴力団の排除条例制定後における町民へのPRはどんなやり方でやっていくのかということが1点と、あわせて情報提供という表現が出てまいりますけれども、町民へ情報提供する、どの程度までのことが可能なのか、暴力団という相手がよく見えてこないで、ぜひ現状でわかる範囲の御教授をお願いしたいと思います。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） 条例をお認めいただいた広報につきましては、広報よしだとか、町のホームページ等に掲載して、広報活動を図っていきたいと思っております。
- 2点目の質問がちょっと申しわけございません、ちょっとわからないんですけれども。
- 10番（増田宏胤君） 情報提供できる範囲がわかりましたら、どのようなことまでは情報提供できるのか。
- 議長（八木 栄君） 総務課長君。
- 総務課長（田村政博君） 町のほうから暴力団はここにいますとか、そういう広報とかそういうのはするつもりはございません。あくまでも町民のほうから暴力団らしき者がいた場合につきまして、そういう情報提供を町を通じたり、直接牧之原署へ情報提供したりして、暴力団の排除に向かっていきたいということにする条例でございますので。
- 議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。
- 10番（増田宏胤君） 第4条に町の役割があります。この中で町として知り得た情報をどの程度までできるのかということで、具体的に示していただくとありがたいと思います。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） 情報というのは、暴力団犯罪に関する情報があった場合に、暴力団集金システムに関する情報等々ですね、活動実態に関する情報を町民のほうに知らせるといような形になっておりますので、直接町が町民に対して暴力団の情報を町民に知らせるといことではなくて、町民が例えばみかじめ料をとっているとか、そういう疑わしいやつがある場合につきましては、警察なり、そういうところへ報告する。
- また、企業が地元の対策として利益を暴力団に供与しているような話を聞いたとか、そういった場合につきましては、そういうやつを警察のほうへ情報提供として流すといような形になっておりますけれども。
- 町の役割は、4条の3にうたっておりますように、暴力団の排除に資すると認められるそういう情報を知ったときは、県に対し当該情報を提供する者とするということになっております。ですので、直接町民にこれこれこういう情報が、ここが暴力団とかとい情報といものは、特にしないようになっております。
- 議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。
- 10番（増田宏胤君） 関連しますけれども、もう1点、過去を振り返ってみますと、役場の窓口へ住民票あるいは印鑑証明が欲しいということで来られた方が、たまたま面識のある方であったわけで、これは暴力にかかわる人物ということでは理解をしていたわけですが、そんなような方が窓口において不法な行為をした。それで職員については、そのときの対応は警察署へも通報をしたということで、その場は解決を見ているという事例があったことは承知をしております。

そのような中で、庁舎内でのこのような条例に基づく取り扱いを徹底するために、役場庁舎の中においては、内規のようなものをつくられていくのか、あわせて職員が自分の仕事上、団体あるいは個人に対して接する場がありますので、そのような先ほどQ&Aのお話がありましたけれども、その周知についてどんなふうにお考えをお持ちなのかお聞きをします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 内規をつくるような予定は特にございませんけれども、それで窓口でそういう威力行為をした場合ということですが、その場合につきましても犯罪になりますので、即警察のほうに電話をするような形で、その場はやっていきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 全職員に一応何かこのような、先ほどQ&Aのお話がありましたけれども、そんなような徹底するためにお渡しをするというお考えはありませんか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 職員に対しまして、特にそういうやつは考えておりません。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） そのほか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の補足で聞かせていただきたいんですけども、そのような情報があつたときにどこで対応していただけるのか、どんなシステムで対応していただけるのかというのは決まっておりますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） そのようなことが起きた場合につきましては、今でもすぐ警察へ電話するような形になっておりますので、そのような事例がありました場合につきましては、接客中にそのような態度をとられたことにつきましては、もう警察に言って、警察が待機しているような状況というふうな形で、対応は今現在も図っているところでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の答えだと非常にあいまいで、例えば今こういう条例をつくったときに、それをどこで受けて、それをどういう形で警察までいくのかとか、そういうのは感じた人が直接警察へ行けということの今返事だったんですけども、そういう意味で聞いたわけではなくて、何か情報をどこに、そういう情報がありますよと提供しながら、町の人たちが今自分が何か思ったときに、どこへ対応を求めていったらいいのかというのを聞いたかったんです。

○議長（八木 栄君） 町民が情報を持ったときに、どこへそれを告げればいいのかということですか。

○3番（山内 均君） そうですね。そのシステムがあるかどうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） すみません。

情報につきましては、例えば暴力団らしき者が頻繁に近隣の建物とかに出入りしているなどの一般情報とか、先ほど言いましたみかじめ料等の請求を受けたなど直接犯罪に結びつく

被害情報の情報提供などが想定されますけれども、一般情報につきましては、町民の方が直接牧之原署のほうに言ってくださっても結構ですし、町経由で御相談しても結構です。

ただ、犯罪に結びつくものにつきましては、警察としましても書類等の提出を求めたりしますので、町経由での書面での回答をお願いしますということを言っておりますので、一般情報につきましては、個人で町民が直接牧之原署へ行っていただいても結構だと思います。報告して下さっても結構です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

大体わかりました。もし僕が何かあったときには総務課に行きますので、またはよろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 窓口につきましては、総務課になります。

○議長（八木 栄君） ほかにはいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第45号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより第45号議案についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この固定資産評価審査委員の選任に当たっては、吉田町でいえば町民か町民税の納税義務がある者か、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選ぶということなんですけれども、そうすると、町民全部からだれでもいいわけですね。その中からこの村松さんがベストあるというふうに判断された、どう判断されたのかということ、具体例を示して説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今回しました村松さんですけれども、村松さんにつきましては、平成12年7月1日から固定資産評価審査委員会委員に就任をさせていただいておまして、24年6月30日をもって4期12年を終了しようとしているところでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、行政委員会の委員でございまして、取り扱う件数は個人情報に係るものになりまして、当然のことながら守秘義務が課せられるものでございます。こうしたことから、委員は人格も高潔で、冷静で客観的な判断が必要となるものでございます。

それで、町としまして今回、村松氏の委員の選任に当たりましては、1点目としまして、審査に関する経験を有していることが挙げられます。当町では、これまで平成12年と平成16年にそれぞれ1件ずつ固定資産評価審査の審査の申し出がございました。それで、固定資産評価審査委員会で審議された経緯がございまして、村松氏につきましては、現委員3人おるわけですけれども、そのうち唯一この審議の御経験を有する方でございます。

2点目で、地域の地域で人望が厚いということで、村松氏が初めて固定資産評価審査委員会の委員の選任に当たりまして、当時、地域の川尻自治会から御推薦もいただいた経緯がございまして、村松氏は地域住民からも人望が厚く、またみずから起業されていることから、納税者としての立場からも客観的な御判断がいただける方であると思っておりますので、今回、町として選任した理由でございまして。

○議長（八木 栄君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質問を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、町長から第46号議案が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、第46号議案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、第46号議案 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第2回吉田町定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第46号議案は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体の一つである共立湊病院組合の一部事務組合下田メディカルセンターへの名称変更に伴い、静岡県市町総合事務組合同規約の別表第1及び別表第2の一部を変更するものでございます。

このたびの規約変更につきましては、静岡県市町総合事務組合組合長から、平成24年6月4日付、静総第27号により各構成団体に協議依頼があり、7月13日までに協議書提出を求められているところでございますが、この協議につきましては、地方自治法第290条の規定により町議会の議決が必要となりますので、議会に追加議案として上程するものでございます。

以上が、上程いたします追加議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

第46号議案について御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページ及び2ページをごらんください。

議案タイトルは、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合同規約において、同組合の構成団体の一つである共立湊病院組合の名称を一部事務組合下田メディカルセンターに変更するものです。

参考資料ナンバー6をごらんください。

別表第1は、静岡県市町総合事務組合を組織する市町並びに市町の一部事務組合及び広域連合を掲げております。

別表第2は、同組合の共同処理する事務ごとに区分される市町並びに市町の一部事務組合及び広域連合を掲げており、第3条第1号に関する事務とは、市町職員退職手当事務のことであり、第3条第2号及び第3号に関する事務とは、非常勤職員公務災害補償事務となります。本議案は、この両表の共立湊病院組合の名称を一部事務組合下田メディカルセンターに変更するものでございます。

このたびの規約変更については、静岡県市町総合事務組合組合長から平成24年6月4日付、静総第27号により各構成団体に協議依頼があり、7月13日までに協議書の提出を求められているところですが、地方自治法第286条第1項の規定に基づくこの協議につきましては、同法第290条の規定により町議会の議決を経る必要があることから、今議会に追加議案として上程するものでございます。

なお、近隣市町においても、同様に追加議案として上程することを申し添えます。

以上が総務課から議案につきましての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で説明が終わりました。

これより第46号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第8、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、3委員会とも閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で、平成24年第2回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、この議会におきまして、当局から上程をいたしました議案につきまして活発に議論をいたしました。とりわけ暴力団排除条例につきましては、本当に盛り上がった議論を尽くしまして、住民代表として、住民の福祉の増進に殊のほか意を注がれている議会の皆様の意識の高さに、改めて敬服を表する次第でございます。

さて、一般質問において、平野議員から議会に対してという一般質問がございました。その中で平野議員は、冒頭まぐら言葉の中に、「町議会の議事は、上程された議案が町の利益、町民の利益にかなっているか否かを判断すべく行われるものです」と、このように端的に断定をされておりました。まさにそのとおりでございます。本当にこのように短いセンテンスの中に、議会の議事の要点というものを示されたと、本当に敬服をしております。

そんな中で、私のほうからそのお答えの中におきまして、しかしながら、議会の議事においては、町の利益、町民の利益にかなっているか否かを判断すべく行われていないのではないかというふうな、あえて議会の皆様に対して疑問を呈させていただきました。その一つの

例として、端的な例でございますけれども、黒田教育長の教育委員の同意について出しました23日、そしてまた28日のそれぞれの議事において、不同意をされた議案につきまして、事細かにお話をさせていただきました。

現在、教育長は不在でございます。当然、教育行政の混乱というものも懸念をされております。答弁の中でお話し申し上げましたように当然、教育行政の立て直しを図り、住民の皆様に対して教育行政の推進を図らなければならないので、いろいろと考えなければならないというふうなことを話させていただきました。

現在、はっきり申し上げて、私は非常に困惑をしております。はっきり申し上げると、困っております。その理由は、お話は申し上げたところでございますけれども、いわば端的に申し上げれば、黒田教育長の教育委員としての不同意というものが、議会の皆様におかれましては、住民の増進を図り、町の利益、町民利益にかなったものであるというふうなことになるわけでございますけれども、その合理的な理由については一切説明をされておられません。当然、議会だよりにおきましても、単に議員の発言の羅列が書かれているだけで、町民の皆様に対して、その真意についてお話しされたわけではございません。

本当に重ねて申し上げますけれども、私は困っております。副議長の藤田議員が、黒田教育長の教育委員としての同意は基本的に町の教育、また生涯教育ですね、これについて付託するわけにはいかないと。また、高揚感を高ぶらして町の英断と、我々の英断という言葉で申しました。私は余り知識がないものですから、すぐ辞書を引きましたら、英断というのは二つございまして、一つは天皇のエールというのがございまして、まさかそこまで考えてはおられないでしょうけれども、英断というのはすぐれた判断であると。すなわち、黒田教育長の教育委員としての不同意というものは、住民の増進を図り、町の利益、町民の利益にかなったものであるというようなことを、「我々」という言葉を使った以上は、当然のことながら限定すれば7名でしょうけれども、議会の意思としてなるわけです。

しかしながら、それについて一向に合理的な説明はございません。とりわけ人事案件の同意につきましては、法律で定められた審議要件でございます。それについて触れたことは一切ございません。さらに、23日の場合は私の説明不足があったのかなと思ひまして、でき得る限り、長くなりましたけれども、懇切丁寧に説明をさせていただいたつもりでございますが、上程理由についても一切言及はございません。

これが住民の代表として、いわば町の利益、住民の利益を判断すべく行った議事の結果でしょうか。はっきり申し上げて、教育委員の人選でございますけれども、それなりの人においては震え上がっております。ハードルが高くなりました。本来、法律で定められた審議要件にも触れず、私が懇切丁寧に申し上げた上程についても触れず、皆様は別なリングを設けられて、そこでやられたわけでございます。そのようなことが、重ねて申し上げますけれども、住民の増進を図ることを目的として、町の利益、町民利益にかなった議事をされた結果でございましょうか。

先日、議会のほうから今会議中に議会基本条例について当局と懇談したいので、時間をつくっていただきたいという申し入れがございました。私のほうも当然のことながら、行政において教育長の不在というものは非常に問題がございますので、今後の人選も進めなければなりません、早急に。その場合、ほかの人はかえられないと、ほかの人では考えられないという形で黒田教育長の教育委員についての人選をお願いした。別な言葉でかえれば、余人を

もってかえがたいという言葉でございます。簡単に右から左というわけにはまいりません。

そういう中において、いわば議会基本条例の懇談会とセットの形で、当局はいわば議会の皆様に対して黒田教育委員の人選について不同意としたことが、住民の増進を図ったことであり、町の利益、住民利益にかなったものであると、そのような英断ということをしたわけでございますので、これは当然説明してもらわなければならないと思って、セットでいかがでしょうかと申し上げましたけれども、その答えがございません。

また、これは非常に重要な問題でございますけれども、可否同数の場合の議長裁決でございます。116条に決まっております。これは議会の長い歴史の中でいろいろございませけれども、一つの原則として、スピーカージェニソングルールというのがございます。デニソン議長のいわば規範というものでございませけれども、可否同数となった場合は、議長裁決というものは現状維持的に行使するという原則でございます。別に法的に議長がどちらに転んでもよろしいわけございまして、ただその場合に、政治的に配慮するというふうなことが一般的に言われております。議長は当然のことながら自分がノーということをされたわけでございますので、その結果は議長不在になることは、本人は承知の上でされたわけでございます。

新聞報道等によりますと、年齢だけの問題ではないということでございますが、議長裁決の重みというものは、当然のことながら皆様の評決とは異なって一段高いものでございます。当然のことながら、議長不在というものが惹起されるわけでございますので、議長はこれについて非常に高いレベルから御説明いただかないと、非常に問題を生じてまいります。黒田教育長の同意の件につきましては、非常に難しい問題を惹起したと思っております。

それと同時に、賛成をされた議員の皆様もそうでございますけれども、あえて不同意された7名の皆様、とりわけ議長もそうでございますけれども、不同意というものが町民の福祉を増進したと、また町の利益、町民の利益にかなったものであるということになりますので、それについて賛成された方も一蓮托生になりますので、それについてなぜ不同意とされた方々に対してそれを聞かないのでしょうか。議会というものは、議事機関でございます。会議を開き、議案等を審議し、町の利益、町民の利益にかなうような結果をもたらすのが議事の務めでございます。その後も賛成の議員たちが反対の議員たちに対して、いわば議会において討論したということも聞いたこともございませ。非常に珍しい議会だなと思えます。

先ほどの暴力団排除条例については、あんなに熱心にやっているにもかかわらず、はるかに大事であると思っておりますけれども、教育行政の停滞をもたらした不同意については一向に話をされない。ぜひとも議会におかれましては、この定例会議が終わった後、しかるべく速やかにそのような場を設けていただきまして、私に対しまして説明をしていただきたいと思います。147条でもって、私はこの町の統括の責任を持っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

さて、今度皆様にお会いするのは、その懇談会が最初となるわけでございますけれども、9月までは時間がございます。暑い日も続きますので、ぜひともお体に意を注ぎ、また元気な顔を拝見できることを楽しみに私はいたします。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） ここに、平成24年第2回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、6月5日以来15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め何かと御多忙なことと存じますが、町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしません
が閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成24年第2回吉田町議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

閉会 午前10時21分